矯正図書館

# 刑政

第四十二卷　十二月號　第十二號


昭和四年を送る　卷頭言
刑政時論　A生　4
再び行刑上の問題に就て　正木亮　6
拘禁者處遇に關する國際刑務会員會の草案　木村龜二　17
東洋刑事法制史　佐伯復堂　28
刑務官の德行　住江敬義　39
刑法主觀思想と鐵の扉　坂本英雄　47
米國郡刑務所廢止產業園擴張の運動　泉二新熊　52
アメリカ合衆國とヨーロッパ合衆國　ティーピーイバルラ　59
都市細民と特殊兒童　椎名龍德　67
小菅刑務所の落成に就て　有馬四郎助　76
秋に求むる詩觀　橋田東聲　79
猫の眼　赤田生　84
讀者の頁——海外異聞錄——家庭の頁——刑政俳壇——小菅刑務所落成式——雜報——敍任辭令——其他


財團法人刑務協會發行

昭和四年十一月二十五日印刷納本・昭和四年十二月一日發行　第四十二卷第十二號

刑政第42巻第12号
矯正図書館

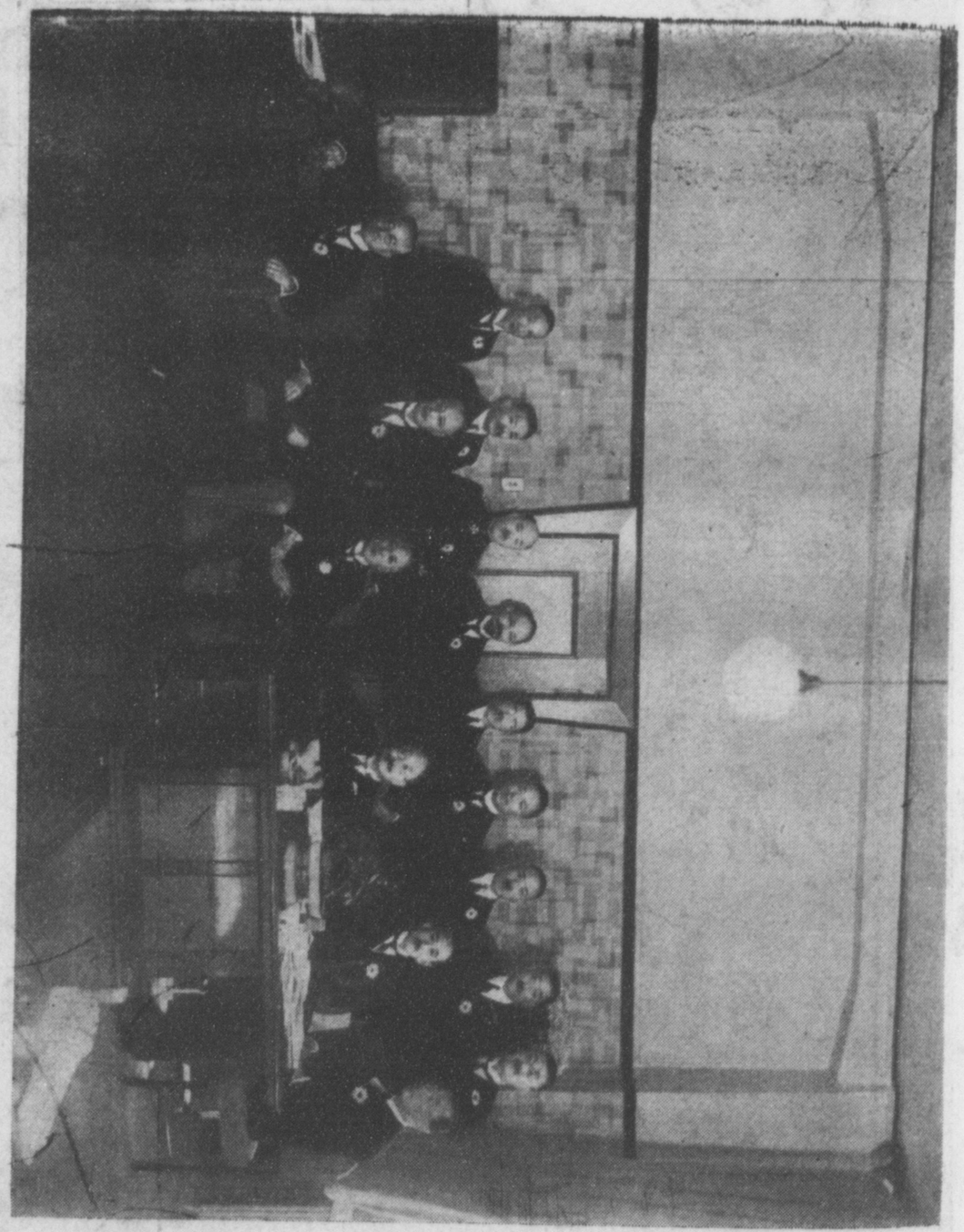

小菅刑務所落成式當日の主なる來賓

黒崎法制局書記官　矢追大審院檢事）

行刑局長　泉二刑事局長　吉田小菅刑務所長　山岡貴族院議員　丸山警視總監

院長　豊嶋大審院部長　小原司法次官　後列　鹽野檢事正　鍋嶋秘書官　松井

（前列向つて右より　牧野帝大教授　小山檢事總長　渡邊司法大臣　牧野大審


刑務協會編

# 人のかゞやき　第一編

□四六版約六百頁□
□渡邊法相筆蹟□
□寫眞版數葉□
□裝幀優美函入□
□定價一圓五十錢□

稟告

文運の隆昌につれて出版さるゝ書籍の多きことは、特に洪水の觀がある。併しながら刑務所看讀用として採用せんとする時、遂に理想的の良書を得ること能はざるは甚だ遺憾の次第である。爰に鑑み、嘗て雜誌「人」に出でしものゝ中より、その精粹を嚴拔して、以て編みしものが即ち本書である。されば刑務所看讀用としての理想書は、蓋し本書の右に出づるものは無かるべく、また之を廣く一般の修養書としても、最も適當なるものと信じて疑はざるが故に、家庭にも必ず速かに一冊を備へられむことを、愈々製本出來にあたり敢て大方に希望し且つ慫慂する所以である。

發行並發賣所　東京市麴町區西日比谷町一番地

刑務協會

振替東京二五〇五九番

刑政第42巻第12号
矯正図書館

# 刑政

第四十二卷・第十二號

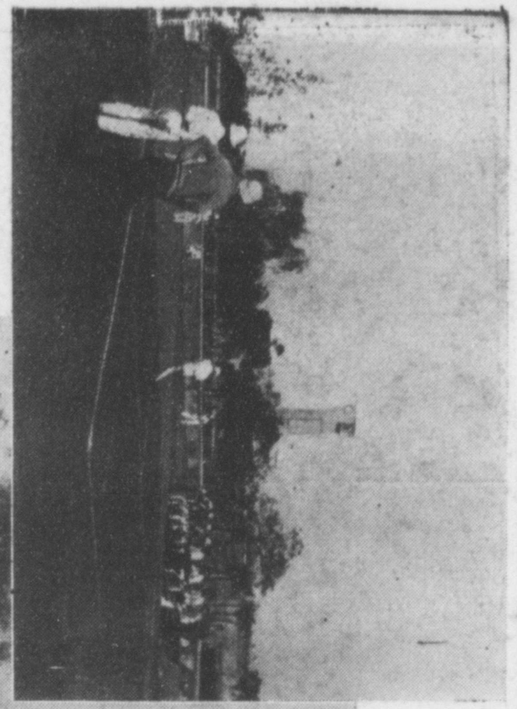

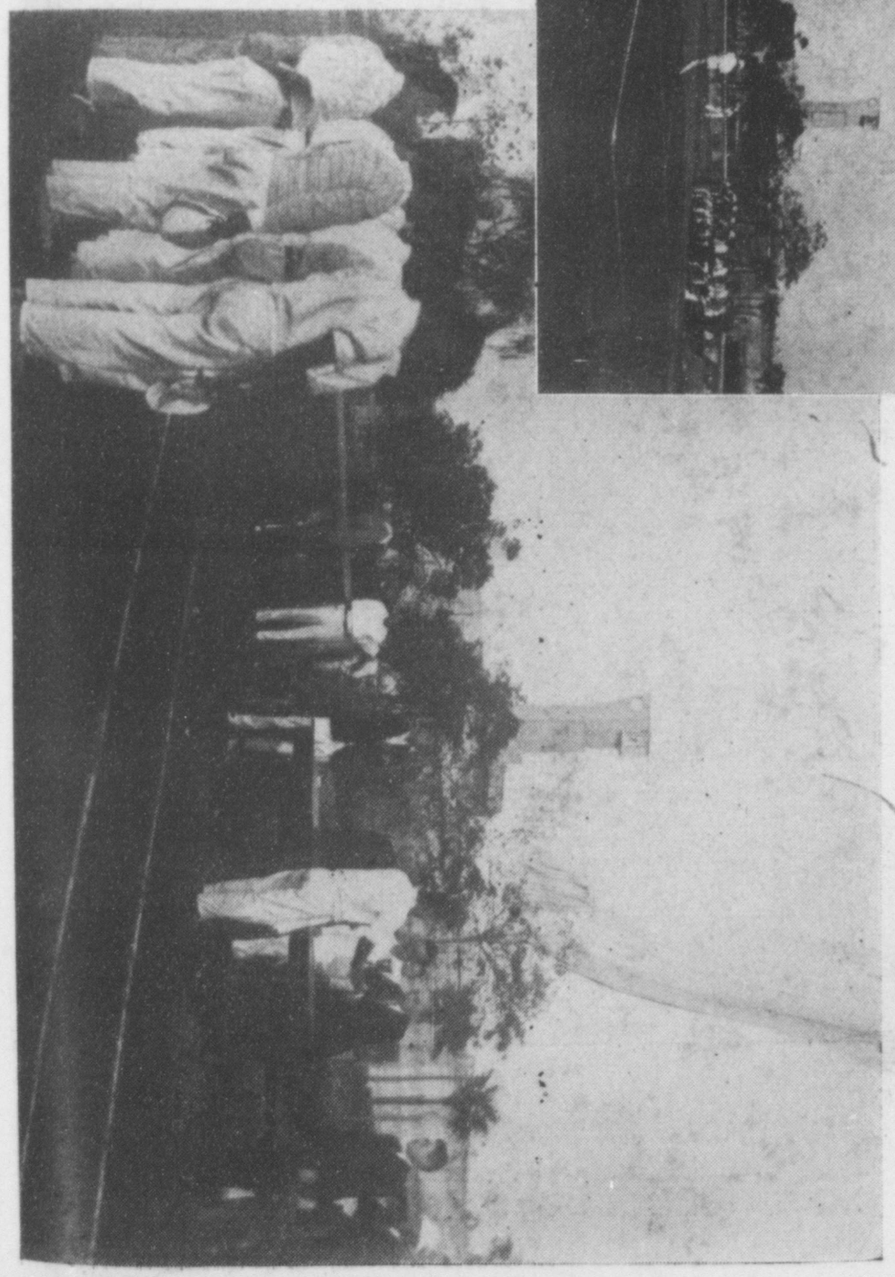

下圖

松井行刑局長より局長盃を受けつゝある巣鴨選手

會大球庭念記成落所務刑菅小

矯正図書館

# 昭和四年を送る

またこの年を送らねばならぬことになつた。考へれば隨分あはただしい月日の經過ではある。

そのあはただしい一年に於てわれ等の行刑史にどんな一頁が殘されたか。わたくしはここに靜かにそれを思ひめぐらさねばならない。

先づわれわれがこの昭和四年に於て忘るべからざるものとして追憶せねばならぬことはフェリー教授とフロイデンタール教授のなくなられたことである。フェリー教授がその數十年の健闘をこの昭和四年の年に終熄されフロイデンタール教授がまたその長き奮闘を引きつづいてこの年に終られたことは行刑史に殘さねばならぬ重要な事實となつたのである。フェリー教授の人格刑はわれ等の行刑に尠からぬ影響をもたらしたものであつた。よしそれが急速に是認せられなかつたにしても兎に角、昭和四年のわが行刑思想には可なり強いひゞきを與へて居ることが否定出來ないのである。

昭和四年には刑法の改正が著々として進められた、さうして新聞紙の傳ふところによれば常習盗犯防止草案が作られたとのことである。この刑法改正事業と盗犯防止草案とに對する世の識者は果してどんな見解を支持して居たか。わたくしはそれ等に對する世の識者の見解は不定期刑の是認といふことであつたやうに思ふ。

刑法改正に於ても、亦盗犯防止法案に於ても共に常習犯人の豫防と教化とは不定期刑によつてゆつくり徹底してやらねばならぬといふことが世の識者に考へられた樣に思ふ。

わが國の識者がたとひ常習盗犯問題に付てだけでも不定期刑を結びつけようと考へるに至つたことを刑事思潮の一進化だといふをはばからない。さうして、その思想の進化に付て懸命に働き、世界を導いた人としてイタリヤにフェリー教授が、ドイツにフロイ



デンタール教授があつたのである。その兩教授をこの昭和四年に於てなくしたことはまさしく今年の大きな出來事であつたには違ひない。

しかく、進んで來たわが刑事思潮の中に於て、更に今年の他の出來事を書きとめておかねばならない。それをわたくしは七月に開かれた刑務所長會同だとしたいのである。

七月の刑務所長會同に於ては數個の司法大臣諮問が提出された。さうして、その中に於て特に著眼すべきものは慰安といふことであつたのである。慰安は從來に於てもいくらか試みられては居た。だが、それは自由刑の本質と抵觸するものではないかといふことがひそかに恐れられぬでもなかつたのである。此の提出された問題に對して二派の論爭はあつたけれども、とにかくそれを通じてわが行刑當事者の頭には自由刑は則ち教育であるといふ觀念だけは確固たるものがあるといふことを知ることが出來た。換言すれば、昭和四年は慰安問題を機緣として竟に自由刑の本質を實證的に割り出した功績のあつたことを認めぬわけにはゆかないのである。

更にわれわれはその實證的行刑概念が十月二十七日に於て具體的に小菅刑務所の落成によつて表はされたことを昭和四年史と結び付けたい。小菅刑務所はその建築の莊麗と新式とに於て世の批評の的になつたやうである。だが、世の批評がどう走らうともそれが日本の昭和文化の表徵として、また日本の精神文化の形式として世界に誇るべきことは何人も否定し得ないであらう。

かくして、昭和四年は教育的行刑思想が養はれそれが外形にあらはれた年として忘れることが出來ないのである。

さりながら、只一つ不滿を抱く點を許さるるならば行刑の外形が教育化して內容則ち囚人處遇の教育化することが足りなかつたことである。わたくしはその內容の教育化を昭和五年に於て充實して貰ひ度い。

さらば思出多き昭和四年よ。

矯正図書館

# 刑政時論

昭和四年の刑政界を回顧した時我々は種々な事件を想起させられるが何と云つても小菅刑務所の出現を以て、最も著大な事象とせねばならないだらう。

もとよりこの現出は、俄然涌出したものでなくかねてからの計圖のあらはれであり、その企劃の當初に、あの建築に内在するところの新しい行刑の精神が、我が刑務界に動いてゐたことは言ふ迄もないことではあるけれ共、我々はその竣成落築によつて、新しい行刑思潮の具體的表徴を認知し、而てそこに刑政史上の劃期的進出を見ざるを得ないのである。

世人は之を「東洋一のモダーン刑務所」と呼んでゐる。確かに、その建築から言つて當を得たものであらう。

我々は、この「小菅」の出現は、新しい昭和文化の表徴であり、又刑務所に對する世間の偏狭な傳統的な觀念を打開して、行刑を種々な意味で明るくする一大轉向を示すものとして限りなく讃美する。

然し乍らあの莊重な而て新しい様式の建築にひそめられた行刑の本質的精神が、實際的に我が一般刑務界に動き生かされてゐるのかどうか—

—といふことに思をはせたとき、我々はそこにまだ言ひしれぬ淋しさと物足らぬさを感ぜざるを得ないのである。精神のもられざる建物は、それがいかに立派でもそれは木偶であり玩具にしかすぎぬ。我々は、傳統への盲從、偏狭なる主觀によつて、新しい行刑の動きをふみにじらない様戒心せねばならぬ。

□

教化總動員が始まつた。國體の觀念を明徴にし、國民精神の作興を促す。而て公私經濟の改善を計つて緊縮節約を旨としようとする運動である。この教化運動と行刑とは勿論直接の關係はないが、しかしこの精神を體得することは一般人にかくことの出來ないことであるばかりでなく收容者の處遇の要諦もここにあると言ひうる。

ことに、公私經濟の改善は、尤も緊要なことである。

由來收容者のやり口には、無駄が多い。素材の取扱のごときもとかく散漫になり易い。

活かして働かす工夫が足りない。



この際かうした方面に特に力をそそぐことは、能率增進上また彼等への訓育上、負ふところが尠くないのであらう。

□

共產黨事件の記事が解禁になりその事件の内容を粗ぼ知ることが出來た。これらの人々を導くに我々は細心の注意と熱を拂ふことが必要であるが、また一面その思想の背景をなすところの社會組織と、そのよつて生れるところの起因について深く省察するところがなくてはならぬ。

國體の變革を企てたり、私有財產を否定したり、祖國をわすれて他國を護る行動の如きは勿論不當で排擊せねばならぬが、またかくの如き思想を抱懷せしむるに至るところの社會狀態を考量に入れる必要がある。ことにこの問題を、無產者の解放運動、階級爭鬪といふ廣い範圍に於て考へると、方法や手段の非はとにかく、かなり重大な自然的歷史的現象であらう。

ここに直接これらの人と接する刑務官の立場に社會的に重要な機能が付せられる。

□

思想的犯罪者は、或る意味に於て一の信念の把持者である。其は自然、思想宣傳化する、現在の刑務官が、その誘惑に陷るやうな憂はないが、彼等のアジテートに利用されるやうなことのない様に、留意したい。

□

刑政も彌々次號を以て五百號に達する。明治廿一年誕生してから爾來四十有二年、我が刑政が如何に刑務界の發展、監獄の改良、乃至釋放者保護に寄與するところがあつたかは測り知ることが出來ない。それは自も許し、他も許しうることであらう。

併し五百の歲をふるとも我刑政はまだうら若い、不滅の灯をかざして世界を照耀する。

次號には何等かの意味でこの發展の概觀を回顧したいと思ふが、この紀念すべき五百號を迎へんとするにあたり、我々は更に〳〵この刑政の灯を明るくし、以て行刑の生命をよりよくはぐみ擴充してゆきたい念願を強くするものである。

刑政第42巻第12号
矯正図書館

# 再び行刑上の二つの問題に就て

## ——江藤典獄に答ふ——

正木亮

刑政九月號に掲げたわたくしの「行刑上の二つの問題」がはしなくも典獄江藤惣六君の忌諱にふれることになつた。しかし、その二つの問題に於て、幸にもあとの方は及第したらしいから、玆に更めて答辯する限りでない。だが、第一の慰安問題に於ては甚しいお叱りを蒙つたので、何とか辯解しておかねばなるまい。江藤君はわたくしを目して今夏の刑務所長會同をわたくしの意見通りにあやつゝたほど有力な行刑の役人だとされたが、わたくしはそれほど不純な策略家でもないし、下品な名譽心に驅られて居るものではない。また、江藤君はわたくしが巡閲等で見聞した僅かな材料を以て刑務所を「不笑の殿堂」だと斷定したやうに見て居られるが、わたくしは一事を見てそれにこだはるほど鈍物でもないつもりである。さうして、最後にわたくしを「新を追ひ奇を追ふ輕薄漢」の列に加へられたが、わたくしは學究としてのわたくしの立場から世界の思潮を考へて居るだけである。



本來なら、下品な筆の走りに興奮して答辯するほどわたくしは身を顧みぬものではないが、思想の異るこの論旨にまどはされる刑務官があると困るから敢て一度だけ筆をとつて置き度い。

### 一

江藤君は「行刑の實質は勿論教育であります」(十一月號三二頁)といつて居られる。刑罰の本質をしかく斷定する一人として、わたくしは恩師牧野博士と共に戰つて來たのである。だが、刑罰の本質が教育であらねばならぬといふわたくし共の議論は道義的責任論者から隨分反對せられたものであつた。その苦しい立場にあつたわたくし共が江藤君の如き賢明な保守主義者から共鳴されたことが特に嬉しい。兎に角、わたくし共の從來の議論を讀まれたかどうかは知らぬが、教育刑論の主張者として江藤君がわたくし共の味方であられることは大に心強い。

その心強い味方の江藤君が教育の概念に付いては大變ぼんやりして居られることは洵に惜しいことである。江藤君の教育論がわたくしにはどうもわからない。江藤君は「抑々教育といふ概念」はと出て居られるが(前同頁)、どんな概念なのであらう。ペスタロッチの謂つた概念なのか、フレーベルの掲げた概念なのか、乃至はバルトの謂つたそれなのか、そこがわたくしにはよくわからない。教育は社會あつて始まるのか、個人を基本として始まるのか、その邊はどんな主張に基いて居られるのか江藤式教育概念が一度聽いて見たいものである。わたくしは教育といふものをフレーベルの謂つたやうに人間をつくるものだと考へて居る。

さうして、教育とはシュライエル・マッヘルのいつたやうにやつぱり社會に一致せしめる手段だと考へて居るのである。人間をつくり社會に一致せしめる方法として、家庭教育と學校教育と社會教育といふものが階段的にしかも不可分的に用ゐられねばならぬといふことは、今日の教育學の大系であつて、それは感化院が教育主義をとる以上、刑務所が教育を行ふ以上、用ゐねばならぬところのものである。

江藤式教育概念はどうも此等の教育學とは無關係なペダンチックなものらしい。世の中にペダンチックほど危險なものはない。ひとりよがりほどをかしなものはない。さうして、そのペダンチックとひとりよがりとは往々自己を過信し、他人の意見などを讀まぬ人に行はれがちなものである。わたくしの讀んだ限りの教育學の著書の中には江藤式教育方法とおなじ考へ方のものは不幸にして見あたらない。刑務所式教育法、感化院式教育法、そんなものが世の中に概念づけられるとであらうか。教育はどこの世界でもやつぱり人を作る教育なのだ。フレーベルのいつたやうに自治と自由とによつて自我を見出さしめるところの陶冶法なのだ。どう考へてもわたくしは江藤式教育法よりフレーベルやバルトの教育學の方が妥當だと思ふ。江藤君の教育法は江藤君ひとりよがりの議論に思へてならない。

江藤君は嘗て大分の典獄に在任して居られたとき風浴といふことをやつて居られた。囚人を監獄の中で裸にしてすゞませられたことがあつた。その理由として江藤君は囚人の健康の問題から妥當だとされた。そのときわたくしは思つたことである。今日の行刑法で江藤君のやうに裸の風浴を許す精神が認められるであらうかと。江藤君はしかくペダンチックなひとりよがりの行刑をやられる人だけにその教育學説も亦きはめて江藤式であられる。

「行刑は教育であります」といはれるその教育は一體何であるのか。

江藤君は行刑の本質は教育であるとされるが、行刑は教育だとされる觀念は誰がいひ出したことなのか。學説史的に觀察すれば、フェリ教授やリイプマン教授や乃至はランザ教授等の他には誰があるのか。行刑は教育だとされるのはわが國では牧野博士の唱道にかゝるものではないか。その牧野派の教育刑論に對して道義的責任論に立つ人々は刑罰の本質は正義の要求するところであり、犯人に對する痛苦であるとさけんで居るではないか。

しかく異つた本質論に對して江藤君は一體どちらがいゝといつて居られるのかわからない。「行刑の實質は勿論教育であります」といふ思想はわれわれ新派のパテントではないか。さうして「刑務所らしい刑務所」(第三三頁)を謳歌するのは應報論者の金科玉條なのである。江藤君は一體どつちをいゝとされるのかわたくしにはわからない。

わたくしは敢て再びいふ。わたくしは犯罪防止に付て自由刑よりも保安處分がいいといふことになれば自由刑はない方がいゝと思ふ。江藤君はいはれた「自由刑の觀念をぬきにしたやうな刑務所教育論は、國家に自由刑を廢止させることが前提でなければならぬ、そしてそれは我々實務家が、當面の受刑者を如何に教育するかについて問題外に逸出し」といつて居られる(三三頁)。もちろんさうである。わたくしは、學究としてさう論じつゝあるので、出來ることなら自由刑の

矯正図書館

範圍を狹くして保安處分の領域を廣めんと主張しつゝあるのである。それが今日の刑事政策の要求しつゝあるところなので、現に自由刑の領域は少年法によつてまた刑法草案によつて喰ひ込まれたではないか。監獄官吏のパンの問題があやふくなることは洵にお氣の毒だし、典獄の數はへるかも知れぬが、今日の犯罪問題には自由刑よりも保安處分の方が目的的だとされる傾向になつて居るのである。

江藤君のすきな國粹語を以てすれば「刑は刑なきを期す」といふ言葉があるが、あれは監獄は出來るならない方がいゝといふことでもある。われわれ新派の主張する要點はそこにあるのだ。その爲めに教育に刑務所教育と一般教育とをわける必要がないといふのである。

## 二

江藤君はわたくしが所謂「刑務所らしさ」をぶちこはすといふことを不滿とされたらしい。曰く「玆に私がいふ刑務所らしいといふのは、形式に於ては、自由刑の執行場所らしいといふことです」といつて居られる。わたくしは刑務所らしい刑務所といふことがわからぬ。もしも古い、おそろしい刑務所が刑務所らしいのなら、江藤君は長崎刑務所をなぜ大分刑務所のやうに舊式な監獄にすべく努力されないのか。若しも、長崎の方が新しくていゝとされるなら、も少し新しい小菅刑務所の方がもつといゝ筈ではないか。

わたくしは思ふ。刑務所らしいといふ言葉は相對的のものであるといふことを。文化價値に伴ふところの設備であり內容でなければならぬといふことを。わたくしは今日の日本文化



に於ては刑務所は犯人を教育化する場所らしい場所でなければならぬと思ふのである。人を教育するのに何故に殊更に「で、より不自由界であるところの自由刑の執行方法そのものを、彼等の不自由界順應力涵養の道程たらしむること」(三四頁)にせねばならぬか。

わたくしは常々自由刑は犯人に社會適應性を養ふ手段だといつて居る。さうして、それは一五九六年以來の監獄官吏のわりだした原則なのである。それを江藤君は大膽にも「不自由界順應力」といつて居られるのがをかしい。

それほど不自由界順應が必要なら、監獄の壁は百尺の高さとし、囚人にはことごとく手錠をはめたらどうであらうか。昔のやうに監獄を籠に代へたらもつと刑務所らしい刑務所が出來るではないか。江藤君は不自由界順應力は環境の順應力と一致するものだとされて居る(第三五頁)。そこに江藤君のはげしいペダンチックがありはしないか。この複雜極まりなき社會に順應せしむべく箱入娘式の育て方でどうして目的が達せられよう。

江藤君は更に謂はれた。「思ふに自己主觀の解放力を持たすしては「時に腹をかゝへて笑ひさゞめくとも、それは只お天氣次第云々(中略)、その現象を見て、行刑成れりとし或は改善を易々とするものあらば、そは未だ行刑を共に談ずるに足らない」(第三五頁)と。洵にしかりである。さり乍ら、この趣旨は、嘗て、江藤君が大分刑務所に於て行刑當局の許しを受けずして浪花節の蓄音器を囚人に聽かせて、新聞紙上に喧傳せしめられた當時、わたくしが刑政の卷頭言でそのやうな瞬間的な改善を眞の改善と誤解してはならぬといつたその趣旨なのである。江藤君は今わたくし

のそのパテントを自己の發案としてわたくしを行刑を談ずるに足らぬ奴だと叱られるのである。自ら、行刑の埒を脱し、その當時の刑務所らしくない處遇を爲し、さうしてわたくしに批判された言葉を以て、今わたくしを行刑の不理解者であるやうに書かれるのだから、わたくしはなんだか自分の財産を横領せられたやうな氣がする。

法治國の典獄たる者、よろしく法規を遵奉して、しかるのちに人を批判すべきではなからうか。なぜなら、江藤君はいはれる「嚴肅な教誨堂でも二度や三度受刑者が洪笑するやうな場面は毎教誨どこにも行はれて居ませう」(第三五頁)とされて居るが、わたくしはわたくしの監獄學上の議論に於てさうあり度いといふのである。だが、今日の監獄法の教誨の下に於て、又交談禁止の大原則の下に於ては、洪笑どころか交談もゆるされて居ない筈である。受刑者の洪笑の裏には野卑な話が、相互の交談が、不規律に行はれる筈である。その現行監獄法の大原則に反することを平氣でやられて居るらしいこの典獄は巡閲官としてのわたくしの不透明を笑つて居られるが、果して法治國の監獄制度に於て、しかくやたらに不規律な洪笑を許して默すべきであらうか。

江藤君のやり方はしらず、今日の刑務所は不笑の殿堂であり、無言の殿堂であることは否定することが出來ない。それは今日の法的要求であるのである。わたくしはそれを改正したい爲めに敢て論じたのを、江藤君はもうとつくにやつて居るといつて居られるが「凡そ如何なる法令も約束も空文であり、不渡であつては無價値である」(第三六頁)といはれながら江藤君の眼中には法律の必要はないやうに見えるではないか。それとも典獄は法律の上に超越して居ていゝものであらうか。

わたくしは再びいふ、今日の刑務所は陰鬱のたまり場所であり、不笑の殿堂であるといふことを。

## 三

江藤君が「自由刑の實質は教育方法たる外に一般豫防の擔保であります」(第三六頁)といはれることは正しい。しかし、一般豫防は社會に對して後車の覆轍を防ぐ作用であるべきことと、それが法律それ自體に於て一般人の心裡を强制するものとであるといふことは刑法を讀まれたことがあるなら理解せられるであらう。しかし、之を行刑の方面に付て見れば特別豫防が主であつて一般豫防の從たることは過去數年の經驗で理解せられたであらう。もしも、刑務官がその主從を轉倒して考へられるなら、刑務官はやはり牢番であるべき筈である。

江藤君は、檢察裁判の結果から今日の刑事政策をのろつて居られる。見樣によつては起訴猶豫處分も今日の判決もみなわるいといふやうに見える(第三七頁)。わたくしはそれに付てかれこれいふべき限りでないが、それを行刑にあてはめようとする心持がわからぬ。それほど一般豫防が大切なら、壁を百尺にし、江藤君のきらはれたチューリンゲン刑務所の郊外散歩のやうに町中を引廻した方がもつといいことではないか(第四四頁)。しかるに江藤君はチューリンゲンの寫眞を見て妙にしつぽりと涙もろくなつて居られる。「こんな殘酷な郊外散歩」(第四四頁)といつて居られる。

一般豫防がいいのか特別豫防がいゝのか江藤君の心持がわたくしにはさつぱりわからない。

更に江藤君は「今日の刑務所には志願者が百中一二割は居ります。二年以下といふ條件附志願者は二割内外と思ひます」(第三九頁)といつて居られるが、その統計はどんな根據に基いて居るのか教へて戴きたい。それは長崎刑務所に於てのことか將た全國的のものか、若し全國的のものだとすれば受刑者約三万七千人の中七千四百人が志願囚といふことになつて國家の一大事である。刑事政策の建直しに直面して居るのである。わたくしが日頃その愛國的精神の點に於て尊敬して居るところの江藤君が何故身をていして中央當局に建策されないのか。また、それほど志願囚が居るとすれば最早刑務所らしさはなくなつて居るではないか。

もし、江藤君のこの統計があてづつぽうであるなら、それは事を好んで世をさわがすものである。そんな刑事家は、自らいましめないと、人を改善するどころか世を毒するものである。見給へ、震災直後には風説を流布することは一つの罪であつたではないか。

四

要之、江藤君の刑務所教育論が獨特のものであるだけにその論證にひかるるところのものに無理が出來るのである。わたくしは九月號でいつた。刑罰論の上から反對せらるるならそれも一理あるべき筈だと。しかし、江藤君の刑罰論は、頭が教育刑で尻尾が應報刑論である。それ丈けに音樂やスポーツや郊外散歩を否定される理由がさつぱりわからなくなつて來たのである。

わたくしも亦刑務所の音樂は「聽手としての彼等であることを原則」(第四二頁)としたい。だが、



それにしても尺八吹や琵琶法師を刑務所に入れることは江藤君の心配される刑務所らしさを超ゆるのではないか。また、受刑者を「惡玉はやつぱり惡玉」(第四二頁)であるとせられる江藤君の性惡説よりすれば、スポーツどころか行刑の改善處遇をやめた方がよいのではなからうか。わたくしは典獄が性惡説を信條とするときは最早行刑の改善作用は窮する哉だと叫びたいし、刑務官はやつぱり牢番の域を脱し得ないと嘆じたいのである。

また、江藤君はアメリカの今次の暴動を處遇の弛緩と結び付けて居られる(第四三頁)。だが、それは舊き設備と新しき處遇。新しき思想と舊き思想の衝突なのである。曩きにはその原則に左右されてバスチーユの暴動があつたではないか。一九二六年のアメリカの不詳事があつたではないか。そんな事實は江藤式の頭で判斷すべきでなくて歴史と監獄學とを繙くことによつて判斷せねばならぬ。最後に江藤君はチューリンゲンの寫眞を見て囚人がザンギリであるとされた(第四四頁)。茲に至つて驚いたのはわたくしである。あの寫眞はわたくしの所藏して居たもので決してザンギリではない。また假令ザンギリでも獨乙では戰後ザンギリにすることが相當流行して居る。それを懲役人のシンボルにせられたのは獨乙行刑學を研究してのお說か乃至は想像かお聞きしたい。いはんや一般豫防崇拜の江藤君が人間としての羞恥心と結び付けられたその撞著の議論が愉快である。

五

わたくしは江藤君のいはれたやうに新を追ひ奇を追ふ輕薄漢ではない積りである。自己の

矯正図書館

不敏を顧みつゝわが行刑法規を緯とし世界の監獄學上の思潮を經としてこつこつと勉め諸君の批判を乞ひつゝあるのである。

その結論として今日の行刑の向ふべき方面を慰安といふ社會教育的事實に求めんとしたのである。江藤君がわたくしのこの趣旨を諒解せらるゝことあらば幸である。（完）



# 拘禁者處遇に關する國際刑務委員會の草案

木村龜二譯

以下に譯出する『拘禁者處遇規則』(Ensemble de Règles pour le Traitement des Prisonniers)は本年一月に開かれた國際刑務委員會の小委員會の結果として作られたものであつて、之に對する各國の修正意見を徵し次回の刑務委員會の會議に小委員會の決定案として提出せんが爲めに正木委員へ廻送して來たものである。

右の小委員會に於てはワオーラア氏の豫備草案を修正した二箇の修正案が提出せられた。一は國際刑務委員會の事務局に依つて作られたものであり、他はブムケ氏に依つて作られたものである。小委員會ではこの兩修正案について審議が爲された。そして原則及び細則について重要な討議が行はれた上、右の二箇の修正案の規定から或は一方が又は他方が、修正せられて若くは修正せられずして、或は兩者が結合せられて採用せられた。規定の順序はブムケ氏のそれに從はれた。

かくて審議の後に小委員會の決議に從つて書記ヴアン・デラア氏とブムケ氏の協力に依つて本草案が起草せらることとなつたのである。

矯正図書館

# 拘禁者處遇規則

## 序

本文所掲の規則は實際的目的を以て書かれたるものにして、各國行刑制度の適用に於て推奨せらるべき一般原則たるべきものなり。

本規則は全体として一の模範的狀態を記述したるものに非ずして、單に拘禁者處遇が人道的社會的見地より滿さざるべからざる最低條件を示すものに過ぎず。

若し本文に掲げられたる原則にして、例へば小刑務所に於ての如く四圍の事情上執行し得ざるもの存在する時は、かかる小刑務所の數が能ふ限最少限に減少せらるることの望ましきは謂ふ迄もなし。勿論、人口僅少にして面積廣く交通不便なる國に於ては小刑務所の維持を必要とする事情も存在すべし。かかる場合には本規則の根本觀念を採用し、能ふ限之を適用すべきなり。

本文に於て「拘禁者」（prisonniers）とは自由の剝奪を受け、且如何なる理由に因るを問はず刑務所に拘禁せられ居る者を謂ふ。「刑務所」（prisons）の語は言葉の最も廣き意味に於て用ひられたり。

## 第一章　隔離及宿泊所

第一條　異れる種類及分類に屬する拘禁者は能ふ限之を異れる刑務所に收容すべし。但し、不可能なる時は拘禁者を隔離すべき設備を刑務所内に施すべし。

男囚は常に之を女囚より隔離すべし。



未決拘禁者は常に之を有罪拘禁者より隔離すべし。債務に因り拘禁せられたる者は之を他の收容者と區別すべし。

少年囚は常に成年囚より隔離し、善良なる前歴を有する收容者は之を前科又はその他の理由に因り他の收容者に對し惡影響を及ぼす虞ある者より隔離すべし。

第二條　拘禁者は原則として之を獨房に就眠せしむべし。但し、不可能なる時は隔離の設備を施したる共同寢室に就眠せしむべし。

共同寢室を使用する時は夜間特別監視を付すべし。

## 第二章　處遇

### 原則

第三條　同種類の拘禁者は原則として同一の處遇に服せしむべし。右の處遇の範圍内に於て拘禁者の個性を顧慮すべし。

第四條　拘禁者の處遇は彼をして秩序と勞働とに慣れしめ且道德的に强固ならしむるを以て根本目的となすべし。

少年囚の處遇は特にその教育及一般的教養の爲に意を用ふべし。少年は尙生理的發育期に在るが故にその生理的發育の爲にも亦特に注意を拂ふべし。

處遇の加重及減輕は專ら法律又は管轄行政官廳の命令の定むる規程に依るべし。相當長期間收容せらるべき拘禁者に對しては自己の改善に興味を有せしめ拘禁中に改善せらるるやう爲すべし。右の目的の爲に拘禁者をして漸次一定の責務を負はしめ、この責務より生ずる特權を付與し且拘禁中及釋放後の自己の將來の運命の開拓に關心せしむべし。

矯正図書館

拘禁者に對しては刑務所收容と同時にその行狀及義務に關する規則を知らしむべし。

### 特別收容者

第五條　未決拘禁者並びに債務に因り拘禁せられたる者の處遇は拘禁の目的又は秩序維持の爲必要なる程度を超えて自由を制限し且嚴峻たるべからず。

### 領　置

第六條　拘禁者の携帶したる金錢及貴重品は總て之を刑務所長又はその命を受けたる吏員に於て領置すべし。拘禁者の金錢及貴重品は正確なる目錄を作製したる上之を確實なる場所に保管し、その釋放に際して返還すべし。右の金錢は拘禁者に對し許さるべき費用の爲に使用せれることなし。拘禁者が拘禁中外部より受領すべき金錢に付ても亦同じ。

### 衣類及寢具

第七條　衣服及寢具は拘禁者をして自己の所有品の使用を許す場合の外官廳に於て之を給與すべし。但し氣候及收容者の健康狀態に適したるものたるを要す。

### 糧　食

第八條　官廳は拘禁者に對しその健康及普通の体力を維持するに適當なる分量及性質の榮養を給與すべし。拘禁者に對し何時にても飲料用淨水を得るの機會を與ふべし。拘禁者の糧食は之を刑務所醫師の監督の下に置くべし。

### 作　業



第九條　定役を課せられたる有罪拘禁者に對しては常に作業を供給すべし。未決拘禁者に對しては本人の希望に從ひ作業の機會を與ふべし。

第十條　作業は能ふ限教育的性質を有し且拘禁者の釋放後の生活手段たるべきものを選ぶべし。拘禁者に作業を課する時は能ふ限その肉体的及智的能力及拘禁以前に營みたる職業を考慮すべし。少年收容者の作業は教育的性質を有し且能ふ限職業を授くるに適するものたるべし。

第十一條　刑務所內の作業は能ふ限刑務所外の作業を模範として之を組織すべし。一般勞働者の生命及健康を保護する目的を以て作られたる規程は刑務所內に於ても同樣に之を格守すべし。

第十二條　拘禁者の一日の作業最長時間は之を確定すべし。但し右の最長時間は收容者の種類に從ひ異ることを得。

第十三條　拘禁者に依り成就せられたる勞働に對しては勞賃を給與するを可とす。

### 保健設備

第十四條　拘禁者收容の營造物は常に收容者の健康に對し有害ならざる狀態に置かるるを要す。

第十五條　刑務所內の宿泊所は氣候的條件に適し且衛生學的要求に適したるものたるべし。寒國に於ては一定の最低氣溫は常に之を保つべし。如何なる國に於ても特に暑き氣候の國に於ては建築物の構造及使用には適當の分量の空氣と空間とは必ず之を存すべし。

第十六條　拘禁者收容の場所又は室には日光の下に讀書勞働するに充分なる大さの窓を設くべし。拘禁者が人工的光線の下に讀書又は勞働せしめられる時は右の光線は視力を害せずして看讀又は勞働を爲し得る程度に明きものたるべし。

第十七條　日中たると夜間たるとを問はず住居に供せらるる場所又は室の清潔は常に之を嚴格に保つべし。建築物の其他の場所も亦事情の許す限之を清潔に保つべし。

第十八條　拘禁者收容の部屋又は室は充分空氣の流通善きものたるべし。人工的換氣裝置の有無を問はず、窓は常に新鮮なる空氣を通し得る如く之を作るべし。

第十九條　官廳は拘禁者が自己の身体を適宜に拭ふに必要なる水及物品を備付くべし。拘禁者の自然的要求を滿足せしむべき設備を爲すことを要す。但し右の設備は拘禁者の健康を害し又は他の收容者に不快の感を起さしむべきものたるべからず。

第二十條　刑務所官憲は拘禁者の入監に際し拘禁者、及若し拘禁者の衣服が官廳に依り供給せられざる時は拘禁者の衣服、の清潔につき監督すべし。

第二十一條　更衣の際拘禁者に供與せられる上下の衣服は清潔なるものたるべし。下衣は原則として一週一回之を洗濯すべし。

寢具は清潔を保つ必要に應じ又は保健を目的としたる醫療官憲の定めたる規程に從ひ一定の期間を定めて清潔なるものを供給すべし。

第二十二條　入監に際し拘禁者をして醫師の診察を受けしめ肉体的又は精神的疾患在る時は必要なる處置を施すべし。

第二十三條　拘禁者の肉体的及智的健康に注意を拂ふべし。右の目的の爲醫師をして一定の期間毎に拘禁者を診察せしむべし。醫師の診察は特に拘禁者が勞働に堪えるか及獨居制に因り健康を害せらるる虞なきかを檢すべし。



第二十四條　醫師をして毎日醫師を必要とする病囚及病氣を訴ふる拘禁者を回診せしむべし。病囚に對しては必要なる醫療と看護とを施すべし。病狀に因り必要なる時は特別宿泊所を設くべし。

醫療に使用せらるるに充分なる醫藥は之を備付くべし。

第二十五條　屋外勞働に就事せしめられざる拘禁者には氣候の許す限少くとも毎日三十分間屋外運動を許すべし。未だ生理的發育期に在る少年收容者に對しては更に長時間の屋外運動を許すべし。

第二十六條　醫師をして刑務所内の衞生設備の作用を監督せしめ缺陷ある時は修繕の爲所長に之を報告せしむべし。

## 道德的及智的教育

第二十七條　拘禁者に對しては事情の許す限規則的に宗教生活上の要求を滿足する機會を與ふべし。拘禁者に對しては自己の信仰の資格ある代表者と接觸することを拒絶すべからず。

刑務所内に同一宗教を信ずる相當多數の拘禁者存する時は規則的なる宗教上の儀式を行ふことを許容すべし。

第二十八條　比較的長期の刑に服する拘禁者に對しては若し有益と考へる時は智的教育を之に施すべし。少年收容者に對しては年齡に相應する教育を施すべし。

第二十九條　刑務所には收容者の使用に適したる書藉を充分含みたる文庫を設くべし。書藉は特に教訓的及娯樂的性質のものたるべし。看讀は收容者の入監の時より之を許すべし。

第三十條　拘禁者をして社會の最も重要なる事件に通曉する機會を有せしむべし。右の原則は特に長期の拘禁に服する者につき之を適用す。

第三十一條　拘禁者に對し自己の親族及信賴に値する友人と交通するの機會を與ふべし。一定の期間を置きて訪問を受け又は文通をなすことに依り右の交通を爲し得る設備を施すべし。

第三十二條　外國の國籍を有する拘禁者に對しては本人所屬國の外交上の代表者又は領事との關係を保つことを許可すべし。

## 第三章　懲　戒

### 懲　罰

第三十三條　懲罰はその性質及適用に於て法律又は管轄行政官廳の命令の規程に反するべからず。

第三十四條　法律又は管轄行政官廳の命令は懲罰を科する權限を有する人又は官憲を決定するを要す。

第三十五條　懲罰を科する以前に事件を根本的に審査し且拘禁者をして自己の辯護の爲謂はんとする總ての事實を表示するの機會を持たしむるの手續を採るべし。

懲罰を科する權限を有する者又は官廳にして拘禁者の言語を知らざる時は懲罰に付する前に拘禁者をして通譯人を通して辯護するの機會を持たしむべし。

第三十六條　例外的場合の爲休刑を許容する國在る時は、その執行方法は之を法律を以つて規定するを要す。

休刑を許す場合は醫師の診斷に基き拘禁者が之に堪え得ることを認めずして之を執行することを得ず。執行は刑務所長及醫師の直接の監督の下に吏員之を行ふ。

第三十七條　例外的場合の爲重屏禁を許容する國在る時は拘禁に因る制限は法律を以て之を定むることを要す。

第三十八條　減食又は屋外運動の禁止若は制限の如くその性質上又は拘禁者の狀態上健康を害する虞ある懲罰は嚴格



に限定せられたる期間を超えて之を適用するを得ず。但し之を適用する時は醫師の承諾を要し且懲罰の最長期間は法律に依り之を定むべし。

### 戒　具

第三十九條　手錠、聯鎖、鎮靜衣の如き戒具は懲罰として之を使用するを得ず。但し單に暴行を爲す拘禁者を一時控制する目的を以て且拘禁者が自己又は他人に危害を加へ又は損害を生ぜしむることを防止するに必要なる場合にのみ之を使用するを得。戒具は事情の止みたる時は直に之を解除し拘禁者が新に暴行を爲すに非ざれば再び之を使用するを得ず。

右の戒具は中央行政官廳に依り認可せられたる模型に倣ひて作製せらるるを要す。

第四十條　拘禁者の四肢の使用禁止を目的とせず單に逃走を防止する爲の聯鎖又は足錠は常に輕きものたることを要し且中央行刑官廳に依り認可せられたる模型に倣ひて作製せらるるを要す。

右の戒具を使用する時は刑務所長及其他の吏員はその使用に因り負傷又は打撲傷を生ぜしめざるやう使用せられるやに付監督すべし。

### 情願及抗告

第四十一條　拘禁者をして毎日刑務所長又は其代理人に對し自己の請求又は抗告を申立ることを得しむべし。

第四十二條　拘禁者は普通手續に依り刑務所外の上級管督官廳に對し抗告の申立を爲すの選擇權を有す。

## 第四章　吏　員

第四十三條　刑務所の吏員の選擇につきては單に其適格に關してのみならず更に且特に其人格に關して最大の注意を

矯正図書館

拂ふべし。

第四十四條　刑務吏員は總て模範的態度を以て執務すべし。刑務吏員の義務は單に拘禁者を確實に監視するのみならず自己の行爲に依り教育的感化を拘禁者に與ふることなり。

第四十五條　大刑務所に於ては刑務所長は刑務所の一階に住居し本職外の職務に就くことを得ず。

刑務所長數箇の小刑務所に長たる時は屢之を訪問することを要す。各小刑務所には其内部に住居する責任ある吏員を長として任命すべし。

第四十六條　刑務所長は通譯人なくして拘禁者と話し得る程度に拘禁者の言語を使用し得ざるべからず。

刑務所長の代理人及能ふべくんば其他の刑務吏員は拘禁者の大多數の言語を使用し得ざる可からず。

必要なる時は通譯人を用ふることを要す。

第四十七條　拘禁者をして其の信ずる宗教の規則的儀式を行ひ得しむる爲同宗派の牧師をして刑務所内に入ることを許し且能ふ限り右の儀式の執行に必要なる用具を備付くることを要す。尚右の牧師は規則的に自己の宗派に屬する拘禁者と單獨に會話を爲し得ざるべからず。

第四十八條　刑務所には附屬の醫師を置くべし。

大刑務所に於ては醫師は一階又は刑務所に直接の場所に住居するを要す。刑務所專屬醫師の任命を必要とせざる小刑務所に於ては醫師は屢之を訪問し且緊急の場合に於て遲滯なく出勤し得る場所に定住するを要す。

刑務所醫師特に其專屬醫師は精神病學に精通したる者たるを要す。

第四十九條　刑務所に於て拘禁者の爲教育を組織する時は其爲に適格者を任命せざるべからず。



第五十條　女囚の監督は能ふ限例外なく女吏員を以て之に任ずべし。

女子刑務所又は女子分監の出入は地位の如何を問はず男吏員に對して之を禁ず。但し職務上の義務に基く場合は此限に非ず。男吏員職務上の義務に因り出入する場合も亦刑務所長醫師又は牧師を除く外女吏員に伴はれるを要す。

第五十一條　吏員は絶對に拘禁者に對し自己の武器を用ひ又は實力に訴ふることを得ず。但し正當防衛の爲又は拘禁者が逃走を企てたる時他の方法に因り防止するを得ざる時は此限に非ず。右の實力の使用は必ず必要なる限度に限るべし。

第五十二條　新任吏員に對しては拘禁者の監督に任ぜられる前充分なる期間其職務及責任につき教授すべし。

第五十三條　官廳は刑務事務が重大なる責務を必要とし且其社會的に重要なる所以に付吏員並に輿論をして深き確信を有せしむるやう盡力すべし。

## 第五章　釋放者保護

第五十四條　釋放後の期間に對する援助に關しては最も嚴肅なる注意を拂ふべし。右の援助は既に拘禁中之に着手し且拘禁者及其親族の生活狀態に關する精確なる調査に基き之を組織すべし。右の援助は被釋放者に對し以後誠實にして規則正しき生活を營むの可能性を與へることを目的とすべし。

第五十五條　能ふ限刑務所に保護協會を設立するやう盡力すべし。右の保護協會は被釋放者の援助に就事し特に被釋放者をして再び社會に復歸し且通常人と伍して地位を得るやう援助するものなり。

矯正図書館

# 東洋刑事法制史【四】

## ——支那に於ける刑罰の變遷——

佐伯復堂

帝舜の刑事法は、法規的方面即ち刑罰の法令は、帝堯の刑法を紹述したもので、その大要は、所謂舜典となつたことは、蓋し疑なき事實である。

○「尚書舜典。」曰—若稽二古帝舜一。曰。重華協二于帝一。

○「春秋外傳魯語。」堯能單二均刑法一以儀レ民。

しかし、施行的方面即ち司法の官制は、今日史實の徵すべきものもない。但、皐陶は、士即ち司法の總攬官として、司法關係のあらゆる權能を與へられてゐたことだけが明白である。

◇

當時、士即ち司法官職に最も關係の深い他の官職を擧ぐれば、納言、司徒、及び秩宗であつた。納言は、前に民意尊重の官職として說明せる如く、帝王と民衆との間の意志疎通機關であつて、下言を聽いて帝王に納れ、上言を承けて民衆に宣べ、以て政敎を審かにし、その誤解を防ぎ、謬誣、行ふを得ず、矯僞、詐する所なからしめたのである。司徒は、帝王が民衆に對する德敎指導機關であつて、民衆の自由を尊重し、敬んで五敎を敷かしめ、以て社會治安の



基を成さしめたのである。秩宗は、民衆の心情を正直、淸明ならしむべき郊廟の事務を統督するものであつて、隆神政治、巫覡政治と相距る遠からざる時に在つては、士職即ち司法部から尊重されたことは言ふまでもない。何れにしても當時の官職は、多く士との關係を有したものであつたことを窺はれる。而して皐陶は實にその士職に冠して、社會民衆の安寧秩序及び司法官吏の人物銓衡を目標として貢獻した。換言すれば、法と人と相待つて司法事務の運用を完うせしめたのである。

○「尚書、虞書。」參照

### （ホ）皐陶の主義

皐陶は、帝舜と伯禹とに密接の關係ありて、帝舜の刑罰法令並に施行等、あらゆる司法部の中心となり、範を後世に垂れたる重臣である。この人の刑罰主義は、德治主義に本づく無刑主義である。無刑主義の根據は、所謂帝王道であるから、刑罰施行の精神は、欽恤そのものであつたことを看取される。士はこの重點に於て、司徒（前示）と合流した。帝舜の欽恤は、如何なる形式で民衆に適用されたかといふに、明允即ち惟明と惟允の二道である。惟れ明なれば、情僞、畢く知り、萬事の宜しきを裁して、天下その義に服する。惟れ允なれば輕重適に當り、本心の德を存し、天下その仁に歸する。かくして、仁・至り義・盡し、偏なく倚なく、過なく不及なきを期するを得る。之を執中又は協中といひ、或は中道といふのである。刑罰はこの中道境に達すると同時にその存在を失ふのである。中道の境は、至公至平至正至義であつて、刑罰は德敎と融合してここに流通無碍の絕對化を呈するのである。而して民衆は斯境に達するまでは、德敎と刑罰と相對して存在し、たとへ刑罰は措いて用ひざるも、法制として存置する必要が消滅しない。換言すれば德（禮）刑（法）の相對運用である。その關係を見るに、德あつて刑が存在するのであつて、刑あつ

て德が存在するのではない。刑の目的地は德であつて、德の目的地は刑でない。德刑は同形とはいへぬが異質ともいへない。不德は盡く犯罪でないが、犯罪は盡く不德であるのは、德刑の同質を語つてゐるのである。先儒呂氏は、「皐陶は徒刑に非ず。乃ち德教なり」といつたのは、正さしくここを指したものである。德と刑とは見樣によりては猶ほ本末の關係に似てゐるともいへる。即ち德は本であり刑は末である。この意味に於て、皐陶は無刑主義だといふを妥當とする。別言すれば協中主義だともいひ得る。刑は刑なきを期すること即ち無刑は、皐陶が支持した刑罰の主義であつたが、この主義は、帝舜の德治主義に根據づけられてゐるのである。

○「尙書」の舜典及び大禹謨。「譯註無刑錄」上卷一卷自一〇頁至一二頁。

◇

當時の無刑主義は、刑の目的を受刑者の改悛に置き、その改悛に由つて刑罰を止むる人格主義の觀念未だ發達せず、威嚇と應報との觀念が最も旺盛であつた。又た一面から見ると、當時の刑罰觀念は、箇人を對象とする方面はさして重んぜず、却つて社會を對象とする觀念を重んじてゐた。人格上に於ける犯罪の改悛は、やがて反社會性の消滅であるが、この點を閑却せる當時として、反社會を虞るるや、種々の肉刑を考定し、刑後まで社會隔離の特徴を與へた。即ち消滅する能はざる程度の肉刑を科し、社會生活を認容しつつ、而も社會より隔離せしめたのである。この意味に於て、肉刑は一種の無期刑を伴ふものといふべきである。當時の肉刑は舜典に所謂五刑であつて、この五刑は、唐虞三代の正法であつた。五刑とは、墨劓、剕、宮、大辟である。その中、墨劓剕（刖）宮（腐）の四刑は身體刑で、大辟は生命刑である。墨はいれづみ、劓は鼻切り、剕は足切り、宮は男には勢を割き女には幽閉する刑をいふのである。宮刑は他の刑のやうに外部に現れぬが、男女性交の不能に由つて一種隔離の狀態にあるものと解すべきである。



◇

當時一般民衆の正法は、身體刑と生命刑で、別に生命刑の恩典としての流刑もあつた。この外、正法の副法とも見るべき官刑（鞭刑）敎刑（扑刑）もあつた。尙ほこの鞭扑二刑にも入らざる輕罪に對する贖刑もあつた。而して過失若くは不可抗力の犯罪は、一切赦宥し、二度以上若くは故意の犯罪は、悉く肉刑乃至死刑に處するを原則とした。

○「尙書、舜典」曰以下參照。「譯註無刑錄」上卷一卷自二頁至一〇頁。

◇

皐陶は刑罰を以て天討と信じた。即ち犯罪人の、對內的には應報と見、ここに恐怖を感ぜしめ、對外的には威嚇と見、ここに警戒を感ぜしめた。簡言すれば、大は暴君より小は小盜まで、天討は免るべからざるものとし、道德を無視して天意に逆行する者に對しては、五刑の五用を要望したのである。

○「尙書、皐陶謨。」天討有罪。五刑五用哉。

即ち德敎を蹂躪して天意を逆行する者に對し、五刑は五つながら用ふるを要望したのである。當時の民族社會、部落社會では、君臣、父子、兄弟、夫婦、朋友の倫敍と、尊卑、貴賤、等級、隆殺の品秩（典礼）は、天の敍秩する所とし、之を輔くるは人の努力する所とし、之に違背する者へは、之を畏懼せしむる所あつて、而も尙ほ悖戾すれば、必ず之に代天の刑罰を加ふるのである。但、臣民が自己の君主（帝王）を誅罰するは、臣民たる資格として誅罰するのでなく、その場合に在つては、天に代つて之を行ふ意味となるのである。かく刑罰の基本に、絕對的威力・伏在し、從つてその刑罰を司る者には絕對的敬意が拂はれ、その結果、司法官その人も特殊の自重を以て進止したのであ

矯正図書館

る。換言すれば、刑罰は天理の當然で、人君の得て私するを得ざる所であるといふことは、上下一般の信念であつた。

○「譯註無刑錄」上卷卷一の二二頁參照。

◇

刑罰適用上に就ては、法規の簡單なりしだけ、司直官の自由裁量多く、自由裁量多きだけ、偏倚する所なく又た過不及なく適用するといふことは、最も高唱せられた點であつた。皐陶謨に、帝德罔ㇾ愆とあるを見てもこの證が歴然たるものである。而してその自由裁量の心理、尙ほその心理の本體、別言すれば罪過を審理する心理の根幹は、何ものに根據してゐるかといふに、好生即ち「人に忍びざる心に」在つて存したのである。この心に立脚して、審理は成るべく簡にして且つ寛ならんことを要諦とし、自己を恭敬にしてあらゆる私慾私情を除却し、一意民衆を愛撫してその間私的觀念を挾むことなきことを反省するのであつた。

○「譯註無刑錄」上卷卷一の二一頁參照。

◇

當時裁判上に於て最も苦心した點は、現在でも見るやうに所謂疑獄であつて、この疑獄は如何に取扱つたかといふに、先づ大體の取扱方針といふものを立てたのである。疑獄取扱の指針として、今日に傳へられてゐるものは、「罪の疑はしきは輕きに從つて罰する」といふことであつた。殊に死刑に就ては、愼重に愼重をかさねたる取調を行つたのである。

○「譯註無刑錄」上卷卷一の一七、一八頁參照。



死刑取調の愼重は、何時の世、何處の國でも異らぬ所とはいへ、支那にては世界のどの國よりも愼重にする精神が現れてゐる。その一例としては天子自身之が折獄に干與せらるるほどであつた。而してその俑を作したるものが、皐陶審理の精神であるといふも、蓋し過言でない。皐陶は堯舜の心を體して、死刑を特別・愼重に取扱つた。その理由としては、死者の復た生くべからず、刑者の復た續くべからざるを閔み、之を取調ぶることの審かならず、之を處刑することの當らざるを虞るるにあつた。尙ほ死刑と關聯して考慮せられたるものは、死刑に至るまでの過程に、取締上將た教導上の落ち度なかりしや否の點であつた。換言すれば、情狀業已に明白になつたとしても、しかも「敎へず」「知るなく」して刑律に觸れ、罪惡を犯すに至るものなるや否を取調べ、その心情に對して、深く審理を遂げ、欽恤至らざる所なかつたのである。從つてかの流・贖・鞭扑の刑罰が成立した所以もここにある。流贖は犯罪者に對する恩典としての科刑で、鞭扑はその犯罪者の徑路に關して責任ある職務者に對する科刑である。

◇

堯舜の時代は德化刑輔の聖治であつたことは先哲も言ひふるしてゐる。朱子は聖人の治は、德を以て「民を化するの本」と爲す。而して刑は特に以て「その及ばざる所」を輔くるなりといつた。又た、刑は刑なきに期するは、只これ心を無に期するに存し、而して刑は初より廢すべきに非ずといつたが、人が動もすると、堯舜の治をたたへて、天下は德を以て化すべきのみ、刑・何かせんといふやうな無刑主義に似て非なる獨斷說を吐くものあるも、かくの如きは思はざるの甚しきものなるのみならず、堯舜とても刑制を存置せずして天下を治め得ざりしを知らざるものである。刑罰は寧ろ現實の文化であつて、之なくして天下を治むることが不可能であつた。この意味から見て、刑罰は社會生活の必要が生み出したものといふべきであるが、さすがに刑罰は、それ自體價値あるものでなく、所謂德敎を輔

矯正図書館

弱する上に於て文化的價値を有するものであることは、前已に之を述べた。申ねて言ふ。德敎と刑罰の關係は、本末「先後」の關係で、德敎は本であり先であると共に、刑罰は末であり後である。この意味から見て帝舜の朝廷は、先づ德敎を敷き、刑罰をその及ばざる所にのみ施した。即ち刑罰を施すと雖、その理想とする所は、刑罰を不要とする所まで、社會を進歩さすにある。これ即ち無刑主義で、刑罰を施すこと自體を理想とする低度のものでなかつた。

◇

唯當時の社會は未開時代なりしが故に、今日の如くに刑罰上・人格や改悛を認むること少く、正法といへば肉刑死刑であつた。當時の肉刑死刑には、種々の刑罰觀念が含蓄されてゐた。固より應報觀念威嚇觀念もあるが、隔離の觀念もある。先づ死刑は永久的隔離である。その恩典としての流刑即ち流放も亦た社會隔離である。流刑はこの時代に於ける一自由刑で、而も無期放置であつた。當時の流刑先きは、後世と同じやうに邊徼の地であつたが、そこには距離が定められてゐない。肉刑とても亦た社會隔離である。死刑との區別は、一方は生命を喪失し、一方は生命を維持する差別あるのみである。即ち肉刑は、刑後の肉體的痕跡に依つて、その社會生活に或る隔離を與ふるのであつて、そこにも終身刑の意味が伏在する。この肉刑を單に應報の意味に解する學者もあるが、それは誤解である。固より當時の刑罰として、應報の意味は、多量に含有してゐるが、決して單なる應報ではなかつた。若し假りに應報一點張りとせば、手を斬つた犯人には手を斬る刑を科し、指を傷けた犯人には指を傷ける刑を科し、財を奪つた犯人より同じく財を奪はされば徹底せぬことになるが、千態萬樣極りなき犯罪の一々に應ずる報復を爲すことは固より不可能である。

◇

しかし、罪惡への應報は、必しも加害者の與へたるものと同一形態なるを要しないともいへる。刑罰權を以て相當



の應報即ち刑罰を與へ、その刑罰を以て天意の發動とし、以爲らく德敎を弼くるものなりと。是故に、德敎を侵害することは、民生に逆行し、不正即ち離法生活を爲すものとし、德敎を輔成することは、民生に順應し、正義即ち合法生活を爲すものと考完したのである。かくの如く、犯罪に刑罰を負擔せしめてその均衡を保つは、民衆の要求であると觀じ、その任務を盡すは、士即ち司法官の職分としたのである。是を以て皐陶の刑罰は、刑罰を科すること自體が、刑罰の目的でなく、刑罰を科するを以て、德敎の目的を達する有力なる助勢としたのである。概言すれば、絶對主義に非ずして相對主義であつた。而してこの相對主義は、その犯罪に對する防遏に止めず、這種犯罪の原因を拔出し、以て德敎に同化するを期したのである。言ふまでもなく、その防遏に際し、加ふる所の制裁は、特にその犯人のみならず、延いて社會一般に及ぼして威嚇するのであつた。そこには主として犯人に對する將來の罪惡を豫防し、從として一般民衆に罪惡の戒むべきを知らしむる差別もあつた。換言すれば、死刑又は肉刑に依りて、犯罪能力を發揮するに困難ならしめ、若くは不能に歸せしめたのである。更に之を飜言すれば、刑罰は、非社會性の表示に依つてその動機に科するもので、德敎は、非社會性の潛在を衝いてその動機を正すのである。又一面より見れば、犯罪は去つて存せざるも、犯罪の責任は、殘つてその人に存すれば、この責任に對し、國家は被害者に代つて或る應報を與へ、一は現在被害者の怨恨を晴らし、且つは將來同類罪惡の發生を禦ぐのであつた。

但、非社會性の表示に依れる動機（意志）に科するとはいふものの、社會に實害を與ふる能はざる結果の、明白せるものは、固より刑罰を科する實價なきを以て、這種の行爲は、德敎に於て之を正すべきであるとし、その刑罰を輕減したもの。即ち罪の疑はしき部類に入れて、その刑罰を輕減したものと考察する。

◇

矯正図書館

又た、威嚇の意味にしても、決して威嚇の目的のみを以て、刑罰を科したものではない。威嚇ばかりで刑罰の目的を達せんとするは、二五を知つて十を知らざるものと考へてゐたと信ずる。人心の動き、感情の興奮には、往々にして身命を顧みざるものがある。親しく死刑の公開を觀つゝ死刑罪を犯すことさへある。要するに刑罰の目的は、改悛である乎、應報であるか乎、威嚇である乎。その何れに屬する乎は、時代に由つて一樣ならざる點から觀て、刑罰は殆ど時代の反映である。この意味に於て、支那は開闢以來數千年間、肉刑を把持したのも、社會民衆の要望であるといへる。但々同じく肉刑を科するにしても、之を公平正當に爲すべきは何時の世にありても異ならざることである。

◇

かくして皐陶は純ら堯舜の刑法を傳へ、偏に之に違はざらんことを努力した。今その刑罰施行の跡を尋ぬれば、かの「刑は刑なきに期す」と標榜せる一句に總括するを得るのであつて、之を法律から見れば、無刑主義であり、之を政治から見れば、德治主義である。當時は監獄制度なかりしものの如く、之に關しては一の記錄も留めてないので、從つて自由刑といふものが刑罰の赦宥としての流刑以外に見出されぬのである。この點から推考しても、當時の刑罰は應報威嚇の意味を以て見るべき刑罰であつたやうだが、その恩典たる流刑に於ては、改悛の意義を包擁したものと解するを得るのである。何となれば帝舜の刑罰は、主として意志に對して之を科したのであるから、（眚災肆赦、怙終賊刑）その意志に於て改悛の情狀を確認する以上、敢て不問に附する理由がないのである。但、改悛の確認を爲す機會となる監獄生活を與へざるを以て、如何に改悛したかを見出す能はざりしことと信ずる。殊に民衆の意志を尊重する當時に於ては、復讎の觀念を慰撫するに足る國法整備せず、復讎の觀念と天討の觀念とを兩つながら滿足すべき應報的刑罰の觀念頗る旺盛なるを以て、刑罰の法令並にその運用は、所謂應報的觀念に本づいたるもの多かりしことは、容易に推考される所である。

○「譯註無刑錄」上卷一四頁。一二頁。一一頁。八頁。七頁。一八頁。三一頁。三三頁。三七頁。四〇頁。四四頁。五六頁。六七頁。一二二頁。二八〇頁。三〇三頁。三四六頁。

しかし、當時の罪と刑とは如何なる關係に規定したのであるか。五刑の法を立てても、その法に民衆の罪を麁くる點に至つて不備を極めてゐる。蓋し慣習法に依つて大凡に之を規定し、而もそれを成文に表示せざりしものではないかと思ふ。とにかく史實に於てさる法制の明白となりたるは、周代以後のことである。

◇

當時の刑事法は、その大体に於て頗る威嚇を貴び、その威嚇に依りて、將來の犯罪を豫防することを工夫したやうであるが、之が半面に於ては、犯罪豫防に最も効力ある刑事政策を樹立することも忘れなかつた。當時・犯罪と刑罰は、如何なる關係に規定したのであるか。五刑の法を立てても、之に民衆の犯罪を如何に麁附したかに就ては、一切不明である。惟ふに慣習法に依りて、大凡に規定し、而も文字に表示せぬのではなかつたか。とにかく史實で這種法制の稍々明瞭したのは、降つて周代のことである。

◇

犯罪の豫防上、最も必要なる刑事政策は如何といふに、刑罰の威嚇即ち五刑といふこともあつたが、同時にその目的とする所は欽恤にあるを示し、犯人の素質を二樣に見て、之が處分を異にした。即ち眚災は肆赦し、怙終は賊刑した。かくして社會生活を保護し、反社會性を隔離することを忘らなかつた。刑事立法政策としては、一に天子の心理に存せしも、尙ほ制度に依つて、大に考慮する所があつた。即ち納言、司徒、秩宗の協力を得、これらの機關は、區

矯正図書館

別あつて區別なき狀態を以て、共に犯罪の根絶とその善化に努力したのである。刑事司法政策としても、科刑の輕重は、一面政策的にも觀て、汎く社會への影響を考慮し、「罰は嗣に及ばず、賞は世に延ぶ、過を宥して大なく、故を刑して小なし。罪の疑はしきは惟れ輕くし、功の疑はしきは惟れ重くし、その不辜を殺さんよりは寧ろ不經に失せよ」といふに至つた。

○「譯註無刑錄」上卷。一七頁。

かくの如く、司法官は刑法の認容する範圍内に於て刑事司法政策の要求する所を充たし、以て刑罰の効果を全うするに精進した。敍上は固より刑事政策の第一聲として見るべき事跡の一班であるが、以て本文の所謂法律概念發芽時代に於ける刑事政策の全豹を察知されるであらう。

――(後一回にて一先づ打切る)――



# 刑務官の德行

住江敬義

輓近社會事業界に於ける思潮を通觀するに、人心指導の原理が教化にありと認められたることは蓋し否むべからざる趨勢である。而して我が行刑に於ても、犯罪必罰を以て唯一の信條とした過去應報刑時代はいざ知らず、既に現今に於ては、亦罪囚の教化を以て行刑の大精神となすの傾向にあるものゝ如くである。唯これが他の幾多社會教化と異なる所以のものは、其の方法に於て、尙ほ刑罰の執行てふ特殊の任務を有することである。其はまた行刑が一の力の作用たる所以でもある。兎もあれ現代に於ける行刑が、刑罰の執行を手段として罪囚を善導化育せんとするをその精神とするに至つたことは、確に行刑が社會教化への一段の歩みをなしたものと言はなければならない。この新しき精神を体し行刑の任務に當るべき國家の官吏は即ち行刑官である。果して然らば、刑務官は、この行刑の任務に當るべき國家の官吏として如何なる資格條件を具備すべきであらうか。

上述の如き精神よりすれは刑務官の定義は、刑務官は刑執行に依て罪囚を教化するの任務を有する國家の官吏なりとすることが出來る。從て、其の官吏としての資格條件を具備せざるべからざるは言ふまでもないことである。この點に就ては一般官吏と等しく文官任用令官吏服務規律等の規定する所である。されど更に刑の執行なる特殊の任務を有する官吏として要求さるべき別異なる種々の條件があるので、看守には其の採用規則に體格、學術、技藝等に關し規定する所あり。

矯正図書館

然し此れ等は、何れも刑務官の外部に屬する必要條件の半面を揚げたるに過ぎずして、此の以外に尙ほ內的方面に渉りて要求さるべき種々の資格がある。これ刑務官が刑の執行に依て罪囚の敎化に當るの任務を有する當然の結果である。この內的條件に付ては法は直接何等の規定をもなしてゐない。蓋し斯くの如き內的條件は、其の性質上法規を以て律すべき形式的のものでないからである。されど刑務官は、これあるに依て罪囚を人たる人として再び社會に送り出し得る人たる刑務官となることが出來るのである。行刑運用の妙は人に存すと言はるゝ所以のもの亦實に玆に存するのである。良き構造良き獄制將たまた適實周到なる命令も、これが運用の局に當るべき人の力を俟つて始めて其の目的を全うすることが出來るのである。其の運用の局に當るべき人の力は、實にこの內的條件を具備するに依て始めて生れ來るのである。內外兩面の資格條件を具備したる適材を要するは即ちこれが爲めである。この內的條件を余は玆に刑務官の德行と呼ぶ。然らば刑務官には如何なる德行なかるべからざるか。

◎

抑々敎化の要諦は、敎化者が被敎化者より絕對の歸依信賴を受くるといふことにある。別言すれば、被敎化者が其の更生への活模範として敎化者を見るに至ることである。之れを行刑に見るに、刑務官が彼罪囚より絕對の歸依信賴を受くること、別言すれば、彼罪囚が彼の更生への活模範として刑務官を見るに至ることである。刑罰の執行に際し、所有機會に、彼が更生の生活への活模範を示すこと、これ刑務官が罪囚を敎化するの要諦であり、また適實有效なる刑の執行を見る所以である。玆に刑務官の德行と題するもの、實に其の理想は此處にあるのである。諸種の德行に於て刑務官が眞に罪囚の模範たらむことを其の理想とするのである。

長くも　明治天皇陛下は明治元年戊辰三月十四日の御宸翰中に「かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は朕が罪なれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治績を勤めてこそ始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」と宣布し給ひ叡慮を惱まし給ひしことは眞に恐懼措く能はざる所である。行刑事務に從ふ刑務官は聖旨を奉體し飽迄責任觀念を以て最善の努力を爲さねばならぬ。さすれば前述の活模範たり得ることは疑はない。

刑務官の德行はこれを分別して左の如くにする。

一　國法嚴守の活模範たること

之れ刑務官が刑罰執行なる特殊の任務を有する國家の官吏なるより生ずる當然の結果である、蓋し、法は國民生活安定の基礎にして、之れあるが爲め國家に其の安寧秩序を維持することが出來るのである。之を侮蔑し之れを破壞するもの、須らくこれは制裁を加ふる所なかるべからず、是れ犯罪者に對して刑を施すの必要ある所以にして、その執行の局に當る者が刑務官である。刑務官は國家の爲め法の神聖及び尊嚴を維持するの職務に任すべきものなるが故に、宜しく自ら卒先して法律嚴守の模範を垂るゝ所がなければならない。加之これに反抗する所謂犯罪的意志及行爲に向つては假初めにもこれを看過し若くはこれを宥恕するが如きことあらざるべしとの確乎不拔の信念を固持するの覺悟があらねばならぬ。

何が故に法は尊崇せざるべからざるか、之れに違犯の行爲ある者に向つて刑を必要とするの理由は何處にあるか、これを詳にすること益々深くして愈々行刑の任務の重大なることを明にし得べく、依て以て依法行刑の眞諦を會得すべく、玆に始めて犯罪者を法的秩序の下に屈服敎養する刑務官たり得るのである。

二　實踐道德上の活模範たること

矯正図書館

之れ刑務官が刑の執行に依つて罪囚の敎化に當るべき國家の官吏たるより生ずる當然の歸結である。導くは導かるゝなり、敎化即ち罪囚を善導化育し人たる人として再び社會に送り出さむには、先づ躬ら道を行ひてこれが範を示さなければならぬ。單に國權の力を以て彼を屈服威壓せんとは現代行刑の本旨とする所ではない。これに誠の道を說き聞かしめ、また躬らこれを行ふの範を示し、依つておのづから罪囚をして道の殿堂に靜生せしむべく努めなければならない。孔子聖人は「之れを道くに政を以てし之れを齊ふるに刑を以てすれば民免れて恥なし。之れを道くに德を以てし、之れを齊ふるに禮を以てすれば、恥有りて且つ格し」と曰はれた。この章旨は政を爲すには德禮を以て本と爲し、專ら政刑を恃むべからざるを語つたのである、斯の當時は刑名法術の徒を賤視して哲人の政治を以て理想としたので民の指導に道を以てせむとするのである。寔に此の如く聖者の膝上には猛虎も尙ほ處女の如く跪坐するを快しとせむ。乃ち刑するも亦道を以てすべく、道はまた躬ら進むでこれを踐まなければならない。

更に本項を左の如く細別する。

（一）忠孝一致忠君愛國一致の信念を保つべきこと

蓋し忠孝一致と忠君愛國一致とは實に我が國民道德の大眼目にして、國民たるもの〻須臾も離るべからざる道である。忠孝といひ忠君愛國といひ、必ずしも我が國の道德の特色でなく、萬國に通じた德義である。然し他國に於ては忠と孝、忠君愛國とは相分離して動もすれば相扞格齟齬することあるを免れないが、我が國に於ては忠と孝、忠君と愛國とは一致して離れない是れ忠孝一致、忠君愛國一致を以て我が國民道德の眼目とされる所以である。



而してこの二大特質は、皇室が國民の宗家にましますとの信念と我が國が皇祖創始の國家であるとの史實に由來するのである。「義は君臣情は父子」天皇と國民の間を單に國法上又は權力上の關係と見るに止まらずしてまたこれを親子の關係と自覺するところに忠孝一致、忠君愛國一致の信念が生れて來るのである。

この忠孝といひ忠君愛國といひ、これらは非常特別の場合に始めて實行されるものではなく、常に君主及び父母の心を奉じ其の志に違はぬ樣に努めることである。即ちこれら二大道德の本質は、行爲の結果或は行爲に現はるゝ場合よりも、寧ろ君に對し親に對する感情に存するのである。是れ余が玆にその信念を保つべきことゝして述べた所以でもある。故に身を殺して君父の爲めに盡すことも忠孝の最も大切なものであるが、それは非常の場合に現はるゝことで無事の日には忠實に各人の業を勵むのが君父の志に副ふ所以にしてそれが忠孝並に忠君愛國である。即ち我が國民道德全體をこの二大道德の內容とすることが出來るのである。」斯く忠孝一致忠君愛國一致が我が國民道德の二大眼目である以上、刑務官たる者はまた國民としてもこの信念を有すべきは當然である。況や思想惡化の聲高き昨今の世情に公平誠實なる行刑をなさむとするに於ては尙更のことである。然らずむば刑務官反つて奇激思想抱懷者の擒となならむ。而してこの二大道德は我が國民道德全體を內容とするものなれば、次に刑務官の德行として揭ぐるところも亦この內容を明かにするに外ならない。乃ち刑務官は罪囚敎化に當つて實踐道德との活模範たるに際し、先づ確乎たるこの二大信念あるを要するのである。

（二）正直、辛抱、勉强であること

諺に正直の頭に神宿るといふ、古來正直の故を以て一身一家を再興した逸話は少くない。正直なることが我等の日常生活に必要なることは今更述ぶる迄もない。而して彼罪囚の多くが今日あるは、概して片言隻語に嘘

矯正図書館

の妙用を事とせるが爲めである。彼の良心は全くこの嘘の妙用なる黒幕の爲めに覆ひ隠されてゐるのである。この黒幕を除くものは刑務官で、それを爲すには先づ自ら職務に表裏なく忠實なるにある。また職務に從事するに當つて、常に辛抱强くあらねばならぬ。如何なる職業と雖も自己の務むるところは他人のそれより苦痛に思はるゝが常である。況して行刑のと其の本質に於てなか〳〵容易の業ではない。されど其の重大なる任務を自覺し常に克己忍耐し表裏如何なる場合に於ても能く士人たる節操を全ふせなければならぬ蓋し罪囚の多くは薄志弱行の徒にして能く其の職業に止まることを得なかつたものである。これをして感ぜしめ、能く辛抱の風を養はしめむにはまた自ら其の範を示すに若くはない。

職務に從事するに當つて進むでは勉强であらねばならぬ。辛抱なると勉强なるとは等しく職務に忠實なることの表裏二面を見たるに過ぎぬ。歸する所は一である。只一は消極一は積極なるが相違あるのみである。惟ふに罪囚の多くは亦遊惰放逸にして其の職業に勵まず遂に生活費に窮して諸種の犯行を累ぬるに至つたものである。從つて此等罪囚に精勵勤勉の風を養はしめむことは急務である。乃ち勞働神聖の意義を解せしめこれに對する趣味及智識を有せしめ進むで勞務に勤むるの風を馴致するに心懸けなければならない。これが爲めにはまた刑務官自ら陣頭に立つて範を垂れなければならない。

以上三種の德行は、直接遇囚教化の上に彼罪囚が先づ刑務官に信頼の念を捧ぐる端緒となるところのものである。道は近きにあり高遠なる道義理想を以て彼を導かむとするよりも、最も手近の斯かる現實の行ひより彼を善導化育せむこと反つて效果多からむ。而して其は實に刑務官其の人の實踐躬行に俟つのである。

支那の呂本中は「官に當るの法唯だ三事有り清と曰ひ愼と曰ひ勤と曰ふ此の三つの者を知れば則ち身を持つ所



以を知ると申したが、これは官吏の服務を說示したるもので之を實行すれば前述の效果現はれて其の身に幸福の來ることになる。

（三）飲酒、喫煙、借財に留意すること

酒癖の惡德たるは言ふを俟たず、節酒尙ほ刑務官に必要なる美德の一條件たるを失はない。喫煙のこと今や世俗をなせども元來人体に必要缺くべからざるものではない、否寧ろ有害なるは醫家の證明するところである。況して實躬躬行以て罪囚の教化に當らむとするもの、口に道を解けども鼻口より彼等の欲するも能はざる葉草の煙あるに於ておやである。刑務官また宜しく節煙の風あつて然るべきである。

身分不相應の負債を有することの不可なるは勿論にして相成るべくば全く負債の係累なきを要す。質素なる者にして負債あるは稀である。負債の係累なきもの其の家族も亦能く偷德を守つて分に安むぜむ。かく平和の家庭を有する者必ず其の精神に慰安あり、所謂後顧の憂なきが爲めに能く職務の苦しきを樂みて常に忠實精勵を抽むずることが出來るのである。かの放慢な生活振りから負債を招き、これが辨濟に僥倖を希ひ反つて負債を巨額に致し遂に官職を瀆すの徒少なからざるは周知のことである。相戒めて負債に留意するところがあらねばならぬ。

以上は直接遇囚教化の上に顯るゝこと少なき德行であるが、思ひ內に有れば色外に現はるゝの語で、斯かる人格上の缺陷は軈て遇囚の上に顯はれざらを得ない。否少くとも教化者にして自身被教化者に慚づる所なかちむや。また內的條件として心懸くべき德行である。

要之刑務官の德行は、刑務官たる資格の內的條件を意味し、これらに關し罪囚の活模範となるを其の理想とする。

刑政第42巻第12号
矯正図書館

この德行を大別して國法嚴守の活模範たること、實踐道德上の活模範たること、の二とし、前者は刑務官が刑の執行機關たるより後者は其の敎化者たるより生ずる德行である。而して後者に於ては忠孝一致、忠君愛國一致の信念を有することを爾餘の諸德の根幹とした。進むで直接遇囚敎化に在つては正直、辛抱、勉强、の活模範を示し、退いては自ら節酒、節煙、借財に留意すべきを其の重なる德行とした。

惟ふに、是等內的條件の必要なることは少くとも實務の經驗を積むに從つて何人も切實に了得さるゝ所であらう。併しながら、其の完全なる修德はまた何人も容易のことではないが、孔子聖人も「德孤ならず必ず隣あり」と曰はれた通り德を修め得て外にあらはるゝ樣になれば人々が之を見逃してはおかない、善い人だ、賴むべき人、と寄つてたかつて敬慕する樣になるので德化の效は實に偉大なものである。

余は曩に刑務敎化の根本問題を論ずるに當つて「至誠敎化に當る」といふことを言つた。乃ちまた本稿に於てこれと同樣にして「至誠行刑に當る」と言いたい。

かの刑務敎化にあつては心智を以て善導に當りこの行刑（廣義に於ける刑務敎化）にあつては心身を以て化育に當るとや言はむ。而かも終局の目的は一、彼の罪囚を人たる人として再び社會に送り出すにある。されば各員協同一致、以て所長の下に合一し、所長はまた能くこれを陶冶指導し統轄し、玆に完全一体、罪囚絕對歸依の標的たる敎化主体と成さんこと、また實に刑務官の德行の極致である。（終）



# 刑法主觀思想と鐵の扉

坂本英雄

## 緒言

刑務所の鐵の扉を徹廢すべきか否に關して、日本では物新しげに近頃論議せられて居る。あの鐵の扉がどれだけ社會と刑務所の空氣をさへ切つて來たことであらうか。ずつとの昔フエリ敎授などに依つて喧傳せられて來た、刑法主觀思想が今日尙鐵の扉の內外を彷徨して居るのは、寔に吾々の悲しまなくてはならぬ現象である。世の刑政の事業に從事して居る人々は、今や將に一大勇氣と實力を以て覺醒しなければならぬ秋にあると云ふことを、第四十二卷第九號私の感想文に對する同十號常盤敏太氏の批評を見聞するに及んで確められた。

私は實證的にそして統計的に、感想文としてゞはなくして吾々の刑務所に對する疑惑を以下簡單に解說することゝしよう。

## 本文

### 一

歐米に於ける刑務所の組織は、其收容所自體の構造は勿論のこと、其作業に於て、性の問題に於て、又は更に受刑者の保健方法に於て、我國に於けるよりも一段に發達して居る。換言すれば主觀主義的、改善主義的に發達しつつある。然るに、斯の如き程度の刑務所制度の下に於てさえ、學者は刑務所に於ける思想に對し兎角非難を浴せつつある。例へば、スミス大學のマーガレット・オースター・カーティ（Margaret Wooster Curti）敎授及彼のシカゴの刑事學雜誌（Journal of Criminal law and Criminology）の記者であるエモーリイ・リヨン（F, Emory Lyon）氏の如きも、共に現代刑務所制度の手賴りないことを說明して居る（註一）。其他、現在の刑務所組織をリホーム（構成）しなければ、到底犯罪人の

矯正図書館

改善、犯罪人の社會的適合なる刑法最大にして且最終の目的を達成し得ない事實を論じて居る學者は、蓋し枚舉に遑があるまい(註二)。學者が斯樣に現行刑務所の組織を非難して居るのは、單純なる學說であると云ふ一事を以て一蹴し去ることは出來まい。そこには相當の理論が存在するが爲めである。故に若し、我國に於ける現在の刑務所組織を以て、最も完備したるもの、或は之を以て少く共、犯罪人の改善に十分であるものと解し、又は現在以上の刑務所の改善が不必要であらうなぞと考想して居る者がありとするならば、吾々はその人の爲めに甚だ惜しまなければならないと共に、又敍上註一、註二に引用したる文獻に對し一層の御研究をすすめることが吾々の責任であらねばなるまい。

註一 Journal of the American Institue of Criminal Law and Criminology, 1926. August. p. 246 以下同上、1927, November. p. 327 以下

註二 小野敎授、刑事學、昭和四年度東大講義第一三頁、第一二二頁以下
牧野敎授、日本刑法、第八頁以下
正木亮氏、刑政、第四十二卷第九號第六頁以下
Bernard de Quiros, Modern theories of criminality, p. 237 以下
Archiv für Kriminologie, 1927, s. 268. "Bailter für Gefängniskunde 1927."
Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform. 1929, juri, S' 406 以下
journal of criminal Law and creminology, 1927. February, p. 581 以下
同上 1927, November, p. 404 以下等。

## 二

監獄學は勿論、廣義に於ける刑事學(criminology)の一種であつて、之が研究は主として經驗科學的方法に依らなければならない。即ち、研究の對象は之を實驗又は觀察に俟たなければならぬ。實驗及觀察は何れも特殊の研究的志向を以て經驗的實在現象に導く方法にあつて、共に經驗的觀察であるからである。故に、監獄學に對する吾々の一定の考想に對して批判を加へ樣とするならば、先づ第一右經驗科學的方法に於て、吾々の考想の破依に努力しなければ何等の意義を爲さない。漫然、田舍に於ける講演會席上に於けるが如くに、實驗及觀察的基礎に原因を有せざる雜談的の監獄學に對する見解、又は之に對する批判は既にこの點に於て取るに足らぬ。長山甲府刑務所長は、先づ敍上吾々の解說したる方法に於て



爾來監獄學の研究、又は之に對する蓄蘊を發表することに努力せしならば、或は吾々の一考に價するものを見るに至るであらう。

## 三

前上說述の樣に今日に於ける學者の多くが、現行刑務所制度の改善を要求して居るのは、現行刑務所制度の下に於て、そだてられたる受刑者の出所後の成績が、面白からざるに其最大多數の原因を有して居る。現行刑務所の組織は、犯罪人の改善(Besserung)又は治癒(Heilung)の場所に非ずして、犯罪人完成所であると稱せられつゝある所以であらう。

我國に於ける近狀を經驗科學的に考察するに其態樣、汎ね次の如くである。

第一、犯罪事件に就て

第一審裁判事件受理件數を考察するのに、大正十二年、八三、八二五件、大正十三年、八六、八七三件、大正十四年、九五、五九九件、昭和元年、九六、九三五件、昭和二年、九六、六二九件を數へられる(註一)。之を人員に換算して觀察するならば、大正十二年、一三一、〇二四名、大正十三年、一四七、六一九名、大正十四年、一五三、四三三名、昭和元年、一五三、〇八七名、昭和二年、一五四、九六〇名になつて居る(註二)。

第二、刑務所內部に於ける病氣及死亡者に就て

刑務所內に於ける死亡者の統計は左の通りである。

大正十年、七一八名、大正十一年、五七〇名、大正十二年四五〇名、大正十三年、三九二名、大正十四年、三二〇名、昭和元年、四二三名、昭和二年、四〇三名(註三)。

刑務所內に於ける罹病者の統計は左の通りである。

大正十年、六六、二八六名、大正十一年、七五、一〇五名、大正十二年、六二、五七四名、大正十三年、四四、七二八名大正十四年、四二、〇二六名、昭和元年、四〇、九三五名、昭和二年、三九、六八一名(註四)。

而して昭和二年の罹病者三九、六八一名の內四、七五二名は胃加答兒の疾患、三、九〇一名は皮膚及運動器の疾患、二、八二〇名は神經系の疾患、二、六六〇名は下痢及腹炎の疾患、二、四六四名は呼吸器の疾患等であるこれに對し殊に注意をしなければならぬ(註五)。

第三、刑務所內部に於ける作業の收入に就て

次に目下問題となつて居る作業成績を考察するのに、大正十年、六、〇三二、〇二六圓、大正十一年、七、〇二〇、八八七圓、大正十二年、五、九五八、五八七圓、大正十三年五、九二一、七三九圓、大正十四年、六、二三〇、九〇〇圓、昭和元年、六、五六四、〇八四圓、昭和二年、六、四九七、九一九圓の結果を示して居る(註六。)

矯正図書館

**第四、釋放者の保護成績に就て**

釋放者保護成績も亦、刑務制度の當否に密接の關係があるものと認めなければなるまい。刑務所内部に於ける改善制度が完備して居るならば、保護成績亦見る可きものが表はれなければならぬからである。

この點に關する行刑統計年報には、保護成績百分比が發表せられて居り、且之に依れば、大正十年、良（保護の必要なきに限りたる者）九五、一、不良（再び入監したる者）四、九、大正十一年、良九、五〇、不良九、〇、大正十二年、良九三、五、不良九、五、大正十三年、良九一、四、不良八、六大正十四年、良九〇、三、不良九、七、昭和元年、良八九、九不良一〇、一、昭和二年、良八八、五、不良一一、五である（註七）。

**第五、刑餘の不信用に原因して犯罪を累行したる者に就て**

刑餘の不信用に原因して犯罪を累行するに至つた事實も、刑務所制度の改善と何等かの關係がなくればならない。之を統計に徴するのに、大正十二年に於ては、犯罪人總數二〇、〇七三名に對し、刑餘の不信用に原因し累犯に及んだ者八十六名、大正十三年に於ては二二、六七三名に對し九十七名、大正十四年度二四、四三五名に對して百五十四名、昭和元年二三、六八三名に對して百三十二名、昭和二年二四、五三六名に對して二百九十五名である（註八）。

**第六、累犯に就て**

累犯を多數に出すことは、刑務所制度の欠點を最も明に物語るものでなければならない。社會制度と相協力して封建制度の下に組織せられたる刑務所は、最も多數の累犯人を出し、主觀主義の刑務所は累犯現象を良好ならしむるだらうからである。

仍て右の點に關する統計を考察するに、大正十一年に於ける出所人員男二六、〇六〇、女一、四七四に對し、累犯男七、七六二、女一一五、大正十二年に於ける出所人員男二五、〇一七、女一、三四六に對し、累犯男七、四九六、女九五、大正十三年に於ける出所人員男二七、一四〇、女一、三一四名に對し累犯男八、五二〇、女九六、大正十四年に於ける出所人員男二五、六一三、女一、四三六に對し、累犯男六、九一七女五三、昭和元年に於ける出所人員男二七、九〇〇、女一、二四六に對し、累犯男六、三八九、女四七、昭和二年に於ける出所人員男三一、七七、女一、一八九に對し、累犯男四、〇七八、女二三である（註九）。

以上第一乃至第六は、極めて簡單なる現行刑務所制度（Gefängniswesen）に對する成績の統計的一考察であるけれ共、これに依る時は犯罪人は、漸次累年增加の傾向にあるのみならず、刑務所内部に於ける、死亡者が相當の數の範圍を去來して居るの現象、殊に刑務所内部に



於ける罹病者の多數が、胃加多兒又は運動器の疾患、呼吸器病等を占むるを見るとき、斯樣の刑務所の組織を以て能事足れり、改善の餘地なきものの如く解する一少部分の人々の言に對し、吾々は寔に悲痛の情切々たるを覺はしむる。更に作業成績は累年增加良好の結果を齎し乍ら、他面、累犯人は逐次激增し、可憐なる犯罪人は裁判所を仲介所にして社會と刑務所の間をさも忙しげに往來しつつ尊い人生の終焉を急いで居る。刑務所は犯罪人を激增せしめ乍ら、他面利益を上げて居る。何と云ふに之れは皮肉の現象であらう。我國の刑務所の内部に足を踏み入れた者、誰がそこが、工場であらうとは直感せられようか、社會政策中最も至難の一事業である、人間改善、性格の修養所であらうとの感想をいだく者があらうか。作業中心制は一時も早く之を受刑者改善主義に其方向を轉換せしめなければならない。現在の刑務所が果して受刑者を改善し得るのであるか怎うか、前示說述の如く之を統計的に考察する迄もなく、又吾々公人の地位をはなれて、現實の受刑者、又は刑の執行を終らしたる者の涙にはらまれた過去の物語を聞くのも一策であらう。若し現行刑務所組織が刑法主觀主義に一致して居るものであるなぞと、論斷する者ありとしたならば、その人は、敍上の統計上に表はれたる刑務所の本質を了解せざるのみならず、受刑者の實際に親まない人でなければならぬ。吾々は斯樣の人々に、到底可憐である數奇の運命を持つた、そして案外情と涙にめぐまれた、吾々の受刑者を安心して委ねることは出來ない。はからずも吾々は、刑務所改善と云ふ近世一大事業の前提に尙刑務官改善と云ふ一大テーマの横つて居ることを痛感するの利益をえたことを喜んで居る。（完）

註一　第五十三刑事統計要旨第二一頁
註二　同一、第二三頁
註三　第二十九行刑統計要旨第六〇頁
註四　同上、第六〇頁
註五　同上、第六〇頁
註六　第五十三刑事統計要旨第七五頁
註七　第二十九行刑統計要旨第八〇頁
註八　第二十九行刑統計年報第一四九頁、第一五〇頁
註九　同上、第一一〇頁。

矯正図書館

# 米國郡刑務所廢止産業園擴張の運動（下）

泉　二　新　熊

## 四、うあーじにあ州は如何に郡刑務所問題を解決しつゝあるか

其郡刑務所は其當時米國にて郡刑務所を通常經營したと同一の方法にて之を經營しました。一六二〇年に設置せる此制度に關しては吾々は其ありし儘を維持する程之を考慮しました。若し諸君が此夏南方に旅行さるゝことがあらば其際此郡刑務所のどれかを御視察あらんことを望みます。此視察は諸君が時間を費消さるゝだけの價値があります。郡刑務所の建築が面白いと御考になるならば更に進んで其取扱振りを御研究下さい。

ヘンリー七世の時代に於ては英國の郡刑務所は開門料を取る管理者が之を管理しました。郡刑務所の管理者は囚徒を收容する毎に若干額の金錢をもらひました。ヴアジニア州に於ては今尙ほ此開門料×××五十仙×××の制度が現存して居ます。

又郡刑務所の獄吏は給料をもらひません。一六〇〇年以來郡刑務所內にある各囚徒に對して一日若干額をもらつて居ます。獄吏は勿論自己の利益となる樣囚徒を賄つて居ます。其賄料より節約せるものが報酬であります。今日に於ても矢張り此方法でやつて居ます。即ち手數料制度と稱するものであります。

ヴアジニア州にては此手數料は全部州の稅金より之を拂つて居ます。州政府より各地方にある種々の監守や執行官に之を分配して居ります。此手數料制度は一大缺點であります。然し乍ら改革と云ふ點より考ふれば都合のよいこともあります。語を換へて云へばヴアジニア州に於ては刑務所問題は州の問題であります。其費用は州にて全部之を支出して居り郡や都市は之を支出して居ませぬ。此點に於て多くの他の州と違つて居ります。證人の手數料檢事の手數料陪審員の手數料地方の郡刑務所に於ける囚徒の賄料は皆州より之を支出して居ます。從て郡刑務所は州で之を管理すると云ふ結果を生じます。

十年間か十五年間吾々はヴアジニア州に於ける郡刑務所を調整しようとしました。吾々は其改善を圖らんとして數多の郡刑務所を調べました。吾々は今や郡刑務所を調整せんとすることを斷念しました。結局現在の郡刑務所は到底改善の見込がない、之に關して執る可き唯一の手段は之を廢止することである、既決囚を收容する刑事營造物としての郡刑務所を廢止することであると云ふ結論に達しました。何故に之を廢止せねばなりませぬか。田舍の郡は概ね其財政的立場から各種の罪人を扱ふに適當の設備を有し適當の人物を配置せる營造物を設置繼續する力がありませぬ。夫れで之を廢止せねばなりませぬ。

一万乃至一万二千の人口を有する當り前の小さき郡は精神病者に對する別室青年に對する別室婦人に對する別室其他種々の區別を設くる營造物を設置するに堪へませぬ。斯る郡は夫れに堪へませぬ。吾々は之に關する話を止めねばなりませぬ。

今や吾々は他の方面より此問題に近づいて居ます。一九二六年の州議會は輕罪囚徒に關する州立ファームを立つる議案を通過しました。此ファーム又は建物に關する費用の支出は議會で之を議決しませぬ。然し乍ら厚生部は既に州の所有せる其上に約二百人を收容する建物を有せる州刑務所用ファームに既決囚を使用して建物を立つることを許可されました。

其法案には更に左の通りのことが規定してあります。此點から考へると手數料制度を取つて居た爲め都合がよかつたと思ひます。其法案は

矯正図書館

州立ファームは、ファームに送られたる各囚徒に對して、若し此各囚徒が郡刑務所に止まらば郡刑務所吏の受取りしと同一の金額を州より受取ること

と規定して居ります。又

厚生部理事は既決輕罪囚を郡刑務所よりファームに又は郡刑務所よりロードに移し得ること

及び

執行官や獄吏の囚徒賄料勘定書が州會計檢査局に廻つて來たとき厚生部理事は之を照査すること

と規定して居ます。

此等の規定は全く無害の規定と思はれます。第一に吾々はファームを設置することが出來ます。然し乍ら州は其費用を支出しません。此點に關しては反對者がありませんでした。次に厚生部は輕罪既決囚を郡刑務所よりファームやロードに移すことが出來ます。此點に關しては之を移す可き場所のなかつた爲め反對がありませんでした。第三の規定は厚生部理事は地方獄吏の勘定書を照査し州に代つて幾干を支拂ふ可きかを決定することが出來ます。

之に對しては若干反對がありましたが結局議案は通過しました。此三事は結局州の中央官衙にヴアジニア州郡刑務所制度の實際的管理を與へることとなりました。

吾々は直ちに二十人か二十五人の輕罪囚を州立ファームに移しました。吾々は一日一弗を拂つて居る郡刑務所より此輕罪囚を愼重に選擇しました。手數料制度は等級が付ぬて居ました。語を換へて云へば郡刑務所に囚徒が三人居れば獄吏は一日一弗、三人乃至十人居れば一日八十五仙、十人乃至二十五人居れば一日六十仙と云ふ工合に等級的に賄料を曳き出して居ました。故に吾々は州内各地を巡回し二十弗か二十五弗だけの人を摘出し之をファームに移しました。

吾々は此ファームに移された人々の賄料を曳き出しました。此移された人々が依然郡刑務所に留まつて居たら郡刑務所の獄吏に拂はるゝと同額の金子を曳き出しました。暫らくすると吾々は更に若干の人數多分三四十人と思はるゝ人數を移しました。此人々はファームにて働き土地を耕作する爲め玆に移されました。六ケ月を經過せざる内に吾々は日々各囚徒に送らるゝ金からファームの他の部分に他の建物を建てるだけの金錢を蓄へました。他の建物を建つるや否や吾々は更に百人を吾ファームに移し其賄料として一日更に百弗宛を受取ました。一九二六年此制度を開始せし以來吾々は三百人以上を收容する一營造物をファームに建てました。州より直接



に一錢も支出せずして建物は建てられ人は收容されて居ます。吾々は通常郡刑務所の獄吏の手許に行く可き手數料其大部分は其私腹を肥やす可き手數料を受取つて居ます。

而かのみならず一九二八年州通常議會を開らきし時此輕罪ファームの一部分にして毎年若干金額の管理費を受取つて居たペナル・ファームより

最早議會より費用を支出してもらふ必要のないこと
輕罪囚ファームより生ずる手數料の殘額で輕罪囚全部及びペナル・ファームに居た他の二百人の既決囚を世話するだけの金錢の殘つたこと

を申し出ました。

ヴアジニア州に於ても他の各地と同樣郡刑務所は私の記臆にては確かに今迄ない位雜沓して居ます。二百五十万の人口を有する州として昨年三万九千以上の人が郡刑務所に收容されました。其内約二万人は禁酒法に違反せるものであります。此人員は毎年增加して居ます。私の御話したファームも雜沓せるがロード・カンプも亦雜沓して居ます。ヴアジニア州には郡のロード・カンプはありませぬ州のロード・カンプがあつて州に管轄され今や滿員となつて居ます。郡刑務所は再び雜沓せんとして居ます。吾々が州の他の場所に輕罪囚徒の他のファーム××地方的ファーム×××を立てねばならぬ程郡刑務所が再び雜沓して居ます。本年度の終りに於ては吾々は吾々の既に經營せるファームより新設ファームを購入し之に建物を建てるだけの金を殘します。尤も之は勿論建物の建築に既決囚を使用する考へで計算を立てたものであります。斯くせば建築費も低廉であります。其上自分の住所を自分にて作らすことは能き考へであると思ひます。

ヴアジニア州は既決囚を收容せる營造物としての郡刑務所を廢止する可能性が充分あります。私の考へにては郡刑務所市刑務所は未決囚を監禁する場所としたがよいと思ひます。五年以内に

既決囚全部を勞働の可能性なき郡刑務所より去らしめ何かの衣食に關する仕事をせねばならぬ產業的營造物又はファームに之を移し得る

程度に擴張することを希望します。私の考へにては斯くせば本件の刑罰方面（Penal Phase）を解決するに多大の利益があると信じます。本件の刑罰方面と對照して其犯罪方面（Criminal Phase）に如何なる結果が生ずるかは私は之を知りませぬ。此犯罪問題殊に輕罪囚に關する問題を論ずるに當りて吾々は多少其以前に遡りて之を論ぜねばならぬと存じます。郡刑務所に人を收容せる時より

少しく以前に遡りて之を論ぜねばならぬと存じます。

ヴアジニア州に於ては少年犯人の取扱に關して現に一計畫を立て之を行つて居ます。此計畫は壯年犯罪者の取扱にも之を擴張することが出來ると思ひます。ヴアジニア州は各郡各市に一少年審判官を置き少年に關する一切の事件に關する專屬的始審管轄權を之に與へて居ます。此判事が一人の少年を審理し此少年は棄てゝ置かれぬ又執行猶豫に付してはならぬと云ふ位の罪を犯したと認むるときは其審判官は×××其審判官は之を選擇する權限をもつて居ませぬ×××何等手段を施さずして直に之を厚生部に送らねばなりませぬ。其時厚生部は社會の安寧少年の幸福を適當に考慮の上此少年に對して適當と認むる處置を執ることが出來ます。

吾々は輕罪犯人を不定期刑宣告法の下に一中央機關に直に收容し得る計畫を立てたがよいと思ひます。尤も之をやるには數多の困難が伴ひます。然し乍ら斯くせば事件の解決を促進し巨額の金錢を節約し且つ此中央行政機關は此等種々の囚徒を其必要に最も適當せる營造物に收容することが出來ると思ひます。

ヴアジニア州にては紐育州及び他の各州同樣人を三十日又は六十日間宛再三收監して居ります。此人々は營造物に出たり入つたりして居ます。私の揭げた制度にして若し實行出來るならば少くとも斯る人々に絕えず費用をかけることを止めることが出來ると思ひます。吾々は他の問題を研究すると共に此點を考へねばならぬと思ひます。

ヴアジニア州に於てはインダストリアル・フアームの實用的であることば疑もなく證明されて居ます。之をやることは出來まする。囚徒はフアームに這入つてよくなつて居ます。然し乍ら輕罪囚が有罪の宣告を受けた後之を取扱ふ方法如何と云ふ問題を研究する場合に於ては輕罪囚に對する法廷の手續に迄遡りて之を研究する方犯罪全体と云ふ立場よりも又種々の公共團体に於ける個々の立場よりもよいと思ひます。

## 五、紐育州に於ける郡刑務所の狀態

紐育州矯正係副長ジョン・エス・ケネヂー氏の演說

紐育州に於て委員會を設置しジョージ・ダブルユー・ウキツケルシヤム氏を委員長とし紐育州に於ける郡刑役所を充分に研究したことがありました。其心的衞生委員會に



ては州内の郡刑務所に收容中の囚徒千二百人の研究を致しました。私が此委員會の一人として之に携はつて居たことは實に私の幸福でありました。此委員會は一切の既決囚を州にて管理すること及び輕罪囚に關する地方的フアームを設くることを適當とし此意見を開陳進言しました。

我紐育州に於ける郡刑務所の狀態は他の數多の州に於げる郡刑務所程惡くは費りませぬ。一九〇〇年紐育州に於ける郡刑務所に關する報告を私が研究しましたとき私は實に其進步せるに驚きました。ウエストチエスター郡とエリー郡には優秀なるインダストリアル・フアームが一つ宛あります。遠からずアルバニー郡にもインダストリアル・フアームが出來る筈であります。

今日茲に討議さるゝ計畫はヴヰケルシヤム委員會にて計畫せるものと同一であります。私は何がなされてあるに拘らず熱心に此案に贊成するものであります。

昨年度中紐育市及び私が申上げたインダストリアル・フアーム以外の紐育州の田舍の郡刑務所に出入せし男が三万九千四百二十九人、女が二千五百二十五人あります。同年末右の郡刑務所に居る男が千二百五十九人、女が七十七人あります。

紐育市外にある郡刑務所は吾々の調べた所によれば近代式のもの四十七、適當のもの十五、舊式のもの八あります。矯正係は州より近頃附與されたる權限により此刑務所中の三ヶ所を閉鎖せんことを要求して居ります。

懶惰は郡刑務所の禍因であります。吾々が色々盡力し得るに拘はらず數千の囚徒は毎年なまけて日を過して居ます。玆に揭ぐる弊害は皆此懶惰から起ります。

其上吾々は

郡刑務所の囚徒を囚徒が勞働せねばならぬ刑務所に移すことになると囚徒の數は減少すること

を發見しました。嘗て紐育州上流の或郡刑務所が余りに舊式なる爲め吾々は其全囚徒をロチエスターの州刑務所に移すことを主張しました。さうすると其刑務所の囚徒の數が半分に減じました。減じた理由は勞働をやらねばならぬ場所に行くを好まない爲めであります。

吾々は郡刑務所の改良を數年に亙りて計畫しました。此數年に渡れる吾々の經驗は郡刑務所に既決囚を收容する場所に非らざることを吾々に敎えました。「刑務所及び刑務所勞働に關する國民委員會」が明年會合の際

既決囚を郡刑務所より取り去り自ら其費用を稼ぐインダストリアル・フアームに之を收容する運動が著しく進行せる

刑政第42巻第12号
矯正図書館

ことを報告することを望みます。

## 六、何故に郡刑務所を廢止す可きか

ヴアジニア州前行刑局長マジョア・ルローイ・ホッヂ氏の演說

私は今日諸君の御說を承つてヴアジニア州のペーン君も私も郡刑務所全廢運動の大團体に結局加入することとなつたことを感じ非常に感謝の念を抱ゐて居ます。私はあらゆる郡刑務所を視察し囚人が三十日間乃至六十日間仕事をなさずに郡刑務所に止まるときは其健康を損ひ且つ墮落し之と仝時に其家族は窮乏の爲めに往々街頭に立つことを知れる故私個人として私は現在の郡刑務務所制度に反對であります。州にて之を管理することとせば現存せる數多の弊風は之を絶滅することが出來ます。郡刑務所廢止を求むる經濟的理由社會的理由たる此弊風を絶滅することが出來ます。(完)

## 英首相マクドナルド氏の青年時代

英國首相マクドナルド氏が先頃米國を訪問した際全米いたるところでヤンヤの人氣を博したことは人の知るところであるが、このごろ物好きな米國人が彼の苦慘の經歷を洗つて見たところ、青年時代にはバス（乘合自動車）の車掌を志願してどうしても目的を達することができず、一週十二シリング八ペンスの俸給に甘んじてコツ〳〵と長いこと働らいて居たこともあつた……。



U. S. A. vs. U. S. E. ?

T. B. Ybarra

# アメリカ合衆國とヨーロッパ合衆國

テイー・ビー・イバルラ

諸君、アメリカ合衆國は若い國です。國のできたのが新しい（一七七六年合衆國獨立宣言）といふばかりではありません。ついこの間まで命がけで自然と戰つてゐた猛烈な民族が住んでゐるのです。征服慾に燃えてゐた開拓者（パイオニア）の熱い血液はまだ冷へきつてはゐないのです。フランスのエリオ（首相たりし人）が二年前アメリカに遊んだ時、「アメリカへ行くのは若返りに行くのだ」と云ひました。古いかびの生へたシビリゼーション（文明）を有つてゐる歐洲人が、アメリカの猛烈なスピードの生活を見て、かういふのは尤なことです。

あのヂャヅ（Jazz）をお聽きなさい。陽氣なノンシャラント（のん氣）な、ぶ遠慮な、あのヂャヅをおききなさい。ヂャヅがミシシツピー沿岸のアメリカン・ニグロ（黑人）の音樂から生れたと云れるのに不思議はありません。自然な因襲に拘はれない、ほがらかなよろこびが溢れてゐるではありませんか。諸君もビクター・レコードで御存じのポール・ホワイトマン管弦團（オーケスト）を組織した、ヂャヅ王と呼ばれるホワイトマンは、「オーケストラの團員はアメリカ人でなければならな

刑政第42巻第12号
矯正図書館

い」と云つて、外國人は團員には採用しません。さすがはヂャヅ・キングで、よくヂャヅを知つてゐます。アメリカ人の血液の中に湧き起つてゐる新しい力と感情とがヂャヅの不遠慮な活潑なリズムの中に磅礴してゐるのをよく知つてゐるのです。莊重なベートーヴェンも、幽婉なロッシニも、一噓にふき飛ばしてしまつた、あの勢を何んといひませう。ヂャヅが初めてパリへ輸入された時、あのトラデイション（傳統）とフオルム（かたち）とを尊重するフランス人が、禮儀を知らない「野蠻人の襲來」だと叫んで驚いたのもよくうなづかれます。さうです、アメリカ人は野蠻人なのです。しかも、大規模な機械を發明することを知つてゐる野蠻人なのです。傳統や因襲のかびにむしばまれてゐない自然兒です。鳥の羽根を頭に飾つた野蠻人は怖しくありません。猛烈な殘忍な自然力を驅使することを知つてゐる野蠻人が怖ろしいのです。

機械と結びついたこの若い力が新しいスピード（速力）のアメリカを生み出したのです。アメリカ人の哲學であるエフイシエンシー（能率）とはこのスピードの變形したものに過ぎません。ベルグソン（有名なフランスの哲學者）の說くエラン・ヴイタール（生の躍進）です。諸君、人生は力です。湧き起る力をどうするか、進むより外に仕方がないぢやありませんか。新しい力が老ひたる力に取つて代るのは進化の然らしむる所で、何人も之を防ぐことはできません。老ひ疲れたヨーロッパがこの若いアメリカの力とスピードとに魅せられたのは不思議はありません。スピードの中に新しい生命が宿つてゐると思つたのです。

速度（スピード）の藝術ともいふべきヂャヅとモビーとが歐洲の人氣を沸騰させたことは、諸君も御存じでせう。現在ヨーロッパで上場されるフイルムの八割は、テンポの迅い、勇敢なキッスとはだかのアメリカ物です。英國でも、フランスでも、ドイツでも、どうにかしてアメリカ物の侵入を防いで自國のフイルム製作者（プロヂユウサー）を保護しようと政府はいづれも苦心してゐるのですが、アメリカ物でなければ御客が來ないから仕方がありません。ヂャヅはとても大變です。昔ベートーヴェンの威張つてゐた墺太利の首府音樂のホームといはれたヴインナのホテルやカツフエーの音樂さへも、とうの昔にヂャヅに代へられて、古い樂師達は失業のうき目を見てゐます。あの柔しいシュトラウスの「ブリユウ・ダニユブ」の響も今はうすれて、亂暴な「チヤールストン」が跳り狂つてゐます。

歐洲人はさぞなさけないでせう。しかし、ヂャヅやモビーだけならがまんもできるでせうが、困るのは經濟力の壓迫です。恐ろしいのは、意識的にせよ、無意識的にせよ、自然にアメリカの壓力が加はつて來ることです。大戰の結果、ヨーロッパの諸國がアメリカの債務國となつて、孫の代まで重い負擔の下に苦しまなければならないのは、傍目にも氣の毒な位です。是れにひきかへす、アメリカのプロスペリテイー（繁榮）は前古未曾有といはれてゐます。すさまじいマッス・プロダクション（大量生產）の勢は世界の市場を脅威してゐます。ダラーはボンドに取つて代りました。シテイ・オブ・ロンドンの握つてゐた世界のマネー・マーケット（金融市場）のコントロール（支配權）は今や徐々ではあるが明かにニューヨークのウオール・ストリートに移つてゐます。ヘンリー・フオードは、英國ドイツは勿論、スウエーデンにも、デンマルクにも、フインランドにさへも、大きな工場を有つてゐます。ゼネラル・モータース會社は、今春、獨逸一番の自働車製造會社なるラインのオーペル會社を買收しました。其當時、獨逸の諸新聞紙は、ドイツはアメリカに臣屬する一州となりつつあるのだ、といつて前途を悲感してゐました。ホードのトラクターがソビエト・ロシヤの農業の愛人であり恩人であることは已に久しいです。つい先達は、ホードは今後十年間に亙つて諸機械を供給するため、ソビエト政府の代表者と二千萬弗の取引を結びました。幾多の獨逸の新聞社の資本がアメリカの資本家の手から出てゐるのは、已に公然の秘密です。今日アメリカのダラーの勢力が歐洲の財政經濟の隅々まで、深くしみ込み忍びこんでゐるのを、何人も認めないものはありません。ドーズ・プラン（案）と云ひ、ヤング・プランと云ひ、すべてはアメリカの御手盛りのプランです。フランスの虎（ティクル）と呼ばれるクレマンソーが、アメリカの資本の露骨な壓迫を怒つたのは久しい以前でした。

歐洲外交界の大立物と推されてゐるフランスのブリアンが、「ヨーロッパ合衆國」（"United States of Europe"——U. S. E.）を唱へて、歐洲の平和を表看

刑政第42巻第12号
矯正図書館

板に、歐洲大陸だけの經濟聯盟を結んで、このアメリカの恐ろしい壓迫に對抗し、「野蠻人」の經濟的侵入を防がうとするのが無理でせうか。ゼネラル・モータースがオーペル會社を買收した時、パリの「ルビュー・ブリユウ」誌は冷笑を浮べながら、「自働車の次には今度は何か別な工業がアンクル・サム（アメリカ）の支配の下に落ちる。それから、次から次へとアメリカの手に移つて、終には、今でさへ已に世界の金融界の覇權を握つてゐる合衆國が、更らに世界の商工業の主人公となる日が來るにちがいない。其時になつても我々は恐らくは尙ほ政治的に獨立はしてゐるであらうが、しかし、歐洲各國のプライム・ミニスター（總理大臣）は一人たりとも、ホワイト・ハウス（白堊館——米國ワシントン府に於ける大統領の官邸）の居住者の許可なくしては、指一本動かすことはできなくなるだらう。とても面白ろいぢやないか。」と云つてゐました。

よそ事ではありません。已に日本にもホードは入つて來てゐます。支那では、プリンストン大學のケンメラー教授は民國政府に傭はれて——固より合衆國政府の了解の下にです——五十人のスタツフを率ひて、貨幣、銀行、租稅に關する制度の創設改革をやつてゐます。あり餘るアメリカの資本が支那に流れ込んで來るのはさう遠い事ではありますまい。そして、物資の豐かなあの廣い土地に、大規模のマツス・プロダクションでも始まつたら、日本はどうなるでせう。

諸君、人生は力です。センテイメンタリズムは假借する所のない力の進行をどうすることもできません。わたしは最後に、遙かに大平洋の彼方ニューヨークの空を指して、力のシンボルなる、あのスカイ・スクレーパー（摩天樓）をごらんなさい、と曰ひたひのです。

---

イバルラ氏はニューヨークの「アウトルック」誌の歐洲通信員で、この一文はパリで書かれたものです。

K. N.



アメリカ合衆國（United States of America-U. S. A.）の人間である我々は、近い內に、ヨーロッパ合衆國（United States of Europe-U. S. E.）といふ新しい國家の聯合に御目にかかるようなことになるのだらうか。それ處ではない。我々アメリカ人は、多くの國家の家族の中の新しい一員としてそれにひき合はさるるばかりでなく、世界の經濟上の覇權をアメリカから奪ふ使命を有つた恐ろしいライヴワル（敵手）を其處に見出さなければならないことになるのだらうか。

大西洋のこちら側（歐洲）にゐるものが、「ヨーロッパ合衆國」（"United States of Europe"）といふ語を聞かされる度數の近來益々ふえて行くのを見ると、かかる疑問は決して突飛でなく極めて劃切なものとなつてくるのである。數週間前ブリアン君（フランスの總理）がゼネバで二十七箇國の代表者に與へたランチオン席上で初めてこの語を發した以來、此語は、雜誌や新聞紙や日常の會話の中にさへ、歐洲中の國語で到處に取り交はされて、今ではもう珍らしくもなく平凡なものとなつてゐるのである。歐洲は今や、自ら凡ての國民の經濟的資源をプール（共同計算に）するにあらざれば、歐洲の强國英國の一殖民地に過ぎなかつたものが過去百年の間に、世界の最も强大な國民となつた、かの海の彼方の大きなレパブリック（共和國）の下風に立たなければならないようになりはすまいか、と切りに氣をもんでゐるのである。「馬鹿にぐづ〳〵してゐるぢやないか。大西洋の向ふから來る脅威に對して合同するんだ——合同から力が生れるんだ。ヨウロッパ合衆國（U. S. E.）萬歲打倒あめりか合衆國（U. S. A）萬。」これが今日のヨウロッパの思想の傾向なのである。

固より、とはいふものの、ブリアン君ばかりでなく、歐洲人の何人も、全く我が合衆國と等しいものを歐洲にこしらへようとは想像もしてゐないのである。彼等歐洲人の想像する新しいヨウロッパは、幾世紀來依然として存在してゐたヨウロッパで、別々の政府の下に人種を異にした、全く合同には不向きな、國民の群れなのである。歐洲の何處かの都市に、アメリカのワシントンに在る合衆國の政府に等しい單一の政府が在つて、わがアメリカの四十八箇のステート（州）が合体してゐるように合体したヨウロッパの實現を心に描かうとは、如何なる歐洲人と雖思ひも寄らないことなのである、

ヨーロッパ合衆國を夢みてゐる人達がとにもかくにも心に描き出してゐる歐洲の合衆國といふものは、經濟的

矯正図書館

の見地から合体して、いづれの方面でも關税の障壁で遮斷されてゐない歐洲といふ一箇のコンテイネント（大陸）を謂ふので、その大陸に在る各國民が全体の經濟的福利の爲めに手を携へて仲よく働かうといふのである、かくしてこそ、――彼等は說くのである、初めて歐洲は、互に助け合ふよりもむしろ傷け合ふことに興味を有つてゐるごた〳〵した國家の泥海でなく、眞に一箇のまとまつたコンテイネントになるであらう。かくしてこそ、しかもかくすることによつてのみ、ヨウロッパは、あらゆる點で事實上各自獨立であるが、しかも、單一な政府に隨意的に服從して、世界の他の列國との關係では一箇の大きな强盛なユニット（單位）として行動する四十八箇のステートより成り立つてゐる、アメリカ合衆國といふ一箇の大きな怪物と相拮抗することができるであらう、とこれが彼等の主張してゐる所なのである。

（U. S. E. vs. U. S. A.）ヨーロッパ合衆國對アメリカ合衆國。これ等の歐洲人の夢はいつでもこの同じ幻影を追うてゐるのである。

ヨーロッパ合衆國の案（アイデア）は今日では多方ブリアンの考案から たもののように信ぜられてゐるがそれは誤りで、已に彼以前にこの夢のような空想を有つてゐて、その實現に努めたものは、一人ならずあつたのである。此等の人々の中で最も著名なのは、「汎歐主義」（"Pan-European" doctrine）の支持者なる、クーデンホーヘ―カレルギ君（Herr Coudenhove-Kalergi）である。――（註――氏ば已に久しい以前よりロンドンの「レビユウ・オブ・レビユウス」誌其他の歐洲の雜誌で氏の「汎歐主義」を皷吹してゐたのである。クーデンホーヘ―カレルギ位國際的の理想を唱導するに適した資格を有つてゐる人は少いのである。氏は國籍はオーストリヤに在るが、父はフランドル人（ベルヂック領）で母はギリシヤ人、しかも自分は日本で生れてゐるのである。多年、氏は「パン・ユウロープ」（汎ヨウロッパ）といふ、最近「ヨーロッパ合衆國」の名で知られるようになつたものに似た歐洲國民の同盟の創造に委ねられてゐる團體の會頭になつてゐて、著書やパンフレットで自分の考案を說明し、ヨーロッパが强國の班から蹴落されることを免れるためには、是非共この考案を促進する必要のあることを全歐洲に說き廻つてゐたのである。

クーデンホーヘ―カレルギの說を簡單に述べると次のようなことになるのである。現在の文明國は、自から次



の五部に分たれる――即ち、アメリカ大陸、英帝國（ブリティッジュエムパイア）（British Empire）、ロシヤ、アジア、及びヨーロッパの五つである。彼の見る所によれば、「汎ヨーロッパ」はブリテーン（イングランド、スコットランド及びウェールスより成る島國をいふ）とロシヤとを除いたヨーロッパ大陸の諸國から成り立つべきで、ブリテーンはだんだんヨーロッパをはなれてブリティッシュ・ドミニオンス（註―キヤナダ、オーストレリヤ其他の舊英領殖民地をいふ――現在ドミニオン（自治領）は立派に一箇の獨立國で、內治は固より外交もロンドンの英國政府と協調して行くだけで、その制肘は受けないのである）の方によりかかつて行き、ロシヤは益々熱烈な眼を東方に向けるようになつたので、いづれも已に純粹にヨウロッパ的とはいへないのである、と彼は說くのである。他の歐洲諸國はしつかりと合同して、その各部分は全体の利益のために働き、凡ての住民は先づ第一にユウロービアン（歐洲人）としての己れを思ひ、フレンチマン（佛人）とかイタリアン（伊人）としては二の次に考へなければならない、と彼は主張して已まないのである。

かくして、しかも只だかくしてのみ、ユーロープは救はるるのである。この熱心なインターナショナリスト（國際平和主義者）は主張するのである。若しも彼女（ヨウロッパ）を云ふ）にして飽迄もぎやう〳〵しい御國魂（ナシヨナリズム）をふりまはして已まないならば、遂に經濟力に於て――いな、凡ての點で――海の彼方のアメリカン・ユニオン（合衆國）にいたく劣ることになるに定まつてゐるのである。海の彼方のこのユニオンは、たとへその國境の中ではどんな不和混亂が起つてゐるにせよ、一と度外に向へば全く一致共同の態度を示して、ヨーロッパの大陸よりも遙かに大陸らしいまとまつたきつぱりした決意を以て外に働きかけるのである。之に反して、ヨーロッパの住民は、始終用ひられてゐる「ヨーロッパの考へ」（"Europe thinks"）といふ語の實際には無意味なものであるほど、しかく福利を共にする所は極めて少ないのである。「ヨーロッパの考へ」と云はれる時には、何人も其中にパリの思ふ所のものがベルリンやロンドンやローマに行はれてゐる意見と等しいものであるといふ意の含まれてゐるものとは夢にも思はないのである。

然し、「アメリカが考へる」（"America thinks"）といへば、其語の中には意義のある何物かが含まれてゐるのである。何となれば――それが外交問題となると――ワシントンの政府の考慮して而して後行動に移る所の

刑政第42巻第12号
矯正図書館

ものは、大西洋岸から大平洋岸まで、キヤナダ境からメキシコ灣まで、一樣に凡てのアメリカ人を拘束することができるからである。

この理窟が、クーデンホーヘーカレルギ君やブリアン君其他同じ思想を有つてゐる眼先の利いた一團の歐洲人には十分理解されてゐるのである。しかしながら、たとへ彼等の思想が信用を得て、同じ歐洲人にして彼等の主唱する歐洲の經濟的聯合の旗印の下に加盟するものが增えて行つたにせよ、彼等の謂ふ所の「ユーナイテッド・ステーツ・オブ・ユウロープ」(ヨーロッパ合衆國)に到達するまでには、長い難處の多い道中があるのである。

ヨーロッパは本質的に不和軋轢のコンテイネント(大陸)なのである。その歷史の黎明から彼女の國民の間には始終戰の止む時はなかつたのである。文明の感化は時を追うて加はつて行つても、彼等はいつまでたつても蠻人のように、幾度でもお互の喉笛に喰らいつかうと身構へしてゐるのである。

フランスとドイツの場合を考へてごらんなさい。たとへどんなに想像を逞しうしても、ヨーロッパのソリダリテイー(共同一致——フランスで流行るソリダリテーで連帶責任のことに用ひられる)のためにフランス人とドイツ人とが和睦しようとは、正眞正銘の夢想家でない限り、何人が之を思ひ得よう。これは多くの他の歐洲の國民にとつても同じ事なのである。ヨーロッパが U.S.E. に到達するには前途遼遠である。あらゆる徵候が誤つてゐなければ、U.S.A. は今より先幾年も U.S.E. の脅威を受ける虞はないのである。

——Outlook, September 25, 1929——

# 都市細民と特殊兒童に就て

東京市靈岸小學校々長 椎名龍徳

△

玆に最も恐るべきものは私共は細民地區の結核であると思つて居ります。一旦結核患者になりますと、あの治療費の高い結核を背負ひますと、殆ど勞働者は苦んでさうして斃れてしまう。細民地區に行きますと青い顏をして蒼白を下げて居る勞働者を澤山見ることが出來る。それは大部分は結核であります。人口五万人以上を有つて居る都市には療養所を建てるといふことを言つて居りますのに、東京市に完全な療養所がありましても全部を收容することが出來ない。多くの施療病院ではあんな長い病氣の者を收容したのでは間食に合はないといふのでなか〳〵收容して呉れませぬ。斯ういふことで死際でなければ療養所の世話になることは出來ない。さういふことで盛んに結核菌を撒き散して居る狀態であります。普通な子供であつても非常な率で肺腺の惡い者が殖える。放つて置くと肺腺加答兒になる樣な腺病質の子供であります。其次に多いのは勞働者の花柳病であります。洵に可愛想でありまして、一旦花柳病を背負つたならば腦梅毒になるまで苦しまなければならぬ。花柳病の施療費はなか〳〵高い。而も市内の病院ではどの病院でも十圓以上の施療費を取つて居る。平民病院とか大衆病院といふ所でも五圓を取る。あの細民が一本の注射の爲に五圓、十圓の金を掛けるといふは殆ど夢の國の話であります。とてもそんなことはやれるものではない。所が何處の施療病院に行きましても花柳病の無料施療を施して呉れる所は殆どない。看板にはやりますというてもやりはしない。本人が不品行の結果背負つたのであるから苦しましてやつた方が宜からうといふ考へだと思ひますが、併ながら家族を抱へて居る、さういふ花柳病患者が更に病毒を傳播するといふことを考へたならば、そんな偏狹な扱ひをするべきものではないと思ひます。私共は能く其問題が出る度毎に花柳病患者の施療は徹底的にやらなければ困るといふことを言ふのですが、私共の學校などにも精神に異常を來したやうな子供が澤山居つて皆遺傳梅毒を有つて居るのではないかと思ふのでありますが、醫者が反感を有つて居りますからなか〳〵やつて呉れない。斯ういふことで一旦花柳病を背負つた勞働者といふものは腦梅毒になるまで苦しむのであります。天皇陛下に拜謁を賜つたなどゝいふて啖呵を切つて居る氣狂が勞働者街に行くと幾人も居りますが、其多くは腦梅毒に罹つて居る者であるのであります。千

矯正図書館

葉から參つて居りました一人の勞働者があつて、鐵工場で働いて三圓か三圓五十錢の生活をして居つた。それが一旦花柳病に罹つたので働く氣力がなくなつた。さうしてサルバルサンの注射をするというた所が家族は非常に困つた。それを私は學校醫を呼んで注射をして貰つて上げたのでありますが、此人が梅毒が治ると共に其どん底の家族が浮び上つてしまつた。今でも千葉に行くと田舍に歸りましたからというてお土產を持つて來る。梅毒のお土產を貰ふなどゝ言つて笑つて居りますが、斯ういふ風に梅毒患者の家族が可成り多く、言換へれば病弱の爲に細民窟に陷ちて居る人達が相當澤山ある。是等は寧ろ個人貧よりも社會貧に屬するものではないかと思ひますので、社會政策的の施設の徹底を期しなければならぬものであると考へるのであります。

△

もう一つは皆樣方の御專門であります。不良兒童の多いことであります。私共の方では懺悔の會といふのを致して居ります。皆樣の今までやつた懺悔を致しませうというて祈りの會をやります。何か他所の店の物を取つたことがありますかと言ふと、先生取りました、私も取りましたと言うて皆手を上げる。萬引の經驗のない者は一人もありませぬ。私共は實に可愛想に思ふのであります。万引を調べて見ますと其大部分は果物でありますす。無理のないことであります。一日十二錢の生活者に於て三錢の密柑を或は七錢の林檎を口に入れることは出來ませぬ。而も八百屋の店先では子供達の誘惑を唆つて居る。若しもそれを以て犯罪なりと云ふならば犯罪兒童であるといふやうに扱はれて居る子供達が市内に幾人ありませうか。自分が食べないから、全く生活の不足の欲求から人の物を取るのは當り前であります。犯罪ではありません。先達西平野署に檢擧された少年の如きは家根傳へに忍んで行つてお櫃の中の御飯を盜んだ。署長は潛然として涙を流された。私共は之は犯罪として扱つて居りませぬ。私共は之を保護兒童といふ言葉を使つて居る。食はせないで置いて取るといふことは當然のことであります。吾々でも死ぬか生きるかといふ場合には人の物を取るかも知れませぬ。私共はそれに對しては非常な同情を有つて居る。故に私共は一ヶ月に一度、時に依りますと二ヶ月に一遍誕生日祝をやる。其時に今密柑は湯河原在の吉濱といふ所から取り寄せて居ります。林檎は青森から取寄せて居ります。梨は市川から取寄せ、さうして誕生日祝をする。今日は誰と誰の誕生日だからお祝をするというて果物の御馳走をする。さうすると猫が鼠をじやらして居るやうに實に欲しくてたまらないで居るが、子供達はそれを剝いて密を出して吸つて見たり色々なことをして樂しむ。さうして欲しくも密柑を食べ給へと云つてもなか〳〵食べない。林檎などは小刀をやつて先生と一緒に剝かうと言ふと一生懸命に剝く、所謂剝くといふ樂



み、子供から言へば一種の自慢をする爲に斯ういふ會合があると努めて果物を取寄せてやつて居ります。

其次に多いのは、玩具の万引であります。此頃私の方で流行るのは殺伐な「泥巡」といふ遊びであります。泥棒が六連發のピストルを持つて逃げる。それを巡査が追ひかける。野次馬が後から附いて行くといふ筋書であります。所がピストルはなしサーベルもない細民の子供達は野次馬より外になれない。子供から言つたならば其玩具が欲しくて堪らない。併しそれを買つて貰ふことは勿論出來ない。彼等は自然万引をして玩具を目當てに取るといふことは能く彼等の不足な心理を物語つて居ります。私共は後援者から寄附などを求めます時に玩具を注文致して居る。暑中休暇前になると玩具を與へ、暮になると羽子板や加留多などを與へて悪い遊戯から引放さう、不良行爲を禁じようといふことを致します。

△

其次には活動寫眞を見たい爲めの犯罪であります。叔父さん入れてお呉れよと言うて子供が一ぱい活動寫眞館の前で木戸番にねだつて居る。素氣なく斷られるものであるから親の財布を攫つたり、物を持出して屑屋に賣るといふやうなことをして入る。そこで私共の方では毎月一回正科の時間に子供達に活動寫眞を見せてやる。學校で連れて行つてやるからねだるのではないと言つて聞かせます。さうして歸るとどの學級でも批評會を開くのですが、なか〳〵子供達は巧い批評をするやうになります。斯ういふことで活動寫眞の批評をし旁々活動寫眞を見たい爲めの犯罪を防止するといふことをやつて居ります。無論私共のやることですから學理的の研究もなし統計的にやることでもないのですが、唯行き當りばつたりに多少でも子供の救濟に役立つことがあれば宜いと思つてやつて居ります。併ながら雛祭りになりますと一組千圓以上もするやうな立派な雛樣がありますので、子供はそれを非常に自慢致して居ります。五月の節句になると吹流しを庭に立てゝ學校で柏餅を食べさせる。三月の三日には學校が雜煮を食べさせる。斯ういふやうに他所がお祭りだといふ時には成べく學校に集めて學校で子供のお祭りをしてやる。さうしないと家庭に於ては何一つ準備が出來て居らないのですから斯ういうことで學校が例令場當りであつてもやつて居る譯でありますが、犯罪兒童が割合に多いことは皆樣御承知の通りであります。卒業生などで少年審判所の御照會を受けましたり、刑務所の御照會を受けて赤い顏をすることは度々あります。併ながら私の方の犯罪は性に關する犯罪といふものは極めて少ない。多くは窃盜、万引、横領といふやうな犯罪が多いのであります。是は貧困の狀態を能く物語つて居る譯であります。幸ひに子供の中に於きましても不敬事件に關するやうな犯罪といふものは殆どありませぬ。卒業生の中で不敬事件に觸れて檢擧され

矯正図書館

たといふやうなものは一人もありませぬ。此點は流石に教育勅語を何遍となく耳から傳へ聽いたといふことが彼等の國体精神といふやうな、さういふ方面に貢献して居ることではないかと思ひます。

△

其次に最近非常に殖えて參りましたことは先程も申上げました同居生活者の多いといふことである。洵に悲しむべき現象であります。内務省の同潤會が國家の費用を以て建てましたアパートメント、之を澤山建てたことは洵に結構である。併ながらあれは全部中產階級の入るアパートでありまして、細民階級には何等の恩惠も蒙つて居りませぬ。アパートの疊數の平均が一ヶ月一枚一圓七十錢位になつて居ります。國民の費用を以て中產階級の人が入るアパートが疊一枚一圓七十錢であるのに細民の大部分は同居生活をするやうなことをして猶且つ一枚二圓の家賃を拂つて居るやうな矛盾した結果を來して居ります。どうか私共は細民に一戸建の長屋を建てゝ貰ひたいといふやうなことを言つて居りますが、あんな者を相手にして居ると家賃を取ることが出來ないといふことでありました。どうか國家的に住宅改良問題をもう少し考へて呉れないと墮落する一方であります。私共が學校に居る時分に人の家の二階を借りて居つた時代にも常に下の者に氣兼ねをしたものである。それが六疊乃至八疊の間に二つの世帶が生活して居るといふやうなことになると實に氣の毒なものである。第一生活力が伴ひませぬ。片方が仕事がある時に片方は冷たい薩摩芋を食べて生活をして居るといふことが一つの部屋の中に行はれて居る。お互同志が惠んだら宜からうといふことを考へますが、それは有產階級の言ふことである。又喜怒哀樂が一致しない。片方は仕事があつて得意になつて酒を飲んで安來節を歌ふのに片方は病氣で唸つて居る。其結果子供に八つ當りをする。私の方には吃の子供が多い。それは色々の方法で吃りの矯正などを致して居るのでありますが、其原因を調べると虐待の結果吃りになるといふのが多數であります。あちらのお店に行つて買へと言ふたのに、子供は貰つた金をどう使はうと自分の權利である、それを親が其處で買はないからと言うて直ぐ手が行く。子供は最も早く自己の辯解をしなければならぬといふ習慣が附いて遂に吃つてしまふ。直ぐに手が行くものであるから、最も早く辯解しなければならぬ。是が遂に悲慘な家庭の子供を吃りにしてしまふのであります。

△

それよりも悲しむべき現象は性に關する問題であります。お前は隣の亭主に優しくするといふやうな屁のやうなことから死ぬか生きるかの喧嘩をするのであります。又其間に或は斯んな神聖な所で御話申上げることが出來ないやうなことが頻々として起る。私共の方で或時淋毒を背負つて居る子供を發見した。親を呼んで聞いて見ました所が、隣に（一軒の中



で）カフェーの女給をして居る十五の女が居て、其女と一緒に寢て感染されたといふやうな珍現象が同居生活者の中から發見されたのであります。話は寄れば障れば下品な下の話ばかりであります。住宅改良の必要といふことは斯ういふ子供の教育の上から非常に心配になりますので、東京市の細民教育調査會に於てどうかさういふ虐待されて居ります子供、又はさういふ家庭に置くことの出來ないやうな子供を收容する寄宿舍を建てゝ貰ひたい。兒童保護教養所を建てゝ貰ひたい。さうして家庭的に虐げられて居る子供又は家庭に置いてはいけない子供の爲にどうしても建てゝ貰ひたいといふことを三年間主張をして居るのでありますが今以て實現されませぬ。私は不圖したことから高松宮殿下の仕事の御手傳ひをして居る關係で、殿下が其ことを深く御心配になられまして、教養所はまだ出來ぬかといふことを時折御尋になられます。殿下は外國へ行つて來てから考へて見やう。軍艦の古いのでも買つてさういふ子供を集めるやうな施設をしようなどゝいふやうなことを仰せられて居りましたが若し東京市の教養所が出來ない前に殿下が御作りになられるやうなことがありますれば洵に畏れ多いことになります。

△

次に多いのは虐待兒童であります。私共の家族を調べると五百人の家庭に於て實父母の無い者は八十數人居ります。而も實父母のないといふ子供達が家庭的に虐待を受けて居りますことは中產階級の家庭とは違ひます。頻々としてさういふ悲慘なことが起ります。學校がそれに同情して親に話をしたり警察署長から說諭を致して貰つたりすると虐待の方法が變へられてもつとひどくなる。結局虐待されることは手を附ければそれだけ惡いといふことになる。救世軍の方でも何か虐待兒童の保護政策を考へて居るやうでありますが、あれとても親に信仰を勸めるといふ程度でありますから甚だ不徹底であります。さういふ風にして子供に同情をすれば親が尙ほひどいことをする。斯ういふことで子供達の虐待には手が附けられない。一層親がないならば養育院なりに收容して呉れるのですが、是に對しては社會的施設が一つもない。私共は其爲に兒童保護教養所といふものをどうか早く建てゝ貰ひたい。さうして虐待の笞の下に居る善良なる子供達を救つて貰ひ度いといふことを言つて居りますが、金がないのでやつて呉れない。今後の方針としては犯罪防止の方から言つてもやらなければならぬと思ひます。洵に哀れな話であります。私共は凡ての社會現象の中で貰ひ兒殺しと幼兒の虐待問題程犯罪の深い憎らしい犯罪はないと思ひます。實に抵抗力の乏しい、何一つ抵抗の出來ない子供を心理的に虐めるのは是は仕方がない。結局保護教養所を早く造つて貰ひたいといふのが一の希望であります。

もう一つは無籍者の多いといふことが細民地區に於ける一つの大きな現象であ

刑政第42巻第12号
矯正図書館

ります。私の方には十二人居ります。所が其原因を調べて見ると、母親が重婚である。又は母親の籍が元との亭主の所に入つた儘になつて居る。又は無籍者が無籍者を生んで居る。最も困るのは籍があるのだか無いのだかはつきりしない。私は時々宜い加減のものを拵へて出すことがあるが籍があるのか無いのか證據不十分といふことで返される。國籍が二つ出來るといふ心配がある爲に區裁判所ではどうしても出來ませぬ。併し徴兵檢査はどん〴〵進む。學齢になる年齢がどんどん參る。此頃では籍の無い者は絶對に學校に入れませぬ。私共の方は假就學といふことで皆容れるのでありますが、外では入れませぬ。私の方では斯うして一人前の教育は出來るのでありますが、籍を拵へるといふことになると實に困る。私は曾て此ことに付て高松宮殿下の御下問に御答したことがありましたが、殿下が笑ひながら籍があるかないか分らない者は拵へてやれば宜いではないか、後で重復した時には削れば宜いではないかといふことを申されました。洵に御尤ものことでありますけれども、裁判官は愼重を要する仕事であるといふことである。殿下はどうも無いものは拵へたら宜いではないかといふことでありますけれども、私共は其籍を作る場合にどうしても證據書類が集らなければ今育てゝ居る親の戸籍法違反を敎へるより外仕方がない。私が主んだけれども届出が遲れたと云つて嘘を付いて拵へるより外に方法がないと思ひます。私は此點から言つて證據書類の集らない者には何等かの方法に依つて籍を早く作つて貰ふと云ふことと、もう一つは文部省の方には學校に假入學をさして貰ふ、當該町村なり學校なりが、此子供には假就學をさしてやる、兵隊檢査には假入營をさしてやる、斯ういふ風にしたら入れてやるといふやうな何とかそこに裕りのある取扱ひを願ひたいといふことを、私共は司法關係のことは全然存じませぬが、さういふことを常に考へて居る一人であります。

さういふことを申しますと際限がありませぬが、斯ういふ各種各樣の子供を收容致して居ります關係から、私共の方では學校中心の社會部といふものを置いて居ります。社會部の中には或は人事相談職業の周旋部を置き或は母親の保護なども致して居ります。お產の時の道具を呉れてやる。卒業生の座談會を開いて、筋肉勞働に對する批判會をやつたり、花柳病に關する御話をやつたり、子供の將來に對する研究とか、何でも問題がありますならばそれを解決するといふ目的で、學校に社會部といふものを置いて曲りなりにも社會局の御手傳ひをやつて居る譯であります。

何處の國家に於きましても唯今の社會事業の傾向といふものを申して見ますれば、今までは貧乏を救ふといふやうな施設にのみ沒頭して居りましたが、最近に於きましては防貧設備が盛になつた。明治の社會事業を振り返つて見ると、我國



の社會事業の發達は施療に關する問題と貧乏人救濟に關する問題が發達して來た。大正時代に於ては職業の問題と震災後の住宅に關する問題とが長足の進歩を致して參つたのであります。然るに最近今上陛下の攝政時代から發達したものは何であるかと言へば救貧の問題が防貧の問題になつて着々其設備をするやうになつて來た、更に大人を對照とする社會事業施設が子供を對照とするやうになつて兒童問題、青年團問題といふやうになつて來た。もう一つは社會事業の場面に敎化運動が盛んに飛込んで來る。融和運動勤儉奬勵に關する運動であるとか、又は差別撤廢に關する、特殊階級の差別撤廢の運動であるとかいふ樣な敎化運動が社會事業の重要なるものとして襲つて來たことは喜ぶべきことでありまして、官營の社會事業が民間相互間の社會事業に變つて參りました。小兒や青年を取扱ふ敎化事業に携つて居る人の手に移りつゝあります。此點から考へますと私共又は皆樣のやうな少年、青年を取扱はなければならぬ仕事に從事して居ります者が社會事業の一班を擔はなければならぬ時代になりつゝあります。私は此意味に於て皆樣の御自重、御奮鬪を切に御願ひする次第であります。本日伺ひまして詰らない私の所感を述べて御參考に供することが出來ましたことを本協會の各位に厚く御禮を申上げます。（終）

## 故中島利吉氏遺族篤志寄附

金五拾圓也

本協會支部長たりし故中島利吉氏遺族中島スヱヲ殿より、今回事業援助として頭書の奇附を賜はつた。本協會の事業も大に進展しつゝある折柄、この篤志に接することは誠に感謝に堪へぬ次第である。

刑政第42巻第12号
矯正図書館

# 囚人に開拓された濠洲の農牧業

記者より――目下濠洲に滞在中の矢部利茂氏は、最近に於ける濠洲の産業狀態を紹介して次の如くいはれてゐる。しかもその開拓が囚人の手によつて爲されたものであることを知り、こゝにこれを掲げて紹介することにした。（Y　生）

濠洲の歴史は一七七〇年英國の大航海家キヤプテン・クツク氏が、濠洲の東海岸であるボタニー灣に上陸した時に始まつてゐる。その後英國政府はこの地を囚人の流拓地と定めた。一七八八年キヤプテン・フイリツプは、政府の命令を受けて囚人七百有餘名を引き連れ、今のシドニーであるボートジヤクソン灣に上陸した。これが濠洲最初の植民地だとされてゐる。

ところがここに興味のあることは彼等が植民の始めから、牧畜の有望なことに眼をつけ、各種類の家畜を本國から移入したことである。尤もその數は、雌牛二頭、雄牛三頭、雌馬一頭、雄馬三頭、子馬三頭、羊二十九頭、山羊十九頭、豚七十四頭、兎五頭、七面鳥十八羽、鷲鳥二十九羽、鷲二十五羽、鶏二百十羽といふ風に極めて少數に過ぎなかつた。けれども、これこそはやがて濠洲の牧畜業の起源をなしたものであつたことはいふまでもない。

植民の當初かれらが最も苦痛に感じたのは、食糧の缺乏といふことであつた。最初は英本國から輸送を請うてゐたが、そんなことがいつまでも續けられるものではない。そこでかれらはやむを得ず濠洲の土地から食糧を得なければならなかつた。その結果、フイリツプの發議で、八英段（エーカー）の地を選び、そこで大麥と小麥との栽培を試みた。けれどもそれは鼠と蟻の害のためにたうてい成功しさうにも見えなかつた。そこでかれらはパラマタ河の流域であるローズヒルに本據を移し、つひに穀物の栽培に成功したのである。一七九〇年のフイリツプの報告には、この地で二百ブツシエルの小麥と六十ブツシエルの大麥の外に、少しばかりの燕麥、とうもろこしと、亞麻とを得たと記してゐる。それが今では、耕地千七百七十七萬二千英段の廣さに上り、



年々これらの耕地から小麥一億六千七十萬ブツシエル、とうもろこし六百九十萬ブツシエル、大麥も略々同樣六百九十萬ブツシエルを産出しつつあるのである。

今この農牧場が濠洲産業の中でどんな地位を占めてゐるかといふと、一九二六――二七年度の統計によると、その生産額は農業九億八千二百九十五萬円、牧畜業十一億千百六十八萬円、牛乳、バタ、チーズ業四億六千九百八十萬円、その合計二十五億六千四百四十三萬円で、他の林業漁業一億二千七百九十萬円、鑛業二億七千七萬円、工業純加工額十六億二千三百二十五萬円にくらべて遙かに多く、總生産額四十五億五千五百六十五萬円の大半は農牧業で占めてゐる。だから海外貿易のうちでも一番大切な役割をつとめ、一九二七――二八年度の海外輸出十三億九千四百六十三萬円のうち、羊毛の六億六千九十七萬円と、小麥の一億四千六百二十九萬円とを合せると、他のすべての商品輸出の合計よりも多い有樣である。又これを計數によつて見ても平均一平方哩のうちに〇・七一匹の馬、四・〇二匹の牛、三五・五匹の羊と〇・三三匹の豚が養はれてゐるに過ぎない。そしてその面積の僅か九厘三毛が農地として耕作されてゐるばかりなのである。

ところがここに農牧業の發達を妨げてゐるものがある。その一つは人口の都會集中である。だから都會で失業者が增加しても地方の農牧地ではいつも勞働の不足を告げてゐるのである。次には濠洲の鐵道が州を異にする事によつて軌道に廣狹の差があることである。これは各州が別々に開發された結果なのであるが、そのために貨物を州から州へ輸送する場合には、州の境で一々積換をしなければならず、多くの費用と手數をかけてゐる。そこで貨物の移動を自然州内だけに限り地方の産業發展を妨げることが少なくない。この軌道統一については、聯邦政府もとくにその必要を認めてゐるやうである。

刑政第42巻第12号
矯正図書館

# 小菅刑務所落成に就て

有馬四郎助

震災復舊工事として着手後六年の歳月を費やし、目出度竣工を告げ、去十月廿七日を以て盛大なる落成の式を擧げらる。在朝の大官在野の名士多數の賓客來集して、皆その構造設備の完全なるを賞揚せざるなく、司法大臣以下各大官名士の祝詞、悉く之を認めて時代の要求を充たすに足るものとせられたるは、以て如何に此建築物が舊殼を脱したる斬新のものなるかを、思はしめぬはない。

□

予は本工着手の初め當面の――所長として、上司の命を奉ずるに際しても、其設計稍々一般の考より行過ぎたるを感じなかつたのではなかつたけれども、行刑の思潮は駿々として進歩し從つて執行の方法も更改を必要とすること、内外の形勢に徴し歴然たるものあり、旁々現狀のみに拘泥するは俗人の見にして卓見ある經世家の取らざる所、殊に建築物の如き一たび出來たれば又た容易に改造することが出來ぬ、既に外國の刑務所建築物の實例に見るも殷鑑遠からぬものがあるので、我國の今日の機會は宜しく遠き將來を慮かり、可及的に時代順應性を保有せしむべく、言換ゆれば五十年百年尙それ以上の前途を見越して建造すべきは、當然の對策なるを確信せしめたのであつた。無論反對意見も多々あるべきは覺悟の前で本省も之を斷行せしめられ、當事者たる我々も其積りで猛進したのであつたが、時勢と道理の前には遂に何人も抗爭することは出來ぬものと見へ、幸に大した非難も聞かずして今日に及んだ。

□

然かのみならず落成式の今日に至り、在朝在野の幾多權威ある知名の士に公開し、肯定賛評を得るに至りたるは即ち行刑の進路は正さに此にあるべきを、天下に向つて推奬したるに外ならぬ。是れ新舊思想の論戰に勝敗の審判を與へ、小菅刑務所が築造の上に新機軸を現はしたるを是認して以て舊思想の敗北を公表したものと見て毫も闇へがなからう。此の意味に於て小菅刑務所は慥かに一番鎗の功を收めたるものであつて、斯界のため其貢獻や實に大なりと云はねばならぬ。

□

由來我國は進取の氣象に富む、所謂開國進取の大理想を標榜し、長を採り短を補ふに毫も遲疑する所がない。總ての制度文物皆な然りであるが、就中學問の上にても廣く眞理を世界に探究し、苟くも由るべく順ふべく、又た採るべきものがあれば、決然敢然として邁由せんとする良性美質を有す。恐らく此一事は我國の特色たるを失はない。此故を以てか我行刑主義に於ては古來歐米の學說に後れざるのみならず、實地應用する點に於ても寧ろ先進國に先行するの實況あるは、爭へない事實である。仔細に先進國の實際を察するに兎角學說と實地との間に、大なる隔りあるを免かれざる傾あるやにも思はれるけれども、我國に於ては比較的に實務當事者が、よく其理義を呑込み趣旨を奉ずるの誠意を欠かない爲めに其隔たりがない。然るに之に反し外國に於ては尠くも米國に於て見る所を率直に語れば、彼執行務員の有樣は殆んど機械的で、所謂知らしむべからず由らしむべしとの流義にて、服務せるものゝ如くである。斯くて米國の識者は之を憂へて曰く、米國監獄の實狀は二十年の時代後れをしてゐると、近時米國各地に監獄暴動續發し、軍隊の武力を以て漸く鎭壓しつゝある實況に徴し、其言の空しからぬを知ることができる。

□

右に述ぶる如くにして我國の刑務當事者と外國のそれとに於て、我に大なる長所あるは大に意を强ふする所である。然れば小菅刑務所が新理想主義を實行せんとして、總ての準備を整へ以て刑務官がよく其趣旨を重んじ十分なる理解を以て活躍するに足る武器を提供したる今日、更に目覺めてほしく思ふ事は、外でない、我國刑務官殊に下級吏員各位が、所謂本來の特質を發揮し、學說と實地との間隔なからしめられ度ひ事である。

□

下手の擊劍使ひが道具のみ立派に飾り、而して其腕前甚だ拙劣にして、敗北のみを取つてゐるを見ては其見苦さ云はん方なく、偶々以て道具の立派が反つて目障りになつて、耻ぢの上塗をすると同樣に、若しも新建築物が何時迄も吳下の舊阿呆で依然として舊思想を脱せず、何の効果も現はさないならば、恐らく其擊劍使ひと同樣の謗を甘受せねばなるまい。勿論我小菅刑務所に對しては、只之れ杞憂であることを重ねて云ふ。

□

戰ひの勝敗は砲後の人にありとは、世界大戰の折に或一將軍が喝破した一語である。是は全くの体驗より出でたる結局の一言である、如何に科學が全權を揮うても眞實結着の所は、之を使用する人物と其技倆にあることが證據立てられたものでないか。刑務に經驗ある者は何人か此一言に共鳴せないであらうか、右一言を轉化して法後の人にありと云ふも差支ないであらう。實に法は死物で人に由つて活くと云へば、今此小菅の理想建物が優秀の偉容を示すも、畢竟是れカ、シに過ぎない、之を活かす者は常事者たる刑務官各位である。各位の責任や眞に重且大である。

□

矯正図書館

古への武士は總ての武具を神聖視すること亦非常であつた。近頃我軍隊の如きも此精神の衰へたるを歎き、大に之が覺醒を躍起し、訓養大に努むるとか云ふ。刑務の武具と云へば多々ある中にも、恰かも其戰鬪艦たるべき、建造物其物であつて、之に對し大に尊重を加へ、之が保存、清潔等に甚大の注意を拂ふべきは勿論であらう。然らば是れ即ち神聖たる我が刑務官魂の殿堂にして戰鬪力の存養所たるべきを、何處〳〵迄も自得し確信すべきである。然らざれば新鋭の武器も其取扱ひの粗末亂暴のために、忽ち錆を出だし破損を生じ不潔汚穢見るに堪へざる者となり、折角の建造物も其用を爲さゞるに至る、之は武士の恥ぢでありし如く亦た刑務官の大恥辱であらねばならぬ。

小菅刑務所が逸早く落成の式を擧げ、其工程に於て一番槍のお手柄をかち得たことは、賞讃に値ひせぬでもないが、併乍ら今後の取扱に注意を拂はずして、早くも世人をして其壞敗荒涼に驚かしむることもあらば、今日の一番槍は偶々以て嘲笑非難の因とならざるを得ぬのである。故に今日の光榮の眞價は此後の取扱運用の上に試めされて、而後定まるものと云ふべく、一面より云へば今日の當事者は幸か不幸か其能力の上に大なる試金石を置かれたるが如く、洵に油斷ならぬ苦しき立場にあるを辭し能はぬのである。だが是も我刑務發展のためなれば、縱し苦しくとも尊ぶべき犧牲たるに於て之を甘んじ、奮つて其責任を果すの覺悟あるは、吾人の深く信じて感謝に堪へざる所である。玆に哀心の敬意を表しつゝ蕪辭をつらねて參考に供す。幸に諒せられよ。

## 廣島刑務所長 木寺亨重氏逝去

かねて病氣中であつた廣島刑務所長從四位勳四等木寺亨重氏は、十月二十三日以來官舍に引籠り靜養中であつたが三十日危篤に陷り遂に翌三十一日午前八時逝去せられた。同刑務所では同氏の出勤中から萬一の變事を慮り、暗々裡に注意を拂ひ引籠後は一層の注意中であつたに、その効なく逝去せられたことは返す〳〵も哀惜の念に堪えない。葬儀は十一月二日午後三時半より官舍より約四キロメートルを距てたる向西館に於て行はれたが、遺族、親族、同刑務所職員は勿論、全國刑務所長代表として屋山岡山刑務所長廣島縣知事代理、南谷廣島控訴院檢事長、古森檢事正其他知名の會葬者多數にして一般會葬者を合せて數百名に及び廣島市に於ては稀に見る盛大さであつた。

木寺氏は夙に司法官に志を立てられたが、大正十二年八月典獄に榮轉され、札幌、宮城、三池の各刑務所長を經て昭和三年二月廣島刑務所長に轉ぜられ、爾來執務の改善、施設の整備等に全精力を傾倒し殆んど病魔の躬に在るを知らざるものゝ如くであり且又資性醇厚寛和士君子の操あり德望日に高く大いに其將來を期待せられてゐたものである。

遺族は未亡人、養嗣子道輝氏（廣島高校一年在學中）養女美波子（縣立高女三年在學中）であつて當分廣島市に居住せらるゝことゝなるであらうと。



# 秋に求むる詩觀【下】

月、風、空、蟲、もみぢ
秋草など

橋田東聲

薄の歌では誰でも田安宗武の

武藏野を人はひろしとふ我はたゞ
尾花わけすぐる道とし思ひき

を思ひ出すであらう。何となしに好きな歌である。宗武は八代將軍吉宗の子で、松平定信即ち白河樂翁の父である。將軍になるべき人であるが仔細あつてならずに生を終へた。

秋の日に光りかゞやく薄の穗こゝ
の高屋にのぼりてみれば

薄の穗は即ち尾花である。これはかの良寛の名吟で、彼が越後國上山の五合庵に隱棲せし當時、或る日麓の里に下りて、阿部定珍といふ友人をたづねた時の作である。又

秋風になびく山路のすゝきの穗見
つゝ來にけり君がいほりに

ともよんでをる。秋の山路をゆく良寛の姿が見えるやうだ。

正岡子規に

武藏野の冬枯芒人に化けず梟には
けて人に賣られけり

といふのがある。雜司ヶ谷鬼子母神前の芒の梟を滑稽によんだものである。私共の學時生代にはよくあの邊を散策したものであるが、今はもう町の中になつてしまつた。

青芒三尺にしてみだれけり

これも子規である。一刷毛さあッとやつたところに、愉快をおぼえる。薄は子規はちよいちよい繪にも描いてゐる。

山はくれて野は黃昏の薄かな　蕪村

佳い句といふべきであらう。幽靈の正體見たり枯尾花といふ句は今では寓話か教訓のために引用される句になつてしまつたが、何ものかを捉へてゐるやうな氣がする。

×

秋の美感はまた樹々さま〳〵の紅葉である。有島武郎氏は死ぬ前に友人に對して、「人間に未練はないが自然には未練がある。澄み切つた秋の空と山野の秋の風色を今一度見たい」ともらしたさうであるが、いかにも詩人らしい、又有島氏らしい述懷であると思ふ。名利も肉親も、現

矯正図書館

世のきづなをすべて斷ち切つた氏にとつても、秋の風色は、まだ心殘りであつた。秋空の下、滿山の紅葉二月の花よりも紅也といふやうな光景に對してはいかなる畫人も筆を投じて、歎息する外はないであらうとおもふ。「秋相聞」「秋雜歌」などすでに萬葉に甚だ多くある。

大君の三笠の山のもみぢ葉は今日の時雨に散りか過ぎなむ

雨どもり心いぶせみ出てみれば春日の山はいろづきにけり

家持である。巧みなものとおもふ。

長月のしぐれの雨にぬれとほり春日の山は色づきにけり

といふ一首が卷十にある。源實朝の

雁なきて寒き朝けの露じもに矢野の神山色づきにけり

はこれから來てゐるであらう。卷八には

奈良山の峰のもみぢ葉取れば散る時雨の雨の間なく降るらし

といふ歌もある。なほ擧ぐれば

ひさかたのしぐれの雨の間なくふれば峰の紅葉は散りすぎにけり　（良寛）

ひんがしの山の紅葉は夕日にはいよ〳〵赤くいつくしきかも　（田安宗武）

まそかゞみ見れどもあかぬ山里の秋のもみぢを風吹きちらす　（平賀元義）

などがある。中世の歌集にも固より多い。近世現代にも數かぎりなくあるであらう。長塚節の畫賛の歌を一首あげる。

引き入れて栗毛つなげどわかぬまで楪林はいろづきにけり

紅葉のみではない。總じて秋の山はよい。草原も、日の光も、溪の音鳥の聲、一つとして人の心にしたしみを起さぬものはない。そこで、郊外の散策と共に登山が秋のよろこびの大きなものとなる。「コノ日天氣清朗ニシテ一點ノ雲ナク云々」は古い紀行文の型であるが、その行樂は今も同じである。天然は永遠に新しいからである。

先年の秋私は歌友四五と共に上州三山の一なる赤城に登つた。その時のことは今思ひ出しても愉快である。御存じの人もあらう。私達は梨木鑛泉に一泊し、茶木畑峠を經て、小沼のほとりを大沼に出たのであるが、恰も十月の半で、空晴れ渡り、木々は悉く紅葉して、筆にもつくせぬ美觀であつた。黄と褐と、眞紅と淡紅ととり〴〵に入り乱れて山々谷々を埋むる滿山の紅葉の、折からの秋の日に照らされた美しさ、今思ひ出してもうつとりする位である。尾根を過ぎて原にでるとそこには秋草が乱れてゐる。龍膽や吾毛香を女だちはよろこんで摘みとつた。山かげには栗が落ちてゐた。又野葡萄などもあつた。秋の高原は實になんとも譬へがたい美しさであつた。私は秋草の上に坐つて、山を見上げ谷を見下し乍ら携へた弁當を開いたことである。一人の友は梨を脊負つて來てゐた。皆でそれを奪ひあつてたべたのである。

私は秋の登山を若き人々にすゝめる。併しそれはハイカラな登山服、リュックサックを脊負ひ、ぜいたくな食料品などをもつての、山登りではない。握り飯に草鞋の質素な山登りである。それでないと、眞の山の味が出ない。

×

私は秋が好きだ。とりわけ秋の夜が好きだ。

家のものと茶をのみながら語りあふ故郷の話も秋の夜はなつかしい。遠方から來た友に、秋のくだものなどをすゝめ乍ら、四方山の話に時を過すのもしんみりした氣持である。

ものを書き、本を讀むこと、それが又秋のものである。特にも秋の夜のものである。机にむかひながら、思はずも、筆が運んで、我と我が文に魅せられる程の感興に浸つた時、又新刊のページをナイフで斷ち切りつゝ、次ぎへつぎへと讀み耽つて、夜のふけるのを忘れはてた時、そこには全く書物もなければ我もない。唯ページの上に落ちた灯影の親しさがあるばかりである。韓退之の詩に

時秋積雨霽　新涼入郊墟
燈火稍可親　簡篇可卷舒

とあるはこの心持である。燈火可親とはさすがに、うまいものだと感心する。

秋の夜の情趣は、月夜の美感がその一半である。秋の夜の月の光は青みを帶びて、弱々しい。そこに寂しい、神秘の色が漂ふのである。そには不思議に人をひきつける「あはれさ」がある。秘密がある。やるせない、ロマンチックの感情がある。例へば尺八の音色のやうな、あはれな調子があるのである。八代大將は日露戰爭の當時、某軍艦の艦長であつたが、或夜月前に千鳥の曲を吹いて風流艦長の名をあげた。尺八の音と月の光とはいかにも調和的である。芝居で殺し場や心中のところで、しばしば月を出すのも、斯うした關係からである。月光によつて、人も草木も山川も、唯一いろの悲哀と神秘の間につゝまれてしまふ。芝居の作者は決して、この月を出すことを忘れない。

月の歌は、古來、實に多い。

月みれば千々にものこそ悲しけれ
我が身一つの秋にはあらねど　（大江千里）

矯正図書館

歎けとて月やはものを思はするかこち顔なるわが涙かな　（西行）

などとセンチメンタルに、自分の胸中を吐露するもの、又

秋風にたなびく雲の絶間よりもれいづる月の影のさやけさ　（藤原顯輔）

白雲に羽根うちかはし飛ぶ雁のかげさへ見ゆる秋の夜の月　（讀人しらず）

の如く、寫生的繪畫的によむもの、種類はちがつても、とにかく、月の歌は非常に多い。

月よみの光をまちてかへりませ山路は栗のいがの多きに

これは傳稱される良寛の佳吟である。彼の庵に遊びに來た歌の友定珍老人のかへりによんで與へたものである。彼の同情がいかにもはつきり出てゐる。

にほ鳥の葛飾早稲のにひしぼりくみつゝをれば月傾きぬ

賀茂眞淵の歌、「九月十三日縣居にて」といふ詞書がある。縣居といふのは江戸濱町なる眞淵の田舍めきたる家の名である。

併し月の歌は何といつても西行である。西行位月を愛し、月をうたひ月に生きた歌人は、さすがの日本にもまだ無いといへる。月は西行にとつて、實に心の友であつた。百人一首のはすでに擧げたが、尙二三

ながむるに慰むことはなけれども月を友にてあかす頃かな

露のぼる蘆のわか葉に月さえて秋をあらそふ難波江の浦

うちつけにまた來む秋のこよひまで月ゆゑ惜しくなる命かな

北面の武士佐藤義清（ノリキヨ）が出家して西行となり、山川を無二の友とし天下を漂泊す。月花の吟詠の多きは偶然ではない。山家集はこの情熱歌人の心さながらの吟詠である。

名月や膳へ這ひよる子があらば

一茶の句である。一茶は齡五十を過ぎてから三人の妻を迎へたが、或は死に、或は別れ、子供も四男一女をあげて悉く夭折するの不幸にあつた。その幾人もの子供を失うた後、或夜常よりも幾らか御馳走の多い食卓に向つて坐つた。併し子供は一人もそこにゐなかつた。そしてつくづくと今は亡き子の上を思ふのであつた。一生を轗軻不遇のうちに過した俳人一茶の俤が偲ばれるのである。

明月をとつてくれろと泣く子哉
明月に座頭の妻の泣く夜哉
明月のさつさと急ぎ給ふ哉
小言いふ相手もあらば今日の月　（第一の妻の死後）

一茶は月の俳人であつた。そして彼の鄕國信濃は月の國である。こゝに鄕土と詩と人との關係があることを思ふのである。



名月や池をめぐりて夜もすがら　芭蕉

名月や疊の上の松のかげ　其角

やはり月の名句である。あげれば限りがない。それほどに、日本人、とくにも日本の詩人は昔から月を愛した。國民も亦さうである。仲秋名月の夜に薄をさし、團子を供へて、一家揃うて、月見をするといふ如き風習はいかにもなつかしい行事であるとおもふ。

漢詩にも月の詩は多いが、一つをあげる。服部南郭の「下墨水」である。即ち隅田川の詩

金龍山畔江月浮　江搖月湧金龍流
扁舟不往天如水　兩岸秋風下二州

（金龍山畔江月浮ぶ。江搖ぎ月湧いて金龍流る。扁舟とゞまらず天水の如し。兩岸の秋風二州を下る。）

金龍山は待乳山。二州は武藏と下總である。「江搖ぎ月湧いて」の一句寫し得て妙といふべきである。

秋の空は青く深いので、固より晝もいゝのであるが、夜は星が美しく見えるので、一層なつかしまれる。九月末頃になるとかの天の川が丁度われわれの眞上にかゝる。即ち北東から西南へかけて、はつきりと見える。銀河、銀漢などとして漢詩には多く見える。天の川の歌は萬葉以來非常に多い。

天の川棕梠と棕梠との間より幽かに白しふけにけらしも　北原白秋

星の詩は西洋の文學に最も多く見えてゐる。

蟲がまた、秋の夜のものである。鈴蟲、松蟲、くつわ蟲、馬追、きり〳〵す、こほろぎなど——私はその區別さへよくは知らないが、とにかくいろいろの種類の秋の蟲が庭前でも、叢でもさかんに鳴く。やがて死ぬ身をはかなむやうに、聲をかぎり、根かぎり啼きつゞける。蟲聲雨の如しとは漢文漢詩のよく用ふる比喩であるが、實際、郊外の畑中の家などでは、對話を邪魔される位に、さかんに啼くのである。

蟲は田園の可憐の樂手である。かのラフカヂオ・ヘルン即ち小泉八雲は實に蟲を好んだ。その研究が殘つてをる。

渡り鳥——それはもとより歌の景物であるが、夜空をわたる渡り鳥位おもしろいものはない。月夜の雁など何といふ好畫題であらう。想像してみてもよい。五位鷺は現に私の住んでゐる大森などでも見える。啼きながら飛んで行く。北陸地方では晩秋の月の夜に、何萬といふツグミが群をなして飛んでゆくのを見るといふ。鷹を避けて、わざと夜空を行くのである。月光を浴び群をなして行くところは實に美觀であるさうな、また、秋の詩趣である。

刑政第42巻第12号
矯正図書館

# 猫の眼

赤田生

（四）

多くの人がより集ると、そこに個々の人間の感情や意志をこえた或る精神狀態がつくり上げられる。お祭に人がよるとお祭り氣分が涌き、運動場では運動氣分があふれ乃至、競馬場では競馬氣分が出來る。

この氣分、この群衆の心理は、平常の意志や感情や判斷力を超えたもので、たとへば、御輿をがついでワイショ〳〵とはしやぐのもお祭りだからこそ出來るので、平生あんなことを人がやれば、狂人沙汰とされる、また花見やおよろこびでもあつたとき、假裝行列をやる。人も自分もそれを許るして、よろこびさんざめくがこれも平生はやり得ないことである。

ところが、この群衆の心理は、思慮の方面に於ては、算術的平均であるが、感情的方面は著しく昂じて幾何學的にすゝみ、各個人感情の總和となる。

つまり知的な方面はいちじるしく全体的には低格になり、感情は著しくたかぶつてくる。

ローマの諺にも「元老院議員は善人であるが、元老院は野獸の檻である」といふのがあるが、全く群衆の理智は粗野である。

しかしまたそれであればこそ、戰爭や騷擾や革命にそれが利用されるのでもある。

或る人が云つた。「戰爭には、智慧はむしろ多くの場合害がある。無知の感情こそ大膽に勇敢に戰はしめる」と

平常相當な知識や判斷力を有する人が騷擾事件のなかにとびこむのはこの感情に支配されるからである。

次に、この群衆の心理は感情的に昂ぶるために、盲目的となり暗示にかゝり易い。

あの大震災のときに、いろんな流言が人々に信ぜられた。少しおちついて考へると、馬鹿らしいことであり乍ら、群集の中の住人となると、判斷力がにぶつて終ふ。

又いつか、カマボコの中には、味をよくするために腕の肉が用ひられるといふことが、一殻の人々に信ぜられてカマボコの實行が激減したことがある。營業者は面喰つて、これを新聞でうち消さねばならぬほどになつて來た。

腕の肉はかなり高價なものである。それを使つて安いカマボコとして賣つては勿論、營業がたつてゆかない。またいかに商買人が利益主義でも、まさか信用を根とする全ての商買人が、カマボコに腕を用ゆる道理がない。所が、さういふ噂が群集には、すぐに信ぜられるのである。

またこの群集の心理は知識が低格になるだけ、原始人にちかくなつて本能がむきにあらはれてくる。

掠奪。殺戮、放火、破壞が騷擾や政治的革命の場合よく行はれるのは、このためである。すぐに暗示にかゝり模倣性が



つよくなり、喜怒哀樂が露骨になり「やつつけろ」とでもどなられると、その指揮者にすぐに應動して、原始的な暴動さへ敢てするのである。

演說會——ことに政談の場合などにこのこゝろもちはよく表はれ警官の横暴をたれかゞ叫ぶと、やはり警官をにくみたくなるのである。また辯士の熱につい引かされてすつかり自分の知識を失ふことゝなつてくるのである。

だが、群集が萬歲をとなへたり國歌を合唱したりすると、何だか又自分も涙ぐましい心持になる。自らなる感激を感ずる。

かくて、群集の心理は、危險性を有するが又之を利用して善導をすることが出來る。集合敎誨や工場に於ける全体的指導のゆるがせにすることとの出來ない理由もこゝに云ふ迄もなく存在してゐる。

或る女監で「お化」が出たといつて全囚が極度に脅怖し一夜中ふるひあがつたことがある、噂はとり〳〵だつたが、塀のむかうに、皿のやうな目をした男が、のろ〳〵とやつて來て、電燈を消したといふのである。これをうそだと云ふのには、余りにおどろきが眞劍である。とう〳〵戒護者をまして、警戒せねばならなくさへなつた。彼等を案堵させるために、之は、群集が錯覺をおこした一例であるが。何もこの錯覺は、女囚の無知からのみおこるのではないので、人々がより集つた場合がうしたことはよくおこる。

狐の嫁入と俗に言つて、夜更けたくさんの提灯のやうな火が、あちこち動く場合があるが、あの正体についてははつきり言へぬが、これも群集の錯覺ではないかとも思ふ。有名な話では、ナポレオンの遺骨をもつて二艘の軍艦がセントヘレナから歸る途中大暴風にあつてラーベルプール號は僚艦の・ベルクローを見失ひそれを捜査中、一人の水兵はマストのをれた一艘の舟を發見し士官も數艘のボートが大筏に引かれてゆるのを見、更に危險信號がゆらぐのをみたので、直ちに救助の船をおろしたところ助けをよぶ人の聲さへたしかにきいたのに、そこには、海鳥の一群があるのみで船もボートもなかつた。しかもこれが嵐もやんだ靜かな海の白晝の出來事なのであるといふことがある。これはフランスの公報だからあやまりがなく、群集の錯覺とみなければならぬ。

さて、かういふ狀態である群集を、政治的にリードする場合に、危險なのは、このリーダーが、多く偏執的異常性格者であることが多いといふことである。

明治の維新をもたらした政治家が、偏執者であつたかどうかは、あゞかつておくが、あの場合でも群集は、かなり野蠻性を發揮し、明確な判斷を失うて終つた。鐘はつぶされ、寺院は破壞され、國粹保存と歐化主義をチャンポンにしてずいぶん無茶なことが、行はれた、そのリーダーは新歸朝者の政治家と、國粹學者である。彼等にあやつられて群集は、銀のカンザシをなげすてゝいまごろなら二三錢のピ

刑政第42巻第12号　矯正図書館

ードロを讃美し、一片の硝子器をあがなうために數金を出しておしまなかつたのである。馬鹿らしいことだと今からは思はれるがそれが群集の心理だからやむを得ない。フランス革命の直後もさうであつたし、ロシアの革命當時もその例にもれぬ。

而て、フランスの革命歌の作者ガボーは、精神病で死んだ人であり、バスチーユ監獄をおそふに先頭に立つて參加した有名な女テロアニュも發狂して死に、女革命の大立物ミーンエルは、男裝を好み男の音樂をよくした性的中間者であつた。かくて精神病學者は、フランス革命の流血と破壞と掠奪を、少くとも精神病者の參加によつて擴大されたとみてをるのである。獨逸の革命にも異常性格者が大多數を占めてゐると、精神病學者は斷定してゐる。これはとにかくとして、吾々は革命的行動による犯罪者騷擾事件の首謀等には、特にかうした精神病的方面の考察を必要とすると共に、一般的な事件の關係には群集心理を網を通すことによつて、その平常の精神的方面を封度し誘掖せねばならぬ。つまり附和雷同的犯罪者は、個々の人間としてみると善人である一般者であり、特異性をもつたものでない場合が多いのである。從つてそこには、特別予防の消極的教化方面の對象とはなり得ないのである。しかるを往々感情に激し易いといふ現實から云々されるのは、當を得たとは言ひ得ない。それは余りに、群集の心的狀態を無視したもので、むしろ或る場合それに乘ぜないやうな人間は鈍感であるか偏屈者でさへある。之を、萬歳をとなへて祝福し、共に平和な祭りをよろこぶ方面の場合から考察したとき、自ら判明するだらう。

「何とか踊らぬ奴は、やもめぐらしかいくぢなし」といふ俗謠は、この眞をうがつてゐる。かういふ動ぜない人間は、いざ戰爭といつたときには、しりごみして勇敢に身命をとして働きえない人間であることも請合である。

初心者の爲に

# ◆句評　其十二

冬花居士

◇

今月は寄り高が尠くて、佳句秀吟が多くなかつた。大凡が平面句の薄つぺらなものでなければ、説明句であつた。また句になつて居ない。即ち叙法の拙いものが相當目についた。叙法の拙いことは初心のうちは致し方はない。この俳壇も設置當時からは隔世の感がある程の進歩を示し居る。けれども、尙ほ初心臭いことは免れない。それは研究俳壇でなくて、樂俳の集會場であるから止むを得ない、が當俳壇はそれでよいと思ふ。そのうちに研究が積まれて上達すれば足りるのである。しかし只樂俳だからといつ〳〵までも駄句つて居てはつまらないから向上に努めることである。

勿論、事物に接して湧いた詩情そのまゝを寫せばよいのであるが、そこには詩眼の優劣があることは免れないけれども、句と

毎月募集

# 刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月卅日限
用紙官私製ハガキ

## ◇椎迺本冬花先生選◇

菊に晴れ日の丸高く明治節　八王子　狂胡蝶
菊人形楠公父子のいと見事　三池　雲龍
緊縮に仕立直しや冬支度　三重　五鈴
松かさを拾ふ老婆や冬の山　沖繩　逸水
憂き秋を淋しがらすや鹿の聲　三池　玉川
緊縮で忘年會も流れけり　三重　月峰
野の闇に白く浮きたる野菊哉　金泉　石
露深し雨の來てかと思ふ程　水戸　麗月
小春日や猫の畫寢の夢まどか　札幌　好月
燒芋を寒さうに燒く街の辻　西大門　亀友
樋にたまる落葉掻出す翁かな　岩國　カナヲ
川端や蜻蛉に暮るゝ乳母車　德島　白鷺
麓まで道一筋の花野かな　旭川　長笑子
畦豆にもたれて垂るゝ稻穗哉　秋田　宗甫
明月に流れ任せの小舟かな　宮城　仙光
駒とめて畫餉すますや夏木立　同　さん
御台場に釣する人や夏の海　同　花白
睡蓮の池を圍んで夏木立　同　梅宮

矯正図書館

しては平面的よりも立体味がある方を可とする。その句に潤があり、深みがあり、ならうことなら余韻、ゆとりがあつて欲しい。總体、句には余韻がなければならないが、最初からきう注文もなりかねる。

玆に假に衣類がある。衣桁にかけたところを見る。これを假に平面句する韻。これを立体的に人間に着せたれば少し面白くならうと思ふ。これを更に歩ませれば、この句は躍動するに相違ない。尙ほそれが花の下とか、菊畑とあれば風韻は一層増す筈である。まだこれで事終れりとするか、否、この上にも望むべき點はある。この衣を着けた人間が、美人であるとか、高貴の方であれば光彩は更に加はるのである。普通人より特異なところに光輝がある。故にこれが反對に、猿であつてもよく、馬鹿であつてもよい譯である。菓子器に整然と盛られた菓子もよいが、又凸坊の狼藉に出遇つた菓子もよいのである。そつと一つ二つを失敬されたやうな盛菓子は句として妙趣がないと同じである。以上は句作上の比喩に過ぎぬ。

誰か來て寢た跡のあり夏木立　宮城　海松
鳥籠のかけてある也夏木立　同　みなしご
狹庭にも秋訪れて菊薫る　金澤　綠峯
年ゝきりの柿に淋しや里の家　福岡　岳雪
病む妹の友をほしがる小春哉　長野　裾花
剃刀の跡に霜夜の風しみぬ　岡山　原水
菊咲くや日ねもす客の二三人　秋田　愚嘲
初霜や芋堀る人の暮るまで　三池　たいら
稻刈や引上げて見る穂の重み　三重　一水
柿の實の枝に三つ四つ秋の行く　秋田　旭水
赤トンボ飛行機秋の空高く　市谷　一樹
緊縮の外の奢りや菊の花　馬山　痴坊
雪分けて七艸齊さぐりけり　宮城　勇
八千艸の露繁く秋深みけり　水戸　香村
枯れて行く芒の細る虫の聲　山形　繁翠
面白い程吹きたまる落葉哉　岩國　林靜
松島や朝日涼しき夏の海　宮城　一水
沙濱にキャンプも見えて夏の海　同　醒女
新らしう見ゆるや朝の夏木立　同　東山
山宿に一句殘すや紅葉狩　新潟　銀波
市議戰の演說寂れ夜寒空　八王子　朗聲
忘れける目の多けれど菊の花　金澤　竹泉
母親は歸りを待ちぬ栗拾ひ　福島　白鵠
山峽の秋深ふして照紅葉　旭川　美榮峯



◇

この寸法で以て、試に目を通して見るとき、平凡なものがよく分ると思ふ。それと暗合か知らぬ、暗合はよいことである。が以前に見た句をよく出句される。選者もそれを承知して選ぶこともある、それに乘つて頻々と出句されると、イヤな感に打たれる。

◇

五客に就て、山門に暈酒許さずは古い語である。それを紅葉かなとして、呑まないところに紅を表はしたホンノ僅かの詩情を採つたに過ぎぬ。次の秋刀魚は「饑饉秋刀魚」といふ俗諺から聯想して河岸の人氣と結んだ叙法が氣に叶つた。

凡の句は、凡の中を一人行く女を見た時どのやうな感が起るか、只それ丈である。綴り足袋は平凡であるが御當節故當選。木の實は實景である。

人位はその人になつて見れば分る。地位は是亦際物を甘く叙して居る。天位は、この叙法によつて實情が最もよく盡される。但朝霜にを今少し洗錬したらよい。

山門や僧默々と落葉掻く　三重　一露
稻刈や畔に飯食ふ一家内　宮城　久光
鴫鳴くや夕燒消ゆる湖の果　海劫　秋峯
撫て見る駒の太りや里の秋　水戸　鮫月
天地皆靜めて露の夜明哉　馬山　鶴水
夕燒に一段映ゆる紅葉かな　伊勢　英子
冬の日の落て明るし城の松　三池　思靜子
麥見に清麥とゞめて菊の花　金泉　鯨波
冬日影うつろい易き軒端哉　三池　久子
吹落す鳥の古巣や秋暮るゝ　八王子　ねのし志
繼足袋に節約の範示しけり　三池　水月

×

五客　山門に暈酒許さず紅葉哉　岡山　雪峰
秋刀魚の走り高値呼で河岸の人氣　八王子　波山
凡に追はれて走る女かな　小菅　珺水
新妻の緊縮振や綴り足袋　神戸　靈雪
石段をころ〳〵走る木の實哉　水戸　とんぼ
（人）汽車下りて野菊の徑辿りけり　金泉　安泉
（地）減俸の風治まりて秋晴るる　同　梅雪
（天）家普請の朝霜に焚火一と時　三池　みいづ

×

達磨にも一喝くれむ冬籠　選者

刑政第42巻第12号
矯正図書館

## ◇善良なる受刑者

横濱　波瑠夫

Y軍港とK軍港とを股に掛けた新手の大詐欺漢云々と云ふ記事が此の間の某紙の地方版に出て居た。何氣無く讀んで居た僕は其の犯人の名前を見て少からず驚いた。二等兵曹の軍服を着けた男――確に彼に相違ないと思つた瞬間忌わしい豫感が的中した時の重苦しい、ショックを覺えて憂鬱になつた。あゝやつぱりさうだつたのか？　と海軍下士の軍服（釋放時の服裝）を着けたあの時のTの姿が幻の如く目の前に浮んだ。『私も今迄御上の御厄介に許り成つて居ましたが今度と云ふ今度は衷心から目覺めて今迄の自分が恨めしくさへ成ります。前からもお話しした樣にS地へ行つて必ず正業に就きあらゆる誘惑と戰ひ、さうして眞に生れ更つたTと成つて前半生の懺悔を笑つて話す秋を將來する決心です。彼地へ着いて更生の第一歩を踏み出したら直ぐ御通知します。其の時は私の爲に前途を祝つて下さい』それは彼の釋放された翌日偶然に邂逅した僕に示した彼の涙乍らの悲壯な意圖であつた。僕は信じた、いや無理にも信じたかつたのだ。そして彼の肩を叩いて激勵し且つ健康を祈つて別れた。それから三月――彼からの消息は香として無かつた。もしや？　いや〳〵そんな筈は無いと無理にも彼の爲に前途を期待して居たのに僕の恐れた豫感は不幸にして的中して終つたのだ。

服役中の彼は眞面目な善良な受刑者であつた。火夫に選ばれて炊事場の機關室で働いて居たのだが從順で素朴で蔭日向の無い忠實振りには彼の惡の半面をさへ疑ふ程だつた。改善容易なりと輕卒にも見縫つた僕の斷定は美事に覆されて終つた。今にして考へれば彼も結局善良なる受刑者に過ぎなかつたのだ、欺瞞の彼であつたのだ。刑務所に居て自己を欺き役人を瞞着する其の心理こそ社會に容れられない大詐欺漢を生む可き素質の全面では無かつたか？　かう思ふ時刑務所での行狀の判定の可否が社會人としての資格を直ちに意味すべきや否やを疑ふのである。規律的訓練は可なり、だが一にも規律、二にも規律と無理矢理に規律攻めにするよりも一歩進んで規律に從ふ事が自己を生かすに最も有利であり之を犯す事を不自然なものとし、つまらないものだと思はせる樣に仕向ける事が、より効果的であり、教育的ではなからうか？　善良なる受刑者は養ひ易い。だが何れは社會に復歸す可き彼等に刑務所で無ければ通用出來ない善良さが果して何に成るだらうか。（完）



## ◇蚊

市谷　小久保生

配置盤の上に一疋の蚊が落ちてきた。事件は唯これ丈けだ。これが夏なれば誰も意に介する人もないだらう。而し正に十一月。血を吸ふ元氣もなく、飢と寒さにその手足は痺れて、蹣跚いてゐる姿は哀れにも私の心を動かしたとだつた。

○

今日ある若い收容者に面會者があつた。それは六十五歳と面會願の用紙に認められた母親だつた。

「お前はまたしても大それたことをしてくれた。お前の爲に私はあの伯父さんに毎日叱られ通し。それに世間には肩身の狹い人にさせられてしまつた。去年此處に來た時にもあれ丈け私が言つて聞かせたに。もうこれ限りきつと心を改めて孝行しますと言つたことも忘れたのか。私はもうこの年で仕事することは出來ないのです。たつた一人のお前を頼りにして、今度こそ眞人間になつてくれたものとのみ思ひ込んで悅んでゐたのに、二月たゝぬ間になんといふ情けないことになつたことだ。

それにお前は今度家を出る時に、澤山もない私の大事な三十圓の金迄もすつかり持つて出てしまつて、――あれは伯父さんから、お前に何か仕事を見附けさせる迄の用意の金といつて戴いたものなのです。今更私は伯父さんの處にお金を下さいと御願された義理でなし、といつて此の年で仕事は出來ず、一体私はどうして生きて行くことが出來るのか。考へれば考へる程、私は淺間しいお前の心根が情けない。――」

「お母さん濟みません。今度こそ改心しますから、伯父さんに辯護料といつて八十圓貰つて來て下さいな。」

馬の耳に念佛程のこたへもない恬然たる若者の目には、年老いた母親の血の涙も、せつない心も見えなかつた。

母親の力ない姿はやがて面會所から消え失せた。誘はれた涙が私の瞼を熱くさせたことだつた。

○

今頃あの老母は何を考へてゐることか。蚊は相變らず蹣跚いてゐる。この蚊とあの母親と相似通ふ何物かないか。

冷たい夜の雨はころ〳〵と樋を轉がつて、いやが上にも人の心を滅入らせてゆく、晩秋の一夜は斯くて更けてゆく。――時計は正に午前零時。

四、十一、一當直の夜

## ◇所謂頑迷な役人
## 氣質を排除せよ

豐多摩　長谷場生

一概に役人根性を其惡的側より評せば偏狹にして固陋且つ壓制的等々忌むべき言葉を以てする所謂頑迷氣質を表示されるかの如くである。實にも頃日漸く某官廳の民衆化が高唱せらるゝに當り此れが蒙を啓くものとして一般世論に迎合された事實は正に其反面を如實に裏書せるものと看做して宜からう。

矯正図書館

然り而して尙ほ且つ斯の如き誤れる因習的氣質が未だしも澎湃たる世紀末的雰圍氣下に低迷し、爲めに此れが打壞の極めて遲々延々たるは眞に歎げかはしき痛恨事である。顧て今日吾刑務界に於ける現狀も果たして自ら忸怩たるものなきや否？

改まる迄も無く吾人が收容者を處遇する上に於いては毫も所謂舊陋官僚的權柄な態度を必要としない。何となれば役人たるの威容若くは體面は徒らな權柄的振舞と同一視さるべきでないからである。然るにも不拘此の平凡な見易き一ツ道理をさへ案外辨へざるかの謬見によつて無反省に擧作されてゐる事例を屢々散見するは頗る遺憾である。

譬へば收容者に對し殊更に低劣な言葉遣を以てするが如き、何處迄も自己の意見を絶對視し、よし其處置の失當なるを意識するとも改めず、甚敵に到つては敢へて構へて我說を强要せんとするが如き、或は彼等の善良な敬禮にさへ故意に應答せぬ態度を以て役人たるの體面を保持するものゝ如き、其時代錯誤も玆に極まると謂ふべきである。

聲あり曰ふ、何故に役人はかくも仕打の冷酷にして無情なる、何故に杓子定規的沒常識に恬然たる、而して何故に敢然無定見な舊套を脫却し得ざる？と。焉んぞ知らん、役人自ら己が立場をして率ひて無趣味乾燥なものとなし且つ人情味乏しきものたらしめてゐやうとは……。

寔に斯かる例に類する態度によつて釀さるゝ諸々の積弊が收容者處遇上に一大癈疾化し、動もせば役人に對する憤激心を招致し、敵愾心を助長し、果ては役人を、而して其處置を蔑視せしめ、引いて行刑眞使命の達成を尠らず阻害し來れる事實は見逃し得ないところのものである。

## ◇懲罰の價値

小菅　鼎二

刑罰の觀念が威嚇、應報から敎化へ進化して來たことは、過去の失敗した刑罰執行から得た尊とい賜物であります。そして敎育刑が最も合理的にその價値を將來に向つて發揮することを信じます。この時機に於て懲罰の價値を考へたいのであります。

社會に於ける刑法と等しく刑務所の刑法である懲罰の規定は、その能力を發揮し、その任務を確實に遂行して居るでせうか。懲罰が單に苦痛を與へることに依つて果して規律を保持し得て行くでせうか。在監者が心からその非を悔ひ懲罰の前に服從し又人間らしい善へ向つて衝動を感じ得るでせうか。懲罰に附せらるれば少くとも獨居房に拘禁せられ、その優遇は停止され、加ふるに生命をつなぐ所の食量を減ぜられ、戶外運動を停止され、文書圖書の閱讀を禁ぜらるゝのであります。

この樣に自由制限の上に倚束縛する場合、遂に自暴自棄に陷るか精神の變調を起すのは人間として共通なことと思ひます



この場合敎育的に懲罰以外の敎誨や、暖かい訓話やその反則行爲に對する人間らしい調査によつて、人としての敎育を授けたならば必ず懲罰以上の力をもつて眞實の道を彼等の心に植ゑつけ得るでせう。收容者はその爲したる反則行爲に就いては必ず充分に責任を感じ惡であることを知つて居るのであります。故に、懲罰の冷たい杖によつて打つよりも、理解ある叱責や敎誨によつて、收容者の心情を善に導き、益々良民としての社會復歸の準備をいそがしめれば、敎育刑の効果は有名無實の影に動くのみとなつて了ふのであらうと思ふのであります。

最も恐るべきは唯單に應報や、威嚇等の觀念の下に苦痛を與ふるがために行はれる懲罰は決して彼等の心靈から反則の意志を剪除せしめることは不可能であるのみでなく、非人間的な人格、即ち刑務所に於てのみ善良なる人間を造るのみでこれでは社會復歸の爲の準備としての何物をも行刑そのものゝ中に認め得なくなるのであります。

こゝに於て、敎育刑の下にあつては暖い敎誨や、愛が懲罰の冷酷なすべてを追放し、そして輝かしい理想の實現にいそがねばならぬのであります。

（九、十二）

## ◇釋放者保護に就て

青森　雲助生

刑罰の執行の目的が再犯の防止であり、自由刑執行の目的は作業訓練であると、總てが目的主義敎化主義と進化され、吾人の地位も卑下なる牢番でなく改善の指導者であり、敎育者としての人格者であらねばならぬと叫ばれて來た。

而して輓近司直の手を患はして入所する犯罪者の多くは刑務所を出たばかりの釋放者が多いのである。

折角刑務所では日夜苦心して彼等を眞人間にして送り出すとも、再び社會のバチルスとなり世間の耳目を驚かす程の犯罪を惹起したとなれば、刑務所としても社會に對して面目ないやうなことになるではなからうか？　然らば之等の釋放者は何故に抽斗的に犯罪を累ねるのであらうか？　惟ふに彼等刑餘者の抽斗的なる動機は第一に釋放者の保護が不徹底だからだと思ふのである。何となれば刑務所は犯罪者をして良民に復歸せしむべき過渡的方法であつて、社會はそれを試練する活舞臺である。しかるにその試練してくれねばならぬ社會が未だ漠然として理解してくれない有樣である。抽斗的な再犯者の話であるが彼等は折角改心して眞面目に働いて居つても、執拗な警察官のために自暴自棄に陷り、再び囹圄の人となり冷たい鐵窓の下に呻吟せねばならぬと涙ながらに口走るもの多々あるのである。

斯樣に社會や警察が意識的に釋放者の保護を彼等の言ふが如く實際打壞すやうでは、如何に行刑が進步しても再犯防止は不可能ではあるまいか？

矯正図書館

茲に私は釋放者の一端としてソヴエトロシヤの勞働改善制度の釋放者に對する被助制度（行刑上の諸問題參照）を參考までに左に記さんとす。

一、郷里に歸る場合に必要なる救濟を爲し又は釋放後に於ける定居を與ふること

二、釋放當初に於て特別條件として住居及び食料を與ふること

三、勞働器具を得る爲め及び家庭用必要品準備の爲め貸金をなすこと

四、法律上及醫術上の救助をなすこと

五、職業上及び一般的素養の發達を期すること

斯の如き制度を我國に於ても是認したならば現行法の如き入所中の彼等に與ふる作業賞與金を撤廢しても充分得策で釋放者保護として效果あると思考するのである。

## ◇作業時間の短縮に就て

青森　泉田生

懲治主義から行刑改化遷善主義と變り、日進月歩として新制度が設立されつゝある今日、作業時間も之に伴うて短縮すべきではなからうか。

往時に在りては作業を以て直接懲苦の具となせしも、現時に在りては教化の意義にして、即ち彼等收容者の情性を矯正し、勤勉質實の美風を涵養し、以て釋放後社會の良民に復歸せしむるにあるは云ふまでもない。

然し現作業時間に依る作業は其の目的を達することが出來得るや否や、私は普通人間としての體格を有して居るものに在りては、到底前述の目的を達することは出來得ないと思ふのである。何となれば元來人間なるものは罪人であらうが普通人であらうが同じく人間としての力より外にない譯である。人間に牛馬の力を出させ樣とした所で出せるものでなく却て反抗心をかるばかりである。よく彼等收容者の心理狀態を窺知する時は彼等收容者の心理もそこにあることを見得るのである。其の證據として彼等は唯一日千秋の思ひをなし、徒らに釋放日を待つ狀態にあるのを見ても、又作業中の犯則等を見ても明かである。斯の如き狀態は此の長時間作業に興味をもつて精勵することの出來ないといふ所に起因し、延いて日々其の日を過ごしさへすれば足ると云ふ心理にあること是亦云ふ迄もない。して見ると作業なるものが彼等の情性を矯正し云々の目的と雖も現作業時間はその情性を根本的に自發的に矯正は覺束ない。却て行刑費の增大を來すに過ぎぬ惡結果を憂ふるものである。故に私は作業時間を一般社會の勞働時間に略近い所の十時間制即ち夜業全廢を希望するものである。さうして今日迄の夜業時間を居房內に收容し有益なる本を看讀せしめ彼等をして靜かに過去を反省せしめると同時に、今日如何にして此の境遇にあるかと云ふ所に思ひを起さしめ、精神修養の刺戟を與へたなら、强ち教化上無益のことではあるまいと思ふ。そして之は今日高唱せれらつゝある明るい行刑の道程に外ならぬ。



## ◇作業に於ける能力增進に就て

市谷　高野生

勞働は人生の本能にして生活の基礎である、即ち勞働は人間の避くべからざる所のものである。勞働は神聖なりとの標語ある所以も洵に味はうべき所である。而して刑務作業は遊惰放逸の徒たる受刑者を矯正するの要具として之を賦課するのである。

元來作業の目的は社會の其れと同一の能力を授くべく矯正して、再度社會の良民に伍して働けるだけの總ての力を具備するまでに仕上げ、送り出すのであるが、結果は全く之に反し、社會の定評を聞くに刑餘の人は能力に於て乏しく從つて材料使用等には最も不親切にして到底工賃を拂つて賴む職人でない。寧ろ奉仕的にも御斷りすると。眞に社會の信用を失墜して尙且呆れ果てられて居る現今の狀態である。

果せるかな今や當刑務所新築工事中であつて社會職工が入り込み働いてゐる。其働く能力の如何を一瞥して實に驚かざるを得ない。其の働く動作の機敏にして一點の隙なく仕事は精神的にして眞に魂を込めて細工するのであるから苟くも過誤するなく完全である。仕事は眞劍である。而して其の仕事に響く道具の音さへキビキビしく陰に聞くだに氣持ち良き程である。此の現狀態を見せつけられて、之を受刑者の働き方に比較して果して如何、轉た赤面せざるを得ない、受刑者職工の働き方の如何に悠長にして、さも致し方なく働くと云つた樣な態度を示し、唯命令下に機械的に働くのであるから、其の仕事に精神がこもつて居らぬ。從つて不完全と迄は言はずとも必ず完全であると保證は出來ぬ。殊に注意を要するは材料の使用法である。社會職工は如何なる材料を與へられても、而も忠實に叮寧に使ひ盡される樣である。之を受刑者の材料に就て云ふならば、彼等は成るべく使ひ良き材料を欲望し、假令ば一尺の材料を取るに一丈の無缺なる材料を切り取り、殘餘の端木は屑木に混じて終ふのである。

之は一つの假例に過ぎないが、實際に於て斯うした實例を發見するのである。之不經濟にして最も警戒すべき事實である。又受刑者の社會復歸上に取り洵に由々しき問題である、實に斯道當路者の考慮を要する問題ではあるまいか。

人或は語らん。社會職工は自己の賃金に對する慾望に於て過度の働きを敢て爲すのである。之等營利觀念のものと受刑者を比較するは不當であると、或は然らん、然れども社會の其れと遜色なき程度にあらざれば社會に出て、働くの時に行き詰り、自ら仕事場を逃げ出す樣な場合なしとも言はれぬ。

思ひ此處に至れば、其の之を訓練し督勵する其の任に當る役員は、苟くも其の作業に通曉して徹底的に督勵するにあら

刑政第42巻第12号
矯正図書館

されば到底其の所期の目的を達成することは出來ないことを感じる。然らば役員の訓練は如何にせば出來るであらうか吾人は信ず。各大工場或は大工事場に時々派遣して、社會職工の狀態を實地に見聞し、而して其の識見を以て其の衝に當らしめたならば徹底的訓練及び督勵が出來るであらう。

## ◇減　俸

高岡　M　生

減俸減俸とそれは又何んと口喧しいことであらう、月十圓の某官廳の給仕でさへも心配だと見えて燥いで居る。それに事もあらうに某新聞には減俸で叩きのめされる遣繰り算段世帶と題して、サラリーマンの奧樣達が遠慮もなしに、これ以上の節約の余地がなくて主人で二人で困つてゐるとか、女中なしに私自ら臺所にたつて實行するとか、間食の節約をするとか娯樂方面では時々活動寫眞は止めにし栗崎遊園等の一目の遊覽もせめては公園の散策程度に止めなければならないとか、隨分と自分勝手な口をきいたものである。剩さへ減俸では喰つてゆけないのと、子供への學費が送れないのと、口を揃へて悲鳴をあげて御座る。何んと意氣地のない聽醜いことでは御座らぬか。それに比べれば吾等牢屋番人の御燗連中は如何にせばよいのか、減俸の憂身にあはなくてさへ娯樂費はおろか、口を糞ふために一生懸命である、時計の針と同樣一刻と雖も內助の針は休めることは出來ない。かく申すと生立が違ふの畑が違ふから當然生意氣なと御叱を受けるかも知らないが、然し違つたからとて喰はずには生きられるものでもなく又子供も殖えぬ筈はない。然しながら吾等は喰ふには決して困らぬ。何んとならば常に收容者の氣持で、スタートを切つてゐるから。時は大正八九年物價騰貴の時代、それは隨分と見苦しい生計をしたこともあつた。ときに某新聞記者が、冷かし半分に吾が長官に看守の生計狀態をきいたことがあつたさうな、吾が長官は此處ぞと許り部下は何時でも彼等を眞似て日暮をしてゐるから決して生計には脅されることはない。吾が飯を見よと、恰度書御飯に宅から運ばれた。半分以上黑い麥飯辨當をみせられて、流石の記者も一目散に退却とは今でも茶飲話として殘つてゐる。斯の奧樣方に其の長官の意氣地でものませたら少しはきき目もあつたであらう。

# 海外異聞錄

## ◇恐ろしい新刑法の實施

中央メキシコではこの二十日末から恐ろしい新刑法が實施されることになつた。即ち娘が男といたづら事をした場合には、父親はこの娘に對して斷然死の刑罰をもつて懲らしめることが出來る。また誘惑した男に對しても同樣である。それから夫は不義をした妻を殺す權利があると同時に妻もまた不實の夫に對して同じ權利が與へられる。然してこの思ひ切つた新刑法は誰の手によつて出來たかと云ふと大統領ヒル氏の起草にかゝるものである。

## ◇死んだ女房の離婚訴訟

最近ハンガリーに起つたことであるが、或る若い男が死んだ女房の離婚訴訟を提起した。その理由と云ふのは、彼は數年前年長の婦人と知り合ひになり、多少の資產もあつたので少々な年齡の差を我慢して結婚した。當時婦人は三十九歲と自稱してゐたが、髮といへば白髮を染めたもの、顏はもう皺くちやでそれをお白粉の壁塗りで誤魔化してゐるのには愛想もつきる、それでよく調べてみると三十九歲とは眞赤な嘘、實は妹の戶籍謄本を利用したもので、本當は五十四歲のいゝお婆アさんと判つた。そこでたとへば死んでからでも離婚せねば男の意地が立たぬとあつて、この珍訴訟とはなつたのである。

## ◇命を賣らうとする男

事もあらうに自分の自殺の實寫を映畫會社に賣り付けたいから周旋してくれといふ男が塊國ウキンナに現はれた、この迷惑千萬な周旋方を持込まれたのはウキンナの演劇新聞である。この男、妻子を養ふために奮鬪努力して來たが塊國の不景氣には如何とも致し難くなり、遂に昨今では親子六人殆ど窮乏のどん底に墮ちて生きて行く道が無くなつて了つた。そこで思ひ付いたのが自分の命を賣らうとする悲慘なこの名案なのである。つまり自分が自殺する光景を完全にフイルムに收める獨占權を提供する代りに、後に遺つた妻と四人の子供が切めて飢から免れるだけの金を貰ひたいと云ふのであるが。此處まで生活に追ひつめられて命を捨てゝも妻子を救はうとするところ、笑ひ去るに忍びぬ人間味がある。

## ◇鬼女房連の共謀事件

目下ハンガリーのスゾルノク地方の刑務所は鬼女房連で滿員になつてゐると云ふ。それは若い燕と通じたスゾルノク地方チザツカアートと呼ぶ小村の女房連九十八名が共謀して、過去十五ヶ年間にわたり、おのおのその亭主を毒殺したといふ、前代未聞の一大奇怪事件が、この程、漸く明るみにさらけ出された結果である。この亭主殺しは、いはゞ世界大戰の產んだ產物であつて、大戰勃發と同時にドイツ側に參加したハンガリーでは、國內各地方の村々から多數の男子が出征した。チザツカアートの村からも數多の出征者を出したことは云ふまで

矯正図書館

もない、そこで取殘された。女房連は當座こそ非常に眞面目であつたが、年月の經つに從つて、先づ浮氣の女房共は村の若い燕と通じた、愈々大戰も媾和となつて、出征した亭主連は懐しい故郷チザツガアートの村を指して歸つて來たのである、併し村の女房共は前記の如く舉つて「亭主と疊は新らしいのに限る」とばかりに勝手な眞似をする不始末さであるから、戰場から歸つた新しからぬ亭主連は助らない。過去十餘年にわたる間に闇の内に葬られて終つたのである。然かもこの恐るべき犯罪は極めて巧妙に行はれて來たゝめ、世間では少しもこれを氣附かなかつたが、最近に至り健康な男子の急死があまりに頻出するので、遂に當局の怪むところとなり、腕利き刑事連の大活動の結果が、九十八人の夫が女房に毒殺されてゐることが判明したのである。そして當局はこの一大事件に男の後讐を防ぐために嚴重に監視中であるといふ。

## ◇コナン・ドイル氏の憤慨

今から十八年前に老嬢ギルクリトを殺して寶石を奪つたと云ふ嫌疑で未決監に拋り込まれた男、オスカー・ステールはいよいよ嫌疑が晴れて先頃釋放された。ところでこの男の寃罪晴れるまでには、彼の有名な探偵小説家のコナン・ドイル氏が本當のシヤロツク・ホルムズに成つて自分の金六千ポンドも費つて活躍したからである。然るにこのオスカー・ステールは十八ケ年の監獄生活の憂目の代償として、七十萬フランの大金を懐中に入れながら、恩人であるドイル氏には請求した報酬金の半分も支拂はないので、流石の名探偵家も「イヤ圖々しい男には敵はん」と憤慨してゐるとか。

## ◇善人の國スエーデン

世の中がせち辛くなるに連れて、刑務所が大入繁昌するのは、世界各國に共通の事實であるが、此處に北歐のスエデンだけが反對であるのは注目に價する。同國の現在服役者は全國を通じて僅かに二千人に過ぎぬとは、わが國の一刑務所收容人員だ。各刑務所に就てみるとたつた一人しかゐない刑務所が二つ、三人のが二つ、五人のが二つである。一人の服役者が大きな建物の中にポツネンとゐるといつた譯で、物々しく看守を附して置く必要もないところから遂に看守を廢止してしまつたと云ふ。また首府ストツクホルムの中心地にあるエステルマルム刑務所は數年前要らなくなつて、政府の記錄所になつてしまつてゐるとは、何と羨ましい善人の國ではある。

## ◇嗅覺の天才を採用

米國では禁酒法勵行のために色々と苦心して、その取締りの新手を案出してゐる有樣であるが、自動車で逃出す奴を取押へる爲めにはピストルの名手を監視人に採用したりにほひで犯罪を嗅出すために嗅覺の發達したものを採用したりする。最近この嗅覺の天才キーホー、デセントの二警官が職掌柄鼻をピクつかしながら巡邏してゐると、唯の人間では感じない程のにほひを忽ちかぎ出した。見れば古い自動車置場であり、戸は堅く締つてゐる。然しにほひは其處からであるので怪しいと戸を蹴破つて入つて見ると、驚く勿れ、後の方で二万弗位のビール醸造中で、千ガロン二千ガロンの發酵桶やビール樽がゴロ〳〵してゐた。密造者は勿論忽ち御用となつた。

## 男子の洋服禮裝

### 正式と略式

洋服の流行と共に宴會その他の會合に洋服ですますことが多くなりましたが、洋服の禮裝は晝と夜では違つてをりますし、正式の場合及び略式の場合でそれ〴〵違ひます。男子の禮裝について申上げませう。

**晝間正式禮裝**

◉上衣　フロツクコートまたはモーニング、色は黑（縁なしまたは縁とりいづれもよい）。

◉チヨツキ　上衣と共地または調和のよい生地、シングルまたはダブルドレスト

◉ズボン　縞物

◉ワイシヤツ　白色で堅胸またはひだとり。

◉カラー　立襟または前折

◉ネクタイ　地味で上品な柄のものを用ひます。

◉手袋　白色、鼠色、茶色等の鹿皮。

◉帽子　シルクハツト。

◉靴　パテント・レザーぼたん止黑キツト、もし短靴の場合には白、薄茶または鼠のスパツツを用ひます。

◉靴下　黑の絹あるひは細糸物。

◉オーバコート　黑またはオツクスフオードグレイのスエスターフキールドまたはフロツク型（襟天附または絹見返し附のもの）。

**晝間略式禮裝**

略式の場合には上衣は黑の背廣でよろしいのです。その他大禮正式の禮裝と同じですが、たゞカラーは前折かダブル、帽子は山高帽または中折帽でもよろしいのです。

**夜間正式禮裝**

◉上衣燕尾服、地は黑または濃紺ドレスツウステツトアンドレスツウステード、（絹見返し附のもの）。

◉チヨツキ　シングルまたはダブルドレストで上衣と共地のものか、白のリンネルあるひは絹地。

◉ズボン　上衣と共生地で一條または二條側章附のもの。

◉ワイシヤツ　白リンネルまたは白ピケの堅胸で、カフスは堅いシングルのもの

◉カラー　前折

◉ネクタイ　白色のボウタイ。

◉手袋　鹿皮の白。

◉帽子　シルクハツト。

◉靴　パテントレザーまたはパンプ。

◉靴下　黑の絹製の無地または白、黑、濃い色の縫ひのあるもの、あるひは黑白の縞もの。

◉オーバコート　黑または濃紺のケープ及び兩前または片前のチエスターフイルド（襟天附もしくは絹見返し附のもの）あるひはインヴアネス。

**夜間略服禮裝**

正式の禮裝と重複する處は抜きにして、略してよい部分だけを申上げませう。略式の場合には上衣はタキシードでもよろしいのですが、地は黑

矯正図書館

のドレスツウステツト、アンドレスツウステツドで絹見返し付、シングルまたはダブルドレストで劍襟あるひはショール・カラーのものを用ひます。ワイシヤツはタキシードに限つてひだ取りでよく、胸は平地の堅いものか、ひだ付の軟かいものにします。そして手袋は白色のものなら何でもよく、帽子もタキシードの場合は黒の中折、靴下は絹の黒無地か白の縱縞ものならよろしいのです。

## 注意すべき 鼻のかみ方

西洋人は子供時代に親たちから鼻のかみ方をきびしく教へられるさうですが、日本ではそんなことに對しては至つて無頓着で、大抵兩方の鼻を押さへてかみます。けれどもこれは鼻の衛生上大へん惡いことで、兩方の鼻を押さへてかむと空氣の出るところがないので、空氣が鼓室の方へ走りこみます。そして空氣と共に鼻の分泌物も侵入しますしいろ〳〵な細菌も侵入して中耳炎などを起すことがあります。中耳炎を起さないまでも毎日耳の方へ分泌物を送りこむと、そのために聽力が弱くなります。インフルエンザの時に中耳炎を起して死ぬのは大抵鼻のかみ方の不注意からだといはれてゐる位で、西洋人は決して兩方の鼻を押さへてかみません。初め一方を押さへて一方をかみ、次に他の側を押さへてかむといふ風にしております。なほ子供などは鼻の出かゝつたのを口の方へ吸ひこむことがありますが是も鼻病の原因になりますから注意しなければなりません。

## 子供は 若布をたべること

わかめはその成分からいつて日本人のやうに米食をする人々にはよき食品で、殊にカルシウムを多量にふくんでをりますから發育ざかりの子供にはぜひたべさせなければいけません。カルシウムは他の食品にも多少ふくまれてをりますが、豚肉が一万分の一、牛肉が一万分の七にすぎません。ところがわかめには一万分の四百四十三もふくまれてゐるのです。日常私たちのたべるわかめは大抵干わかめですが、產地は南部、越後阿波の鳴門等で東京へ來る八分は南部に占められてをります。本場は鳴門で、こゝのが一番味がよろしいのです。わかめの見わけ方を申しますと良品は概して細くて手ざわりがやはらかで暗黑色を帶てゐますが、質の惡いのは太くて短く筋がかたく黃褐色をしてゐます。唯注意しなければならないのは巧妙に着色してあるのがあります。着色したものは日光にすかして見ると、色素がこまかに殘つてゐます天然のものは青く透き通つてをります。また指の先に水をつけてこすると着色物は指先が青くなりますが、天然物は決して色がそまりません。

## 陳列ケース内の 物を買ふとき

呉服物などを買ふ場合に陳列ケースに飾られてゐるものを見て、その柄、その色合ひがいかにもよいのに見とれてお買ひになる方がよくありますが、この場合御注意しなければならないことがあります。それは、陳列ケースに强烈な照明を使用してあるところがあります。この照明は大へん强烈なものでこれによつて直射されてゐる部分は、數日間にして色があせてしまひますから、これを使用してゐる店では二日目々々位に品物のおきかへをしなければならないのですが、一週間も十日もそのまゝにしてあるところがあります。かう長く直射をうけたものがその部分だけがすつかり色があせてしまつてゐますから、陳列ケースにある品物をお買ひになる時には、窓ぎはへもつて來て日光でよく調べてからお買ひになることです。



## 氣がきいておいしい 大根の煮かた

これから大根のおいしい季節に入りますが、大根の煮付けもちよつとしたもので味もかはり大變氣のきいたお惣菜になります。

### 大根せんは蓋

大根一本を線に切り、あま鹽の鮭一切をこまかく切つて大根といつしよに煮込みます。やはらかくなつた時だし三合位、煮切り味淋三勺、醬油三勺で味をつけお椀につけ柚子のしぼり汁を上から少しかけます。

### 大根おろし和へ

大根をおろし、ざるに入れて下に落ちる水氣を、いゝかげんにとり酢三勺、砂糖大匙一杯、醬油大匙半杯をまぜたものゝ中につけます。別にお魚を鯖でも鰯でも三枚におろし鹽をふり、しばらくしてから酢で洗つてから皮をむいてこまかく切り、大根をもう一度ざるにあけて水氣を輕くとり、お魚とあはせ味淋をほんの少し入れていたゞきます。

### 大根おろし蓋

お魚は何でもかまひません切身にして鹽をふり、一時間程したらふきんで水氣を去りメリケン粉にまぶして胡麻油であげます。大根一本をおろしてざるで水氣をすこしとり煮切りみりん三勺、醬油三勺煮出し一合を加へて火にかけ煮立つたところへお魚の揚げたものを入れます。

### 大島鳥そぼろ

大根は四ツ割で五分位の厚さに切り、やはらかくなるまでゆでます（この時洗ひ米を小匙一杯程入れてゆでると大根のにがみがとれます）軟らかくなつたらばゆで汁は捨てゝかぶる程のだしに適宜の砂糖、醬油少しを加へて中火にかけおつゆのなくなるまで煮ます。別にあま味噌五十匁と鷄肉のこまかく切つたもの三十匁、それに水一合、砂糖大匙一杯入れてざつと鷄肉に火のとほるだけ煮大根を小鉢にもつた上にこれをかけます。

## 重寶な 三德火鉢

そろ〳〵、火鉢の季節になります。三德火鉢は本年始めて出た火鉢で手あぶり、あんか、足あぶり、の三つの役目を致します。新品と云へば大抵淺薄なものであるが、之れは又上品で、どつしりとした感じを持つてゐますから、客間用としても使用出來ます。直徑九寸、高さ八寸二分、中は燒物でそれに漆をかけ、みがき出しにしてあります。見掛けは、普通の火鉢と變りませんが、それに藍をするとあんかとして蒲團の中へ入れます。安全で溫かで、火持ちが良いさうです。松屋の發賣で定價は四圓五十錢。

矯正図書館

冬の話題

# みかんの話

有田の里人

或る時、有名な陰陽博士安倍晴明と、芦屋道滿とが智惠競べをやつた。道滿は密かに蜜柑三個を器物に密封して晴明に占はせた。晴明はそれを鼠三匹であると指した。道滿心中嘲笑つて器物を開くと中から現はれたものは鼠三匹であつた。之は晴明の優れた所で、始め三個の蜜柑と知つたけれども、さう云つては智惠が足りない譯だと、支那で磨いて來た術によつて蜜柑をば鼠に變形させたのであつた。勝負は無論道滿の負となつた。この話は作り話かも知れないが、それでよい。話の蜜柑を鼠に變形させたことである。この兩者は何か因緣がありさうに考へられてならない。鼠は古來福の神即ち大黑神のお使ひものとされて居る。又密柑は富裕氣分のするものである。郊外に出て山裾とか或は農家の生垣の内に、丸く群青に茂つた樹の梢もたはゝに澤山生つた黃金色の蜜柑を見たとき、金のなる木を聯想せずには居られない。東京地方では枝付の蜜柑（柑子ではあるが）を神前に捧げる風習があるが、これは云ふまでもなく、金の生る木を欲がる人間の考へた偶像物と見て然るべきであらう。人間が金に執着する以上は鼠と蜜柑は手離し難いものゝやうである。尙ほ蜜柑が人間に因みの深い理由はこれ計りでない。以下に現はれて來る。

◇

年末から一月にかけて八百屋の店頭は蜜柑によつて大部分を占領せられる。それ丈に人間の嗜好に適する譯であるが、この產地は神奈川縣以西の暖地に限られて居る。今日は汽車が特別輸送をする程になつたから到るところの寒地でも口にすることが叶ふが、昔は海路の便による外はなかつた。江戸の地に這入る蜜柑は紀州から幾つの難航路を經てやつと届いたもので彼の「沖の暗いのに白帆が見える」の俗謠が生れ、紀文の成金を作つたのであつて、紀文の傳說と紀州蜜柑とは離れ難なたものになつて居る。

蜜柑といへば紀州蜜柑と普通相場をきめてかゝつて居るけれども、なるほど產額は全國に冠たるものである。しかし味からいへば紀州以上の上等ものがある。

今日の蜜柑といふのは、在來固有の小粒で核子のあつて、さうして甘味の强いものは見られなく、紀州蜜柑も支那の溫州種を栽培したものである。今日內地各縣下に產するもの亦在來種は淘汰されて溫州もので占めて居る。

◇

溫州蜜柑は支那の浙江省溫州府から傳來したもので、その年代は詳かでない。一說には我國で作り出された種類であるともいつて居る。しかし支那では蘇州、台州、荊州、閩廣、撫州などよりも古から產したが溫州ものには及ばなかつたことを彼地の書物に載せて居る。

日本紀に垂仁帝九十年の春、田道間守に命じて常世國に遣はし非時香果を求めしめた。今謂ふ橘であつて、同九十九年の春それを八竿八縵得て還つたとある。其時、垂仁帝既に世に在さず、間守は皇陵に向つて叫哭して死んだ。人々其の忠義に感じてその香果に、田道間名（たちまな）と名付けた。この常世國とは新羅國であり、田道間守は、垂仁帝の世に歸化した新羅國王子天日穗の玄孫であるといふ。この橘とは柑子蜜柑であるといふから溫州蜜柑の傳來說に附會は出來ぬ。

この外に庭訓往來のうちに溫州蜜柑の記事があるから、それから見て相當古い昔に輸入されたことは察せられる。最も古くから栽培したのは熊本縣玉名郡小天村で、こゝは和銅年間に既に植えられて居たといふ。今日殘存する溫州蜜柑の老木は福岡縣浮羽郡福原村にあつて樹齡三百年と稱する。之等から見て輸入されたものとすれば九州が最初の地である。

紀州蜜柑の發達に就ては、その起源も諸說紛々として信ずべき文獻がない。其中やゝ確かとされるものに據ると、今より三百三十餘年の昔、天正二年に有田郡中番村字糸我莊の住人、地藏堂孫右衞門といふ者、肥後八代地方から丸蜜柑の苗木を移して栽植したのが始まりである。

◇

今日蜜柑の重なる產地は、神奈川縣足柄上、下兩郡、靜岡縣庵原、田方、安部三郡、愛知縣知田郡、京都府綴喜郡、和歌山縣有田、海草二郡、大阪府泉南、豐能兩郡、德島縣那賀、勝浦二郡。廣島縣豐田、御調、安藝三郡、大分縣北海部郡愛媛縣溫泉、宇和、越智、宇磨四郡、長崎縣西彼杵郡、熊本縣玉名、八代二郡であつて、何れも海岸か、海岸に近く北に山を背ひ南電した土地であり、それが適當であることを證する。

和漢三才圖會を見ると昔の產地が知れる。曰く、紀州有田郡の蜜柑肥大にして皮厚く柑を着く處少し腹て乳の如し、甘美にして其陳皮最勝れり、大なる者徑二寸余、一郡皆蜜柑を植ゆ、蓋し此れ中華越地と相同じ。薩州櫻島、豫州松山の產味美なり、駿州の產之れに次ぐ、肥後八代の產形小さく皮薄く、辨皮も亦薄くして味美なり又異品なるものあり、として紀州蜜柑はまだ溫州種でないことが分る。

又同書に密柑の種類を擧げて居る、紅蜜柑、夏蜜柑、溫州橘、唐蜜柑とし、溫州橘の說明に、

其葉柚葉に似て稍小さく、其實は蜜柑皮厚く、實甚だ酸く芳芬たり。其汁を用ゐて魚膾を和へて佳し、蓋し溫州は浙江の南柑橘の名所なり。猶ほ紀州の如く、疑ふらくは其樹を移栽したる如し俗に雲州と爲す橘と異る處なし。」

とこれによると今日の溫州は大に改良されて居るやうである。

◇

序に云ふ、姓氏錄に源平藤橘はその大なるものである。この姓の起源は、聖武帝の天平八年、葛城王の誠忠を譽めて、

矯正図書館

浮杯の橘を賜ふ、その勅に曰く、橘は果子の長上にて人の好む所なり、是を以て汝が姓橘宿禰と賜ふ、と之が元である。

又月令廣義に、正月初二日橘を群臣に賜ふ、則ち古今橘を以て嘉祝の果と爲す今の包橘（たちばな）これなり、と。この包橘は柑子と思ふ。

御即位殿前の櫻と橘。この橘を植えたところは、橘の枝は霜雪を凌ぎ而て繁茂し葉は寒暑を經、而て凋えず、珠玉と共に光を競ふ云々といつた點にあらう。万葉集にも「立花は實さへ花さへその葉さへ枝に霜おけまして常盤木」とある。

蜜柑もこんなところから重寶がられることになつて來た。

◇

蜜柑は我國の特有産物である。苹果と共に冬の果物としては主要な位置を占めて居る。併し蜜柑類も今日は温州の外にネーブル、レモン等々といつたものが大分その量も増して來て居る。

蜜柑の成分は含有水分が非常に多い。冬の果物としてはどうかと素人は思はれるが、決してさうでなく、食つた後身体に熱を生ずるもので、特に酸味の强烈なものになると額に汗を生ずる位である。主要成分としては、大部分の水分と糖分及酸からなる。酸分は主に枸櫞酸であつて、糖分は蔗糖が最も多く、葡萄糖と果糖が多少含まれて居る。元來蔗糖は下品な甘味である。葡萄糖の如く高尚な甘味でない。しかし果物はこれ等糖分を單獨に有するのでなく、種々混有して居るので、蜜柑としてもさう下品といふべき甘味ではない。近時市場に出る果物は一旦之を貯藏したものである。貯藏すると一般に甘味が増加する。これは貯藏によつて水分と酸味が減少し、一方糖分、主に蔗糖が増加するから甘味がますやうに感ずるのである。但し長期間貯藏したものは主として蔗糖の減少と極端な酸の分解によつて風味を損ずる。

蜜柑類のヴイタミンは含有量が果物中でも最も多く、就中、ネーブルとレモンは特に多量である。さうしてヴイタミンはB、Cが大部分であるといふ。

東京の一般家庭は蜜柑は紀州として居るやうであるが、風味は廣島もの、愛媛ものなどの方が本場紀州を凌駕するので關西ではこの方の需用が多い。

靜岡産は東京でも本場紀州ものと勢力を爭うて居るが、生産の多くは北海道、東北、北陸地方へ仕向けて居る、又北米へも輸出する。

大阪泉南郡、長崎縣伊木力産は皮厚く酸味が多いかはりに貯藏に堪へるので二三月頃から市場に出る、この頃になると酸味が減り甘味が増して來る。廣島、愛媛産のものも貯藏には三月頃迄堪へ得る。

贈答用として靜岡ものは品が落ちるので二三割方安い。紀州蜜柑の箱の分けをいふと。二百以上の荷主は同じ符牒を使つて居る。一番粒の大きいのを三六といひ、三十六個一箱である。次が特選といつて四十二三個入り、俗に四十台といふ。その次が「まれ玉」といつて五十台、あとは「沖の志良帆」と種別して沖が六十台のが七十台。志が八十台。良が九十台。帆が百台といふ順である。但し同じ符牒でも家によつて粒の大小が多少あることがあるのは商賣柄是非もなからう。

口がすつぱくならぬ中に止めておく。



# 練習所見學の記

## ◇川越少年刑務所見學記

○　浦口潮風

第五回見學は川越少年刑務所なり。午前八時三十五分、銀糸の如き秋雨降る中を一行五十一名を乘せたわが電車は發車せり。上板橋を過ぐる頃恨みの雨はやみて一同の眉宇は開きぬ。

雨上りの武藏野を北へ北へと畑又野を縫つてひた走る新式ボーギ車の痛快さよ

雨晴れに子等を放ちて武藏野に
大根引きする老夫婦かな

大根根引の時期と見え彼方此方に散見する純朴なる里人の甲斐々々しき姿よ。星移り時變れど昔ながらの武藏野は自然の最大なる裸体を惜しげもなく我々の車窓に展開す。斯くして沿道風光を心ゆくまで賞しつゝ九時二十二分川越着。少年刑務所は驛より五分を費せば足る。いと懇ろなる御出迎を受けて直ちに設けの席に就けば川越名物の甘藷の名菓は堆高く卓上に積まれ、各自その厚意を謝しつゝ頂戴す。やゝありて長谷川所長殿より御懇篤なる御話ありて後三班に分れて所内を巡覽。我々第一班は三浦看守長殿の御案内により至れり盡せりの御説明に一點の質疑を抱くことなく見學せり。同所は全木造建にして二十年前の建築なれば設備に於ては近代建築の新刑務所に比すべくもなけれど、所内隈なく掃除の行屆きたるは感心。教育にも意を注ぎ普通科、補習科、實業科と夫々努力の跡を見るを得身心發育の旺盛期にある少年受刑者のため特に教練にも力を致し、作業にも全國少年刑務所中唯一の木工訓練開かれ、岸野技師以下係員の努力督勵の結晶と受刑

(1)　川越少年刑務所（十月十二日）
(2)　所澤飛行場（十月十九日）

者の眞摯なる勉勵とは先づその製作品陳列場を見たる者をして感嘆久しうせしむるに於て察するに難からざるべし。玆に特筆すべきは工場より教練場、及び學科室への往復は受刑者中より指揮者を定め一切の權を附與し精確なる指揮號令の下にこれを爲さしめ、戒護者は第三者の立場に置かるゝもその成績極めて良好なる由、自治制の一端の窺はれて所謂「明るい行刑」への行程を辿りつゝあるの點にして賛辭を呈するに憚る處なし。

同所に於て最も感じたるは先づ就業中の受刑者が參觀者を傍視せざる事、受刑者の敬禮の正しき事等にして受禮者の快感を増さしむる事切なり。又戒護者を注視するに、是亦他の刑務所とは到底對比すべくもなく、快活にして整然たるその敬禮に接するに及び受刑者の敬禮正しきも亦宜なる哉と感嘆す。

正午豫て依頼し置きたる書食に舌鼓を打ち四十分間休憩。後長谷川所長殿外幹部職員の御案内を得て有名なる善多院に參詣す。

善多院は天台宗派に屬す。その昔同地は海沼なりしも仙芳眞人、法力を以て漫

矯正図書館

々たる海水を去り佛像を安置開創し後天長七年僧圓仁勅を受けてその基礎を固めたれども、偶々川越大火の厄に遇ひ全滅せしを時の川越城主堀田加賀守新築の盛に當り現在に至れりと云ふ。同院は德川家の別邸とも稱すべきものにして往年の紅葉山御殿をそのまゝこゝに移されたるもの、現在の客殿にして狩野探幽筆になれる壁畵を以て圍はれたる三代將軍家光公誕生の間も現存せり。尙狩野吉信筆にかゝる職人盡屛風は美術界の寵兒にして外二種と共に國寶に指定され其他德川家累代の逸品珍品を以て埋めらる。山門近き五百羅漢に舌を卷きつゝ、終始說明の勞をとられし同院執事に御禮の辭を捧げ二時十八分同院を辭す。新田町驛に至り長谷川所長殿外幹部職員の鄭重なる御見送りを辱ふして午后二時三十分同驛發車高田の馬場に歸着し解散す。

○　在木武喜

午前七時三十五分池袋發車。濕潤の大氣をついて我等五十一名の練習生を乘せた東武電車は驀進す。車窓より見渡す一望際涯なき武藏野が原は今まさに我等の眼前に展開して行く。薄霧に覆はれし農園に蓑笠着けた農夫の點在する樣など、久方に塵埃の巷を避けて自然の野趣に接するの快又言はん方なし。

やがて目的地たる川越市に到着す。出迎へのM看守長殿の先導により驛より約二丁餘なる川越少年刑務所に着く、同所は明治時代の懲治監として建設せられ大正十一年十一月少年法實施と共に現在の少年刑務所になりしものと承はる。M看守長案内の下に構内を巡覽す。作業の訓練には相當見るべきものあり。此處に一歩を進めて彼等少年受刑者の間に自治制なるものを施さば得る處又少なからざらんと感ず。最後に釋放者の數名より刑務所宛來れる通信文を見て靜かに彼等の釋放後の樣子を察し、さすがに職員方の献身的御盡効力の顯少なからざるを知り一行感謝の涙に咽ぶ。

日に增し少年犯罪者の數を增加しつゝある今日益々斯界の爲め御奮勵あらん事を望む、所長殿始め職員方の御紹介により喜多院を訪れては遠く四百年の昔を偲び得たり。かくて午後二時三十分川越新田町驛より乘車、夕刻無事歸舍す。

## ◇見學の一日

○　岡田榮

仲秋十月十九日久方ぶりにて惠まれし秋晴れの一日所澤飛行場を見學すべく、吾等練習生一同其の名も床しき高田馬場驛に集合午前八時十二分發西武鐵道川越行電車の人となる。電車は各驛に發着を重ねつゝ刻一刻と目的地に向つて進行す。一望千里、廣漠たる武藏野の原は吾等の眼前に展開して行く。雜木林の彼方此方に轉在する所一林の黃葉錦してまた楓林を羨まず。乘車せる事四十五分、やがて所澤驛も目前に迫る頃ふと碧空を見上ぐるに編隊せる三臺の練習機は翼を連ねて低空に飛翔し、恰も吾等の行を迎ふるの感あり。所澤驛より東北數丁なる飛行場迄徒歩し午前九時廿分一行飛行學校正門に着く。飛行場の一隅で少憩後S中尉殿より約一時間餘飛行機の種類、構造能力操縱方法等其他詳細に亘りいとも御鄭重なる御說明を承けて新智識を得たるを感謝す。次で係員の案内に依つて優に七拾餘萬坪ある大飛行場に至れば上空に



は二十數臺の戰鬪機（甲式四型）偵察機（乙式一型）の或は高く、或は低く恰かも燕の飛ぶが如く胡蝶の舞ふが如く、間斷なく着離陸する其の刹那の狀況を實見す。其の操縱の妙堂に入りて眞に名狀すべからず。我が陸軍の精鋭と其の將士の御熱誠なる練習振とは意氣正に天に冲するの壯觀を呈し、一朝有事に際會せば我が陸軍威力の海外に異彩を放つもの期して待つべきもの多かるべきを頼母敷く思はる。亦飜つて我が航空界の歷史を惟ふ時其處には幾多先人犧牲者の少なからざる貢献に依りて今日あらしめたるを思へば感交々至りて徒回顧望實に去る能はざるの感あり。唯恨むらくは吾等の此處を辭する頃絕好の飛行日和は一抹の黑雲に一變して驟雨と化し今日のプログラムに編入されありし名勝地村山貯水池附近の秋景探訪が無期延期となつたことである。午後零時六分所澤驛發電車で歸途に就きソボ降る秋雨の中を衝いて一路高田馬場驛に着きしは正に午後一時此處で一行は解散し三々伍々別れを告げ午後三時過ぎ歸舍した。

○　日山崇

入所以來早くも一ケ月有半は過ぎた。光陰は矢の如しとか全くだ。學科も大分進み諸講師の方々とも親馴染となつた。そして練習生の最も樂みと言つては語弊が有るかも知れないが、目下の心持としては一番待遠い樣な見學、尤も見學毎に交代で見學記を書かねばならぬ禍は有るが、兎に角第六回目の見學が訪れた。昨夜來の雨模樣もからりと晴れて午前八時早くも彼の堀部安兵衞十八人斬で名高い高田の馬場に集つた。例に依つて一番さん二番さんと勞役囚でも呼ぶ樣な語調で出席が取られた。かくて電車はゆり始め或は野に或は山にと威勢よく走つた。日頃あの騷々敷い自動車や電車の人込みに惱まされて居る我等は廣々たる郊外、床しき田園の景色又蒼々たる山林を見るにつけてはあの香氣高き松茸や占治等がそぞろに懷かしく思はれる。電車の中にも一同四方山の話に花を咲せてゐる。かくて所澤驛着、下車すると直ぐ左側に我國最初の飛行機の犧牲者となつた木村、德田兩中尉の記念碑がある。これは大正二年三月廿八日陸軍航空術を兩院議員の觀覽に供する爲め所澤青山間飛行中突風の爲め機翼を損し墜落せしとの事である。此所から三丁にて飛行場着、伊藤飛行中尉より飛行機の種類、構造、操縱法等親切なる說明を受け種々新智識を得た。殊にプロペラの一分間廻轉數千八百回とは全く驚くの外なかつた。次に此處にも刑務所の行刑區域の如く境界が有ると見へて他の職員の案内で面積七十有余万坪もある廣漠たる練習場へと向つた　こゝでは偵察機やら戰鬪機やら數十台が高空に低空に或は高等飛行に蜻蛉の如く入り乱れて飛交し、プロペラーの轟々たる爆音を立てゝ離陸するものもあれば、鮮かなる着陸滑走等實に百聞一見に如かずとかで筆舌には盡し難いものがあつた。次のコースは村山貯水場見學であつたが、惜しい事には時ならぬ雨がやつて來たので豫定中止のやむ無きに至り、此處で一同解散思い〳〵の歸途についた。車中大勢の人々の中には我々の肩から劍、靴と頭から足の先まで見上げたり見下したりして此の頃は肩章の違ふ短劍のお巡りさんが出來たネーなんて苦笑さす人もあつて午後一時無事寄宿舍へ歸つた。

刑政第42巻第12号　　矯正図書館

## 海外時報

# ドイツ最高法院創設五十年記念祭

## ——最高法院長ドクトル・ブムケ氏演說——

記念祭は、去る十月一日獨乙聯邦ザクセンのライプチツヒ市に於ける最高法院の大ホールで擧行されたので、集るもの無慮一千人。ブムケ氏の演說の外に、獨乙政府司法大臣ゲラルト氏の演說ありて、次で氏は大統領ヒンデンブルグのメツセージを朗讀した。

◇

「今日は、獨り我がライヒ（註—聯邦より成る獨乙國）の最高法院たるライヒスゲリヒト（Reichsgericht）の創設五十年を記念するの日であるばかりでなく、一体となつたドイツ（註—一八七〇年獨乙帝國成る）の裁判所構成法並びに獨乙の訴訟法も亦た、今日を以てその五十年の存在を記念されるのである。それまでは絶えざる聯邦間の紛爭の種となつてゐた權限の問題は、遂に一八七九年十月一日完き統一を看るに至つたのである。で、今日といふ神聖な日は、ドイツの法律統一の記念日である、と同時にまた、ドイチエス・ライヒ（獨乙國）の統一の記念日と看ることもできるのである。ドイツ帝國の共同立法のやつて來た大きな事蹟は、實に彼の世界大戰までは（註—戰敗の結果ドイツ帝國倒れてドイチエス・ライヒなる共和國ができたのは御存じの通り）我が法律思想の動かすべからざる基礎となつてゐたものである。しかし、今日となつてはたしかに改正すべきものは多々あるのである。わが最初のプレジデント（大統領エーベルト）の曰つたやうに、「古い法律と新しい思想とを調和させる」のは固より必要であるが、と同時に、しかも更らに進んで、我等は新しい時代の新しい法律を作つて行かなければならないのである。法治制の四肢ともいふべき、立法—司法——裁判——法學は互に手を取つて、箇の革新の大事業のために働かなければならないのである。しかしながら、この四つのものゝ協同働作だけでは足らないのである。

「凡ての國家の權力は國民から生れる」（Alle Staatsgewalt geht vom Volke aus"）といふ我ドイツ憲法の原則は、凡ての法律は國民の精神から生れるといふ法理から出てゐるのであるが此理想からは我々は尙今日遙かに隔だつてゐるのである。

諸君、今日の日を我等に記念せしむる此徽章には、„Ein Reich——ein Recht"（「一國——一法」）の四語が明かに刻みつけられてゐる。この箴言の久しからずして事實の上に實現せしめらるることを、我々は切望してやまないのである。„EinReich—einRecht; ein Volk—ein Geist"!!（「一國——一法、一國民——一精神」）。我等は幾度もかく叫びたいのである。

而して、若し、たとへ邦（註—ライヒを組織する各聯邦を云）を異にするも、等しくドイツ人たる我等が法の礎の上に手を携へて社會的な協同一致の生活を營み得るものならば、余りに遠からざる將來に同じ思想の基礎の上に、等しく人間たる世界の各國民も亦た盟を固めて人類のために協同一致することを、我等は望み得ないであらうか。文化的にも經濟的にも、利害を等しうするものが長く相互の間を隔離する障壁を共まゝにしてをくには堪え得ないのである。しかも、この障壁は大戰後いよいよ高く築かれつゝあるかの如く見ゆるのである。世界の國民はたゞ正にこの障壁を突破して、直ちに共同の運命の下に走るべきである。その本質は調和であり、その目的は平和である法の精神が、惡むべき暴力に取つて代る日の、國民の間に一日も速く來れかしと、我等はこひ願うて已まないのである。」

Berliner Tageblatt, 1. Oktober 1929

## 竹頭木屑

福岡旭櫻吟社撰

靜軒　今井青水

絕代名臣曾左遷
千秋遺跡草如煙
同人坐月擧盃處
氷鑑高懸午夜天

翠軒　岡本松太郎

桂花香散夜來風
三五中秋興不窮
南館相逢詩酒伴
開筵坐見月玲瓏

松軒　湯淺芳治

南館來參詩酒盟
醉吟容易及三更
秋風竹韵和松籟
峽月懸天一鏡明

矯正図書館

# 小菅刑務所落成式

## ——十月二十七日盛大に執行——

小菅刑務所の震災復舊工事落成式は、去る十月二十七日盛大に擧行された。此の日、前日來の豪雨俄に晴れ、秋日和に惠まれた來賓は、空高くくつきりと浮び出でたる水色の塔を目蒐けて、定刻前、陸續として參集した。

來賓は、渡邊司法大臣を始めとし、小原司法次官、泉二刑事局長、松井行刑局長、長嶋民事局長、牧野大審院長、小山檢事總長、丸山警視總監、山岡前刑事局長、豐嶋大審院部長、矢追大審院檢事、黑崎法制局書記官、牧野帝大教授、鍋島、岩城、舟橋、戸澤、織田、松平の各子爵等二百六十餘名であつた。

式は午前十一時教誨堂に於て、吉田所長の式辭に初まり、蒲原技師の工事報告、渡邊司法大臣、牧野大審院長、小山檢事總長、牛塚東京府知事、刑務所長總代根本所長、在京辯護士會總代第一東京辯護士會天野副會長、牧野帝大教授及有馬元所長等の祝辭演說があつて盛大裡に終了を告げた。式後來賓は五班に分れ、職員の案內により所內を參觀した。明るい、さうして設備の整つた舍房や、規模の廣大にして、目新らしい作業狀態を見て、一同は驚嘆の色を浮べて居た。再び教誨堂に入ると、其處には簡素な晝饌が用意されてあつた。一同食卓に着くや、吉田所長の感激に滿ちたる挨拶があり、之に對し渡邊司法大臣の懇篤なる謝辭が述べられ、祝盃が擧げられた。其の日の小菅刑務所は甦生の光に輝いてゐた。

當日の式辭、工事報告、司法大臣の祝辭は左の通りである。



## 式辭

大正ノ震災ハ當所建造物ノ大半ヲ破壞シ殘存ノ屋舍亦殆ント危險ニ迫レルヲ以テ遂ニ改築ノ止ムナキヲ見同十三年四月起工爾來工程凡ソ六年工費約百四十萬圓ヲ費シ努メテ古材ヲ利用シ建築技師ノ周密ナル輔導ト關係職員ノ努力トニヨリ當所直營ノ下ニ一萬一千七百坪ノ建築ヲ無事ニ竣功完成スルヲエ玆ニ本日ヲトシテ渡邊司法大臣閣下外多數來賓諸賢ノ貴臨ヲ辱フシ共ニ慶賀ヲ頒ツニ至リタルハ小職ノ最モ光榮トシ且ツ欣幸トスル所ナリ小職固ヨリ不敏コノ完成セル建築ニ副フ實績ヲ奏スヘク敢言スルヲ憚ルト雖上長官ノ善導ト下職員ノ協力トニ待チ以テ滋々任務ニ精進シ必スヤ其使命ヲ完フセンコトヲ期ス

聊カ蕪辭ヲ列ネ式辭ト爲ス

昭和四年十月二十七日

小菅刑務所長　吉田律

## 小菅刑務所の建築に就て

蒲原技師

小菅刑務所の舊建造物が大正十二年の震災に依つて受けた破壞は甚しいもので當時の記錄は下の如く報じて居る。即ち「激震と共に構內各所大地に龜裂を生じ砂、水、輕石等を噴出し彼處此處に地辷り又は陷沒を生じ、概して地盤は一体に下沈し內外の塀は一齊に倒潰し、各工場も二十三個の內僅に五棟を殘し全部倒潰監房倉庫その他の煉瓦造家屋は傾斜又は大龜裂を生じ壁落ち窓破れ云々」かくの如き大破壞の原因は主として耐震的に完全でない煉瓦造構造と、地盤の意外に軟弱なる事の二點にあつたと信ぜらる、震災直後司法省の囑に依つて、震害程度を調査された東京帝大の內田博士も地盤の軟弱なる點を特に指摘され、復舊工事の主要建造物の構造法に就き種々有益なる御教示を得たのでありまして此場合謹んで先生に感謝致す次第であります。

かくて翌十三年より五年繼續の復舊工事が起され、自來五年半の歲月を經て今日種々不滿足の點もありませうが、ともかくも落成式を擧げるに至り得ました事は偏に御列席各位の厚き御同情と、御後援の賜と深く感銘致し居る次第であります。此場合私共建築關係者の一員として忘れることの出來ないのは此の長年月に亘つて倦む事を知らぬ刑務職員各位の精勵でありまして併せて深甚の敬意を表する次第であります。

抑々建築に於て最重要な事柄の一つはツウエツクメーシツヒカイト即ち目的に適ふ事であると信ずるのでありますが、ツウエツクメーシツヒなるが爲めにはその目的の理解と云ふ事が自ら問題とならねばなりません。刑務所建築に於ても故に行刑の目的の理解が根本問題となるのであります。此點に關して行刑當局各位の熱意ある御教導と當時の所長であつて

矯正図書館

四十年の豐富なる經驗と然も常に先驅的な理想に終始された有馬前所長の直接の御指導を特に感謝致す次第であります。前に述べました處に依り刑務所建築設計上の根本問題は當時の行刑方針並に行刑思潮を如何に善く具体化するかにあるは論を待たぬ處でありますが、鐵筋コンクリート耐震耐火構造を主体とする小菅刑務所の如き數百年の將來を運命づけらるゝ建造物に於てはその長い時の流れと、その時の經過が齎らすであらう處の樣々の變化に順應せしめる用意が豫めなければならぬ筈であります。かくするが爲めには現在のしかも往々にして因習に捉はれ勝である現在の社會狀態をのみ考慮すると云ふ事は果して當を得たことであり得ませうか、むしろ意識的にも從來の型からそして考へ方から脱離し數百年の進み行く將來に亘つて收容者監督者双方の精神物質兩生活を眞の意味に於て豐かならしめ樣とする建築家的人道主義の立場からあらゆる問題を檢討し、その獨自なる見解に基づいて具体案を得る事が許され可きではありますまいか。ともかくも行刑の目的の理解から得ました一つの結果である刑務機能積極觀即ち刑務所の目的は單に受刑者を一般社會から隔絶するのみに止らず、積極的に彼等の病患に向つて治療の方法を講ずべきである。更に言ひ換へれば刑務所は心なき世の人の見る如き消極的なる收容所に終るのでなく、積極的な治療でなければならぬと云ふ刑務機能積極觀と、建造物の恒久順應性の考慮此の二點が小菅刑務所復舊工事の根本思潮であり思想的根據であると云へませう。然して與へられたる豫算の範圍に於て出來る限り高い程度の藝術的效果を得るに努力した事は云ふ迄もない事であります。此際私共の理想と具体化された現實との間の開きの餘りにも大であつたと云ふ事は慚愧に堪へぬ處であります。

次に配置並に設備仕上の大略に就いて申上げる順序でありますが、それは皆樣の御手許に差上げてある繪葉書中の工事概要と式後親しく現場を御覽願ふ事に依つて御了解を得るものと致しまして省略致しますが、此處に御參考迄に申上げ度い事はそれらの總てが悉く必要から必然的に生れたもので必要以外の何物もないと云ふ事であります。たとへば事務所の中央に地上約九十餘尺の高塔が聳へて居りますが、これは從來構内の各隅々に哨舎を置き多數の看守を配置致して居りましたがそれらに代ゆるに塔上一名の看守を以て充てそれ以上の能率を完全に擧げしむる爲であります。亦構内諸建物の配置が左右對稱的になつて居りますが、これは小菅刑務所が十年以上の受刑者を收容する長期刑務所でありますし關係上、偶發的重罪を犯したる初犯受刑者と、犯を重ねて十年以上の刑を申渡された累犯受刑者の處遇的差異甚しかる可きを考慮して初犯累犯を可及的嚴密に分離する計劃に出ましたる爲めかくの如き形を採るに至つたのであります。此の爲めに教誨堂



の如きV字形をなし、普通の長方形をなして居りませんがこれも此の方針を徹底させる爲めに必然的に生れたものであります。然して教誨堂の天上及壁等に特殊な仕上法を用ひて居りますが、これらは音響の關係で反響を防ぐ爲めに用ひたのであります。房舍に就いて申しますならば、外壁に三角形のものが列んで立つて居ります。これはペンチレーションシャフト、即ち換氣筒で各房中に備へてあります便器や洗面器に連つて居ります、排水管給水管等を同時にその中に收めて居るものであります。更に房舍主翼の三階の外壁が三角錐形即ち屏風を立てた樣な形になつて居ります。頗る奇異の感が致しますが此の房は晝夜通して收容致します晝夜獨居房でありまして、隣房との隔てを出來るだけ完全にする必要のあるものでありますが、普通の室の如く窓を平面に併べますに比べまして窓間の距離を遠くし然して物品の授受は絶体に不可能ならしめる利點があるのであります。例を擧げて申上る事は之に止めますが、配置並仕上設備は悉く必要の生んだ以外の何物もないと云ふ點を特に御了解願ひ度いのであります。

最後に豫算に就いて一言致し度いのでありますが、震災直後匆々の際の事として小菅刑務所がその復舊工事費として要求致しました額は非常に姑息なる修理程度の計畫を基礎に算出致しましたのでありましたが、そのまゝ司法省大藏省の認むる處となり、實際問題に當面致しまして理想的計畫を遂行すべく餘りにも乏しい事を發見したのであります。此爲め主要建造物である廳舍房舍に專ら主力を注き構造の如きも鐵筋コンクリート耐震構法に依つたのでありますが、病舍倉庫の如きは古材の煉瓦を用ひ、煉瓦造とするのも止むなきに至りまして耐火震共に遺憾の點を認めるのであります。然し補强方法を講じて即時崩壞して人畜に害を及ぼす事なき程度には致しました。亦工場八棟中四棟は木造工場でありまして、耐震的には遺憾なきも耐火耐久共に遺憾あるを認めるのであります。此他主要建造物である房舍の外壁の仕上も御覽の如くコンクリート打放しに薄きセメント溶液を掃き付ける程度で止めたる如き私共建築關係者と致しまして省みて冷汗リンリたるを覺ゆる次第であります。希くは近く機會を得て之等多くの缺點を補ひ得る事が出來ますれば私共の幸之に過ぐるものなき次第であります。終りに當りまして工事中幾多の危險にさらされてよく力を致しましたる受刑者に對し敬意を表してやり度いと存じます。

## 祝辭

行刑ノ本旨ハ其ノ非違ヲ匡正スルト共ニ其ノ良能ヲ誘發シテ改過遷善ノ實ヲ擧ケシメ依リテ以テ累犯ヲ防遏シ國家社會ノ公安ヲ維持スルニ在リ此ノ本旨ヲ貫徹セントスルニハ過去ニ於ケルカ如ク行刑ヲ以テ單純ナル應報ト爲スコトナク健實ナル

矯正図書館

刑事政策ノ見地ヨリ不當ナル其ノ環象ヲ排除シテ極力受刑者ノ性格ヲ陶冶シ之ヲシテ天賦ノ善心ニ復歸セシメルヲ要ス特ニ心身共ニ疵痍ヲ負ヘル長期受刑者ニ於テ最モ其ノ然ルヲ見ル是レ當局カ屢々行刑ニ關スル法規ヲ更革シ各種ノ施設ヲ盡正シ其ノ名稱及ヒ取扱ヲ改メ恩威竝ヒ行フ所以ニシテ時勢ノ進歩ニ伴ヒ從來ノ建造物ヲ改築又ハ修築シテ事務ノ刷新ヲ企圖シ諸般ノ缺陷ヲ除去シツヽアル理由モ亦實ニ此ニ存ス

當小菅刑務所ハ大正十二年ノ震災ニ遭ヒテ殆ント全部倒壞シ急速復舊ノ必要ヲ生シタル爲メ五ヶ年繼續ノ事業トシテ其ノ翌年ヨリ改築ニ着手シ豫定ノ如ク本月ヲ以テ其ノ工事ヲ畢ヘ玆ニ落成ノ盛式ヲ擧クルニ至レリ惟フニ其ノ構造ノ堅牢ニシテ事務所、居房、工場、官舍等總テ時運ニ適應シ外觀内容俱ニ遺憾ナキニ近キハ關係當事者カ細心ノ注意ト不斷ノ努力トニ待ツ所多カリシヲ疑ハサルナリ

古語ニ居ハ氣ヲ移スト云ヘリ本所今次ノ改築カ行刑事務刷新ノ上ニ多大ノ效果アルヘキハ固ヨリ收々ヲ待タサル所冀クハ刑務官本來ノ面目ヲ發揮シテ更ニ心氣ヲ新ニシ行刑ノ本旨貫徹ニ精進シ以テ國家刑政ノ一新記錄ヲ作ランコトヲ切望ノ至リニ堪ヘス聊カ一言ヲ述ヘテ祝詞トス

昭和四年十月二十七日

司法大臣子爵　渡邊千冬

---

小菅刑務所に於ては、落成記念の爲め左の催しがあつた。

○全國刑務所代表製品陳列會――落成式の當日及翌二十八日の兩日に亘り、全國刑務所の代表製品陳列會が開かれた。出品刑務所は、金澤、横濱、沖繩、廣島、宮城、長野、前橋、神戸、豐多摩、三池、巣鴨、大阪、千葉、川越、小田原、小菅の十六個所で、神戸の書齋用セットを初めとし、出色の力作品が相當に多く、非常な好評を博した。長野の深山人形、前橋の玩具、小田原の海産品等は飛ぶやうに賣れた。

○演武大會並庭球大會――十一月三日午前九時より劍道、柔道、庭球の各大會が一齊に開かれた。參加者は横濱、市ケ谷、巣鴨、豐多摩、小菅の各刑務所の選手百五十名で、松井行刑局長寄贈の優勝旗及銀盃を中心に、壯烈な戰が交へられた。結果は左の通りである。

◎劍道部（審判白土教士、鶴岡精練）

（○は勝　▲は負）

第一回戰

巣鴨4――豐多摩3

最初13對の同點であつた爲め更に參將まで決戰し巣鴨が勝を得た。

第二回戰

市谷11――小菅14

横濱11――巣鴨13

第三回戰（決勝）

巣鴨9――小菅16

決勝戰蹟（審判　高野範士白土教士）

巣鴨　小菅

○二級落合良作　▲初段神田惣三郎

落合攻勢に出で神田見事に面を打たれ二本目は神田强く面を打込みたるも之



をはづされ小手を切られて神田の敗。

▲二級野村六三郎　○初段小原法忍

小原勢鋭く初太刀面を打ち二本目特意の胴を切りて勝つ。

▲二級酒井常藏　○初段伊藤善重

第二回戰に於て市谷五十嵐の兩刀に面喰らひたる伊藤は此度こそと必死の勇をふるひ先づ初太刀きれいに胴を切り續樣に面を打つて勝つ。

○一級渡邊勝巳　▲初段横山和義

初太刀横山渡邊の胴を切りたるも二本目に渡邊の劍横山の胴を切る、横山少しく焦氣味にて面を打込みたるも見事引ばずされ又もや胴を切られて横山敗る。

○一級加藤彌平治　▲二段若林金延

此の勝負は段の違ひから若林大呑みにてかゝり初太刀加藤の打込み來たる面を輕くはずして胴を切り、二本目面に延びたるも器用にはづされて胴を切られ次で若林又しても小手をはずされ面を打たれて脆くも敗る。

▲初段佐久間弘　○二段押切芳松

押切佐久間が延ばしたる面を引はずしてきれいに出小手を切り寸隙を置かず追込みて面を打ち佐久間を敗る。

▲初段若色春吉　○二段高橋磯八

高橋の攻勢よく功を奏し初太刀に面を打ちたるも二本目勢逸りて面に延びたるをかろく遁られ胴を切らる、三本目勢烈しく打込み來たる若色の隙をはずして出小手を切り勝つ。

▲初段金子一　○三段三浦甚衞

柔道に强將たる三浦は劍を採りても亦强く曾て數度の試合に敗をとりたることなき强者にて此試合に於ても其意氏正に敵を壓し立合ふ間も無く素早く面をとり矢次早に小手を切りて勝つ。

▲二段栗原喜一郎　○四段中村文武

この勝負は段違の上に勝負强き中村のことゝて何の苦も無く面と胴との二本をとり勝つ。

▲三段齋藤軍司　○四段菊樂寅

菊樂悠々と面を打ちしも二本目胴を切られ、三本目折返し胴を切りて菊樂勝つ。

即ち16對9で小菅優勝し行刑局長寄贈の優勝旗を贏ち得た。

◎柔道部（審判神田範士）

（○は勝　▲は負）

第一回戰

市谷5――巣鴨7

最初5對5の同點なりし爲め更に參將まで決戰して右の結果を得た。

第二回戰

横濱5――豐多摩4

巣鴨3――小　菅6

第三回戰

横濱1――小菅8

決勝戰蹟（審判三船範士）

横濱　小菅

▲一級小川菊次郎　○二級妙圓菌哲男

妙圓菌始めから攻勢をとり三分にして偶然にも妙円菌の大腰が入りて小川敗る。

▲一級權守銀藏　○一級古家正

權守の偉大なる体格に比しやうやく五尺の古家、どうかと危ぶまれたが結果は案に相違し二分を出でずして古家の送腰功を奏し權守脆く敗る。

矯正図書館

▲一級河西一　○初段中村一郎　中村立合ふや素早く卷込投で河西を倒す、河西下から絞にかゝりたるもきかず中村の押込にてとらる。分　一級菊地清四郎　分　初段三浦松五郎　兩士力を極めて闘ひ互に讓らず五分にして引分け。

○一級岡本恒秀　▲初段倉本勇　勝に乘じたる小菅組の倉本終始克く働いたが堂々たる体格且つ力量充分の岡本には全く歯がたゝず約四分にして内股の道をとられ脆く敗る。

▲一級田村壽男　○初段若林清之亟　やうやく勝を得たる横濱組此闘をはずすなとばかり猛突したるも小菅に於ても手取りの若林、互に龍虎の勢にて秘術を盡し合ひたるも少しく焦氣味の田村が力余りて若林の足拂に倒る此間五分廿秒。

▲一級黒須萬助　○二段石山文作　これは始から問題では無かつた、然し黒須も克く闘かつたことは四分五秒を要したことが如實に示して居る、石山の大外刈に引かゝて黒須敗る。

▲初段茂木三之助　○二段柴田雄　双方の体格、力量及術等伯仲本日中の好取組であつた、柴田終始攻勢に出で茂木も亦よく渡合ひ四分十秒にして柴田得意の跳腰を試みたるに敵素早く之をはずしたるが柴田間髪を入れず裏をとりて勝つ。

▲初段藤田清人　○三段畑山泰治　何にしろ畑山は全國刑務所武道大會に於て指定選手に選まれ而も決勝までも進みたる强將余りに無理な組合せであつた、畑山始めから大蚤みにしてかゝり恰も猫が鼠を弄ぶやうで全くの子供扱、約二分好機を見斗ひ跳腰にて見事に投げつく。

▲三段佐々木友治　○三段三浦甚衛　兩雄克く闘かつたが三浦の技や優りけん三浦が特意の責負投に引かゝり佐々木敗る。

斯くして總點數八對一で行刑局長寄贈の優勝旗は好運にも劍道と共に小菅選手の得る所となつた。

## ◎庭球部（○は勝　△は負）

第一回戰

▲横濱——○巣鴨

○豐多摩——▲市ケ谷

小菅（不戰勝）

二回戰

○豐多摩——▲小菅

巣鴨（不戰勝）

第三回戰（決勝戰）

○巣鴨——▲豐多摩

最初豐多摩の上山崎組巣鴨の太利井上組を三對二にて、次で吉永菅原組を三對零にて敗り優退した。然るに巣鴨の岡庭小島組は豐多摩の山下川添組をストレートで、椎名芥澤組を三對一で退けた。續て居川曾我組も豐多摩の村瀨葛野組及大川山崎組を敗つて共に優退した。最後に豐多摩の上山崎優退組は巣鴨の蟹江渡邊組を三對一にて敗つたが岡庭小島の優退組にストレートで勝を讓つた。玆に最初の榮譽ある局長盃は巣鴨選手の獲得する處となつた。

次に家族混合の紅白仕合が行はれた。豐多摩の椎名森組と巣鴨の岡庭古山組が最後まで殘つた。椎名森組よくねばつたが疲勞の爲め岡庭古山組に敗れた。（終）



## ◎鹿兒島刑務所　追弔法會

鹿兒島刑務所に於ては這般市外中郡宇村郡元墓地の一部を鐵道用地として引繼ぐことに爲り、改葬したるを以て十一月四日午後二時縣知事を初め司法官、警察官、宗教家、教育家、社會事業關係者其他附近の官民有力者多數を招し、同墓地に於て追弔法會を勤行せり。參列者は來賓並刑務所職員約貳百名にして先づ安東所長開會の挨拶を述べ、夫れより導師本派本願寺鹿兒島別院輪番後藤澄心師讀經の後安東所長、鹿兒島地方裁判所植田檢事正、元典獄野崎宏氏の辭涙共に下る弔辭あり。次で安東所長以下幹部職員來賓鹿兒島地方裁判所諸隈所長、植田檢事正畑山警察部長、岩切縣會議長、河野鹿兒島社會事業協會長、吉川鹿兒島衛戍病院長、元保健技師有村國良の諸氏及收容者代表三名焼香を爲し最も嚴肅の裡に午後三時終了したるが、香煙縷々として墓畔に漂ひいと物の哀を誘へり。此日一般收容者は午後二時三十分を期し各々自席に於て少時默禱を爲して追悼の意を表し、尚ほ特に饅頭二個宛を與へられ頗る感動せり。

因に安東所長並植田檢事正の述べたる弔辭左の如し。

### 吊　辭

當所創始以來收容中死亡セシ者千五百四十有一名ノ多キニ及ヒ其ノ内親族故舊ノ遺體ヲ引取リタルモノ極メテ少數ニシテ其大多數ハ鹿兒島市外中郡宇村宇郡元淵橋々畔ノ墓地ニ埋葬シ年々其追吊法會ヲ營ミ居リシカ今回墓地ノ一部ヲ揖宿線鐵道用地トシテ引繼キタル爲メ本年三月墓地ノ改葬ヲ行ヒ一大合葬碑ヲ建設シ其附屬工事モ去ル九月末竣工シタルヲ以テ玆ニ本日ヲトシ合葬ノ法會ヲ擧クルニ方リ諸靈ニ告クル所アラントス

惟フニ諸子ノ世ニアルヤ方向ヲ過リテ岐路ニ迷ヒ迷夢ニ蔽ハレテ遂ニ國法ヲ犯シ受刑ノ身トナリシモ刑務所ハ規律ノ府ニシテ又矯正感化ノ道場タリ此ノ府此ノ道場ニ於テ多年ノ間嚴正ナル規律ノ下ニ矯正セラレ諄乎タル教化ニ浴シテ爲メニ悟道ノ境ニ入リ翻然克己反省シテ良心ニ復シ此一念發起ト共ニ前途ノ方向ヲ立テ出テヽ鄕里ニ歸リ國家忠良ナル民トナリ自營自治ノ上鴻恩ヲ報シ奉リ内孝道ヲ盡シ平和ニシテ光輝アル生計ヲ營マントスル覺悟アリシナランニ何ソ圖ラン一朝病魔ノ冒ス所トナリ悔恨萬斛ノ涙ニ咽ヒツヽ再ヒ起ツコト能ハサルニ至ル而カモ幾多ノ亡靈ハ北邱青苔ノ下ニ埋モレテ父兄親戚ノ香華ヲ手向ケ又舊故ノ顧ミル者尠ク春雨秋風雨慘ミ風悲ミ迷界ニ彷徨シ啾啾乎トシテ歸スル所ヲ知ラス嗚呼人生ノ悲慘何モノカ之ニ加ヘン古語ニ曰ハスヤ「鳥ノ將ニ死セントスル其鳴クヤ悲シ人ノ將ニ逝カントスルヤ其言フヤ善シ」ト

惟フニ一朝誤テ受刑ノ人トナルモ早ク速ニ改悟覺醒スルモノ其内ニ存スルヲ疑ハス或ハ將テ放逸無慙ノ者アリト雖モ死ニ臨ンテハ誰カ又大懺悔ノ念ヲ生起セサル

矯正図書館

モノアランヤ然ルニ之ヲ世ニ告ケテ體現スル暇ナク空シク恨ヲ呑ンテ北邙一片ノ土ト化スハ其感ヤ果シテ如何何ソ夫レ死者ノ爲ニ哀マサランヤ思フニ此ニ至レハ轉々同情ノ感ニ堪ヘサルナリ是ニ於テカ今回各自ノ遺骨ヲ合シテ厚ク堅固ナル棺裡ニ納メ永ヘニ安ンスル所アラシメンコトヲ期シ本日合葬ノ法會ヲ營ムニ方リ高僧智識ノ來光ヲ辱フシ聖經讀誦ノ聲ハ一抹ノ薫香ニ和シテ無明ノ夢ヲ破リ眞如實現ノ暝福ヲ享クコトヲ得シハ即チ昭和聖代ノ恩澤無量無邊ノ鴻恩枯骨ニ及フモノニシテ誰カ感泣セサル者アランヤ我等職ニ在リテ此法莚ニ列ス無量ノ感慨胸ニ滿チテ又云フ所ヲ知ラス諸子モ亦暝スヘキナリ一言以テ弔ス嗚呼哀ヒ哉諸靈皆髣髴トシテ來リ饗ケヨ

鹿兒島刑務所長　從六位勳六等　安東福男

追弔ノ辭

鹿兒島刑務所ノ墓地改葬工成リ本日ヲトシテ嚴肅ナル追弔法會ヲ行ハル余其法席ニ列スルコトヲ得タルハ頗ル本懷トスルトコロナリ

夫レ死ハ人生ノ一大痛恨事ナリト雖ヘトモ生者必滅現世ニ生ヲ受ケタル者誰レカ免ルヽコトヲ得ンヤ併モ死ニ面シテハ賤貧愚善惡老幼男女ノ區別ナク一切平等ニシテ只タ死ノ態樣ト意義ニ於テ差異アルノミ玆ニ合葬セラレタル諸氏ハ國法ヲ犯シテ人ヲ苦シメ世ヲ毒シタル人々ナリト雖深ク其原因ヲ究ムルトキハ或ハ身体的、精神的ノ缺陷ニヨリ或ハ境遇ニヨリ環境ニヨリテ世ノ惡風ニ感染シタルヨリ來リタルモノアルヘク又ハ國家施設ノ不十分サテハ世人ノ無理解ニ依ルモノモ多カルヘク其ノ責タル本人ノミニ歸スヘカラスシテ一半ハ正ニ國家社會ノ負フヘキモノアルヲ思ヘハ彼等ヲ無下ニ惡人ナリトシテ憎マンヨリハ所謂人生ノ行路ニ於ケル落伍者敗殘者ニシテ既ニ社會的疾患ナリシトシテ憐ムヘキモノナリ殊ニ受刑中既ニ悔悟ヲ爲シ又ハ悔悟ノ道程ヲ辿リツツ社會ニ復歸ノ日ヲ待チ居リシモノモアラン然ルニ永久ニ其日ヲ見ルコトナク獄中ニ淋シク人生ノ終焉ヲ告ケ併モ其死屍ヲ引取リテ之ヲ葬リ追善供養ヲ爲スヘキ緣故者ナキハ氣ノ毒ト云フモ中々憐レナリト云フヘキナリ嗚呼死ハ人生ノ清算ナリ其罪ハ憎ムヘキモ人ヲ憎ムヘキニアラス刑務所カ彼等ヲ厚ク葬リ碑ヲ建テヽ追弔ヲ爲シ其冥福ヲ祈ルモノ故ナキニアラサルナリ聊カ蕪辭ヲ述ヘテ追弔ノ意ヲ表ス

鹿兒島地方裁判所檢事正　正五位勳四等　植田桑三郎

## ◎姫路少年刑務所の追弔法會

當所に於ては十月二十日午前十時より教誨堂に於て在所死亡者のため追弔法會を營みたるが、導師として本派本願寺連枝大谷昭道師、結衆を從へ莊重なる奏樂裡に出座讀經後淺間所長の祭文、吉田教務主任の追悼文朗讀ありて後、大谷連枝より收容者に對し最も懇篤なる教諭あり引續き龜山高等女學校教頭文學士七里仲磨氏の適切なる講話ありたるが、滿堂寂として聲無く多大の感激を與へ午前十一時半終了せり。尙式後收容者に對し當日の供物を配與せるに一層感激の念に充ちたり。



010

## 敍任辭令

高等官三等　司法書記官　岡部常
任看守長（大阪）　看守生田重德（大阪）
任保健技師　十級俸　秋吉良文（浦上支）
兼任營繕管財局屬（大藏省）
給五七　看守長　大澤成次郎（巢鴨）
命宇都宮支所勤務　九級俸　看守長　上田勝（市谷）
九級俸　同　笠原まちの（宮津支）
同　同　坂野つゑ（宮城）
同　同　岸本キン（福岡）
任保健技師（德島）十級俸　保健技手　西野雅市（松山）
命長崎轉勤　保健技師　井上吉四郎（德島）
任保健技師（巢鴨）八級俸　日高顧行
給六〇、賞一二〇　看守長（死去）本多德末（大阪）
一級俸、賞一、八〇〇　所長（死去）木寺享重（廣島）
歐米諸國刑務所收容者ノ刑事人類學的調査ヲ囑託ス　長崎醫大助教授　原正

解囑　事務囑託　大草東三郎
同　同　石井俊瑞
四級俸、賞二七〇　廣島尾道支所長（死去）看守長　栗田貫道（廣島）

## 敍勳辭令

敍從七位　作業技師正八　工東寅信
敍正七位　看守長從七勳八　島山雲平
敍從七位　同　勳七　都筑正繁
敍正八位　教誨師　菅原唯定
敍從七位　看守長勳八　梅津幸市
敍正八位　同　勳八　藤澤清
敍正七位　同從七勳八　高橋松之助
敍正七位　同　從七勳七　功七　賀内利吉
敍勳七等授瑞寶章　看守勳八　佐藤忠治（靜岡）
同　同　杉山泰吉
同　看守長正八勳八　島山雲平
敍勳八等授瑞寶章　同　永田亥之助
同　同　渡邊清次

矯正図書館

4010

東洋大學教授 勝水淳行著 東京神田中猿樂町 巖松堂書店 振替東京六五五六

最新刊

# 刑事心理學

菊判總布裝幀 紙數三九四頁 定價參圓五拾錢 送料十八錢

本書は敎誨師として多年親しく囚人に接觸せられたる著者が、其の眞摯なる研究を披瀝し曩に「犯罪社會學」の刊行あり。本書は其の姉妹編とも云ふべきもので、犯罪發生の原因、各種犯罪の態樣、刑罰、保護等、犯罪に關する凡ての現象を細說し、尙犯罪に就ての個人的事情、社會的家庭的條件、遺傳的生理的、特異質などに就ても刑事心理學の觀點より徹底的に剖判せらる。而も平明なる隨筆的文體を用ひ興味のうちに斯學の堂宇を知悉せしめる。

文學士 勝水淳行著 犯罪社會學 價二・五〇 送一八
淺野研眞譯 フェリー 實證派犯罪學 價一・〇〇 送一二
醫學士 杉江薰著 犯罪精神病概論 價三・〇〇 送一八
安東禾村著 世界探偵秘錄 犯罪と科學の鬪爭 價二・〇〇 送一二
札幌刑務所長 白井勇松著 少年犯罪の研究 價三・〇〇 送一八
法學士 早田正雄著 私生子 保護すべきか 價一・〇〇 送一二
法學士 穗積重威著 法律小話 價二・五〇 送一八
法學博士 板倉松太郎著 刑事訴訟法大綱 價二・八〇 送一八
法學士 黑瀨善治著 實用刑事訴訟法 價五・〇〇 送一八
法學士 清水孝造著 新刑事訴訟法理論 價四・〇〇 送一八
法學博士 林賴三郎著 新刑事訴訟法大意 價〇・五〇 送六
法學博士 牧野菊之助著 民法要綱（全） 價七・〇〇 送二四
法學士 金森德次郎著 帝國憲法要綱 訂正改版 價三・〇〇 送一八
田和一夫譯 西亞憲法 改正 價〇・五〇 送四

## 編輯餘錄

□ 昭和四年の刑事學界はかなり大きな波紋をゑがきつゝ茲に暮れ行くこととなつた。われわれは刑法草案がこの年に於てどれほど進行されたかは覗ふによしがなかつたが、少くとも常習盜犯防止の問題が刑法委員會にかけられたとき、その委員會が之に對して不定期刑をとり、刑務委員會制度を採用しようとしたことに付て吾曹は行刑の前途にあかるさがあることを知らねばならぬ。

□ 常習盜犯防止草案が新聞に傳へられたところによるとそれはたゞ刑法上の問題だけとされたらしい。行刑上に重大な意義のある不定期刑と刑務委員會とが姿を消したことはいかにも物足らぬことではある。だが吾曹はその二つが刑法改正委員たちによつて是認されただけでもいくらかの滿足を感ずることが出來る。立法者たちの思想はも早それに傾いて居るのだ。たゞ、あせらずにその思想を具体化せしめて行くことが吾曹のこれからの義務なのである。

□ 司法部の暮は大事件つづきで殊にいそがしい。それにつれて市ケ谷刑務所の暮も亦いそがしさうだ。未決監のいそがしさは吾曹の興味噌を未決問題にむけるべくヒントを與へるのである。監獄學の研究もなかなかいそがしくなつた。

□ 記念論文集と懸賞論文とで刑政編輯の暮のいそがしいことよ。だが、生まれ出た曉に於ては茲に吾曹昭和四年の努力がたゝへられるに違ひない。

□ さらば、讀者諸君この年を送り更に新なる年の活躍を樂しまうではないか。

轉居
荏原郡池上町字德持
四五〇（池上鐵道 池上驛下車）
正木亮

定價
一冊（稅共） 金二十五錢
六冊（稅共） 金一圓五十錢
十二冊（稅共） 金三圓

廣告料
五號活字半段 一行 金一圓
一等一頁 金五十圓
二等一頁 金四十圓
普通一頁 金三十圓

註文規定
㊀御註文は總て前金のこと
㊁御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
㊂御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年十一月二十五日印刷納本
昭和四年十二月一日發行

發行兼編輯人 東京市麹町區西日比谷町壹番地 住江敬義
印刷人 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三八四番地 竹田益平
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三八四番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第42巻第12号
矯正図書館

42e Année n° 12 Décembre 1929

# KEISEI

## Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.
Masaki, A.—De la récréation et de l'éducation des prisonniers.
Saegi, F.—L'évolution du droit pénal en Chine ancienne (suite).
Kimura, K.—De l'ensemble de règles pour le traitement des prisonniers (projet de la sous-commission de la Commission Internationale Pénitentiaire).
Kusuhara, S.—De l'enfance coupable.
Motoji, S.—De l'abolition du "county jail" et de l'extension de "l'industrial farm" au Etats-Unis d'Amérique du Nord (suite et fin).
Sakamoto, H.—Les prisons et l'Ecole positive.
Sumie, K.—De la moralité du personnel pénitentiaire.
Mouvement des idees à l'étranger:
T. B. Ybarra, U. S. A, vs. U. S. E. ?; Schmidt, Die Strafvollzug und die Entlassungsfürsorge; Bumke, Das Jubiläum des Reichsgerichts.
Informations diverses.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio